

令和元年度 第2回野田市地域福祉計画審議会次第

日 時 令和元年10月29日（火）
午後1時30分から
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 議 事

議題1 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（素案）について

議題2 パブリック・コメント手続の実施について

3 閉 会

野田市地域福祉計画 第3次改訂版〔素案〕

説明資料

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の素案につきましては、あらかじめ実施しました市民の意識調査や福祉関係団体の意向調査の結果を踏まえまして、【第2次改訂版】に引き続き現行施策を効果的に推進すべきことから、基本理念を始めとする基本的な事項は時点修正を加えた上で継承する形をとっております。

このことから、第2回野田市地域福祉計画審議会での素案の説明に当たりましては、この「説明資料」に基づきまして、新たに計画に盛り込むこととなりました平成30年4月1日の改正社会福祉法の施行による「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」や平成28年4月1日の改正自殺対策基本法の施行による「市町村自殺対策計画」を中心に説明をさせていただきます。

目 次

I 総 論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景	1
（1）国・県の動向	1
（2）野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）	1
2 地域福祉計画の必要性	2
（1）社会全体の情勢	2
（2）福祉活動に関する努力	2
（3）現状のまとめと課題	3
（4）野田市をめぐる基本的な背景	3
（5）社会福祉法による要請	4
3 計画の位置付け	5
4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）	6
5 計画の期間	6
6 野田市の現状と課題	7
（1）野田市における現状	7
（2）市民アンケート調査の結果概要について	19
7 野田市の福祉を取り巻く課題	51
（1）地域社会の状況変化に対応した保健福祉サービスの提供	51
（2）市民が求める保健福祉活動に対応した基盤づくり	51
（3）バリアフリー社会の確立と地域の活性化	52

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）	53
（1）社会福祉事業の計画的推進	53
（2）住民活動と公的サービスの連携の確保	53
（3）行政改革の中で施策の充実を図る視点	54
2 計画が目指すもの	54
3 基本理念	55
（1）誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり	55
（2）子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てる まちづくり	55
（3）市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり	56

第3章 基本目標等

1 基本目標	57
（基本目標1）市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり	57
（基本目標2）利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化	57
（基本目標3）福祉のまちづくりの推進	58
（基本目標4）自殺対策の推進	58 新規追加項目
2 基本方針について	60
（1）保健福祉推進のための『きっかけづくり』	60
（2）保健福祉推進のための『人づくり』	60
（3）保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	61
（4）地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	61 新規追加項目
（5）総合的・横断的なサービスの充実	61
（6）効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	62
（7）福祉サービス利用者の相談体制の充実	62
（8）生活困窮者の自立支援	62
（9）バリアフリー社会の確立	63
（10）福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	63
（11）いのち支える自殺対策の推進（自殺対策計画）	63 新規追加項目

第4章 計画の体系

○「野田市地域福祉計画」	65
--------------	----

第5章 部門計画の体系

1 野田市総合計画本編	71
2 野田市シルバープラン	73
3 野田市障がい者基本計画	75
4 野田市エンゼルプラン	76
5 野田市地域福祉活動計画	78

第6章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築	80
2 庁内関係部局との連携	80
3 役割分担と連携	80
（1）市の役割	80
（2）福祉関係者の役割	80
（3）市民の役割	80

Ⅱ 各 論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】

1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』	83
（1）あいさつ、声かけ運動の推進	83
（2）地区社会福祉協議会との共働	83
（3）情報提供方法や事業名の付け方についての検討	83
2 保健福祉推進のための『人づくり』	84
（1）ボランティア情報の提供	84
（2）ボランティアの育成	84
（3）ボランティア活動の支援	84
（4）学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）	85
3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	85
（1）地域福祉活動団体間の連携の強化	85
（2）地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）	85
（3）地域自治組織についての検討	86
（4）行政職員の地域活動への参加	86
4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	86 新規追加項目
（1）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	86
（2）多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	87
（3）地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	87

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

1 総合的・横断的なサービスの充実	88
（1）高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	88
（2）地域での孤立死等への対策	88
（3）子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	89
2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	90
（1）効果的・効率的なニーズの把握	90
（2）誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	90
3 福祉サービス利用者の相談体制の充実	91
（1）成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	91
（2）苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）	92
（3）地域包括支援センターの活用	92
4 生活困窮者の支援	92
（1）日常生活支援	92

(2) 自立に向けた支援	93
(3) 学習支援事業	93
(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	93

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立	94
(1) ハード面のバリアフリー化	94
(2) ソフト面のバリアフリー	94
2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	95
(1) コミュニティビジネスの検討	95
(2) 福祉協力店制度の検討	96

第4章 自殺対策の推進 新規追加項目

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等	97
(1) 計画策定の背景	97
(2) 計画の位置付け	97
(3) 計画の期間	97
(4) 計画の数値目標	97
2 野田市における自殺の現状	98
(1) 自殺者数の推移	98
(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較	100
(3) 支援が優先されるべき対象群	101
3 野田市の自殺対策における取組	102
(1) 基本施策	102
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	102
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	102
基本施策3 市民への啓発と周知	103
基本施策4 生きることの促進要因への支援	103
(2) 重点施策	104
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	105
重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上	106
重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進	106
(3) 生きる支援の関連施策	108

《資 料》

■野田市地域福祉計画審議会設置条例	121
■野田市地域福祉計画審議会委員名簿	123
■用語集	124

1 計画策定の背景《素案の1ページ、2ページの部分》

(1) 国・県の動向

■全国的な傾向

・少子高齢化の進行とともに単身世帯数の増加傾向が続くと推計

⇒ 家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域でのつながりが希薄化して支え合いの機能の低下が進行

また、公的制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性や「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題に対する課題が表面化

さらに、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とするものもあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになった。

■国

国では、制度や分野ごとの「縦割り」、「ささえて」、「受け手」という関係を超え、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉法の改正（平成30年4月施行）が行われた。

■千葉県

県では、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して、平成27年度から「第三次千葉県地域福祉支援計画」を推進する中、社会福祉法の改正や社会状況の変化を踏まえ、平成31年3月に中間見直しが行われた。

また、県計画に基づき、福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進め、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりを推進することとしている。

(2) 野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）

保健福祉行政の取組は、市町村レベルにおける地域の実情に配慮したものへと重心が移ってきている。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと。また、市町村には、その地域づくりの取組の支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなぐための、縦割りではなく「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められる。

今回の改訂は、第2次改訂版の第3次改訂として、実施対応した事業成果を拡充し、これまでの計画同様、方針や施策等を継続しつつ、地域共生社会の実現を通じて、新たな課題へ臨機応変に対応する体制づくりを目指すものとする。

また、「自殺対策計画」は、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものであり、自殺対策を効果的・効率的に推進するため、関連計画と整合性を図り、各分野の取組との調和に配慮し、施策の推進を図る。

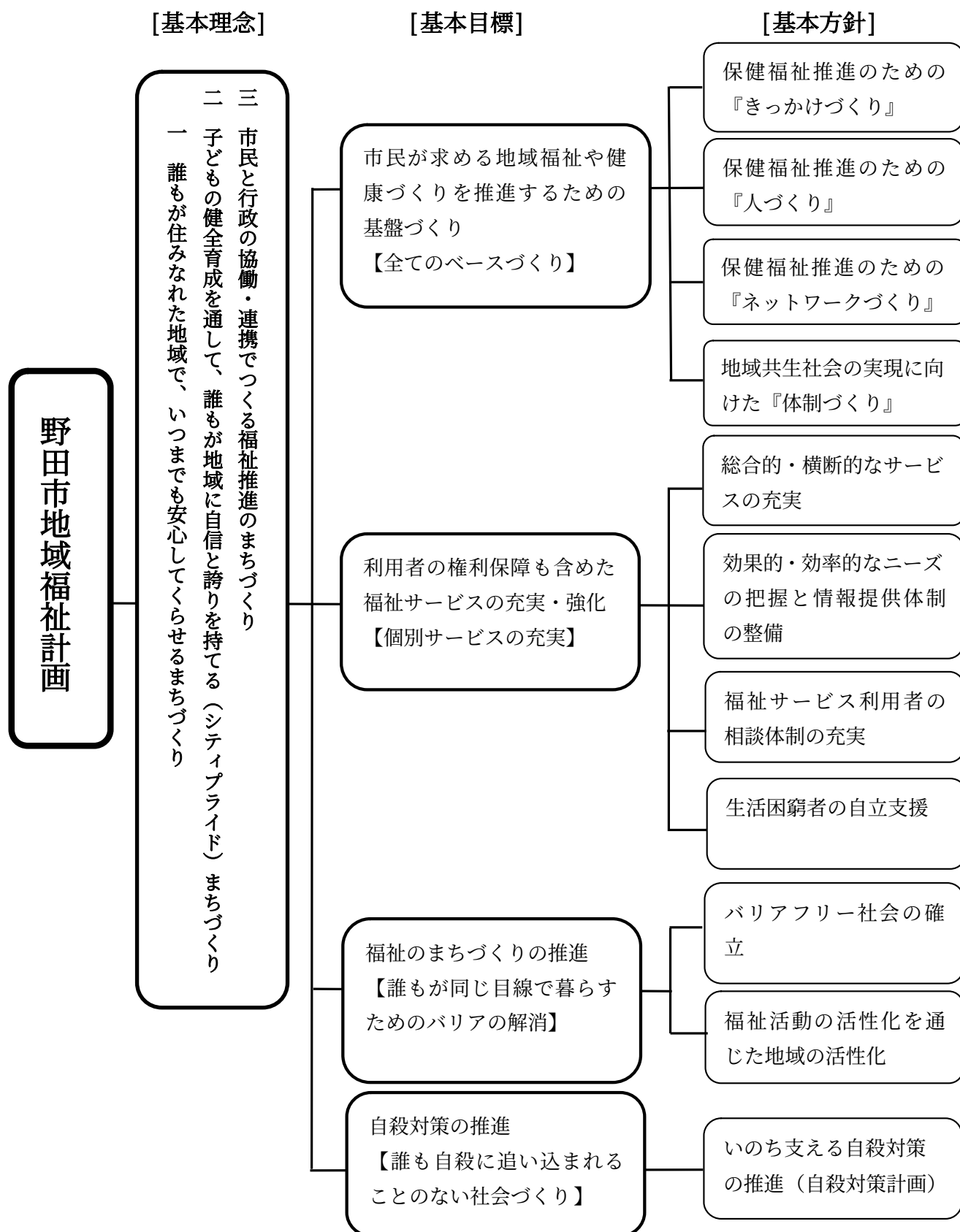
5 計画の期間《素案の6ページ部分》

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とする。

また、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、状況の変化等により必要に応じて野田市地域福祉計画審議会へ進捗状況を報告するとともに見直しを行う。

計画の体系【野田市地域福祉計画の全体】《素案の 65 ページ部分》

⇒基本目標に「自殺対策の推進」を加え、基本方針に「地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』」と「いのち支える自殺対策の推進（自殺対策計画）」を加える。



【各基本目標における関連事業】 《素案の 66 ページ部分》

⇒「地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』」に3項目の関連事業を加える。

〔基本目標1〕 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり
【全てのベースづくり】

○基本方針

○関連事業

保健福祉推進のための
『きっかけづくり』

- (1) あいさつ、声かけ運動の推進
- (2) 地区社会福祉協議会との共働
- (3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討
- (4) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚（シ）
- (5) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成（シ）
- (6) 公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進（障）
- (7) 食育の推進（エ）

保健福祉推進のための
『人づくり』

- (1) ボランティア情報の提供
- (2) ボランティアの育成
- (3) ボランティア活動の支援
- (4) 学校・地域における福祉教育の充実
- (5) 生きがい対策の充実（シ）
- (6) ボランティア活動の推進（シ）
- (7) 福祉教育等の推進（障）
- (8) ボランティア活動に対する理解の促進と支援（障）
- (9) 指導力の向上と研究の促進（障）
- (10) 児童の健全育成（エ）
- (11) 次代の親の育成（エ）
- (12) 家庭や地域の教育力の向上（エ）

保健福祉推進のための
『ネットワークづくり』

- (1) 地域福祉活動団体間の連携の強化
- (2) 地域の触れ合いの場づくり
- (3) 地域自治組織についての検討
- (4) 行政職員の地域活動への参加
- (5) 地域ケアシステムの確立（シ）
- (6) コミュニティ活動の促進（シ）
- (7) コミュニケーション支援体制の充実（障）
- (8) 子育て支援ネットワークづくり（エ）
- (9) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備（エ）

地域共生社会の実現に
向けた『体制づくり』

- (1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
- (3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

〔関連事業の凡例〕
(障) 障がい者計画
(エ) エンゼルプラン
（子ども関連の計画）
(シ) シルバープラン
（高齢者・介護関連の計画）

○基本方針

(4) 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』《素案の 61 ページ部分》

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活していく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複合化しています。

具体的には、中高年のひきこもりの子を後期高齢者の親が面倒を見るという 8050 問題や介護と育児が同時期に発生するダブルケアの課題などが社会問題になっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度のみでは解決が困難であり、制度、分野ごとに整備されてきた公的支援についても複合的に支援していくことが必要になります。

また、地域住民や地域の多様な主体が支え手や受け手という関係を超えて「我が事」として参画し、人同士はもちろんのこと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」が平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法でも求められています。

このような地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるなどの『包括的な支援体制の整備に係る事業』における体制の整備を進めていきます。

○関連事業

4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』《素案の 86 ページ、87 ページの部分》

(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。

(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号では、「生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するために、相互に有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、住民に身近な圏域にある相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。

(3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点

の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。

〔基本目標 4〕 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

○基本方針

いのち支える自殺対策
の推進（自殺対策計画）

○関連事業

- （１）地域におけるネットワークの強化
- （２）自殺対策を支える人材育成
- （３）市民への啓発と周知
- （４）生きることの促進要因への支援

〔基本目標 4〕 自殺対策の推進《素案の 58 ページ、59 ページの部分》

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

自殺対策基本法における以下の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない野田市を目指します。

- (1) 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全てのかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施します。
- (2) 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施します。
- (3) 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的視点からのみならず、自殺の実態に即して実施します。
- (4) 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施します。
- (5) 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策における有機的な連携を図り、総合的に実施します。

○基本方針

(II) いのち支える自殺対策の推進(自殺対策計画)《素案の 63 ページ、64 ページの部分》

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる社会づくりの推進に努めます。

第4章 自殺対策の推進

《素案の 97 ページから 118 ページまでの部分》

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成 10 年に一挙に増加して 3 万人を突破し、その後平成 23 年まで 14 年間連続して 3 万人を超える状態が続きました。このような状況の下、我が国の自殺対策は、平成 18 年 6 月に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は先進諸国よりも高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定されることとされました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

(3) 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね 5 年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5 年に一度を目安として内容の見直しを行います。

(4) 計画の数値目標

平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026 年（令和 8 年）までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を 2015 年（平成 27 年）と比べて 30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市の当面の目標値として、2015 年（平成 27 年）の

年間の自殺死亡率 19.2 を 2026 年（令和 8 年）までにおおむね 30%程度、減少させることを目標とします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

2015 年（平成 27 年） ⇒ 2026 年（令和 8 年）
19.2（30 人） ⇒ 約 13.4（21 人）

2 野田市における自殺の現状

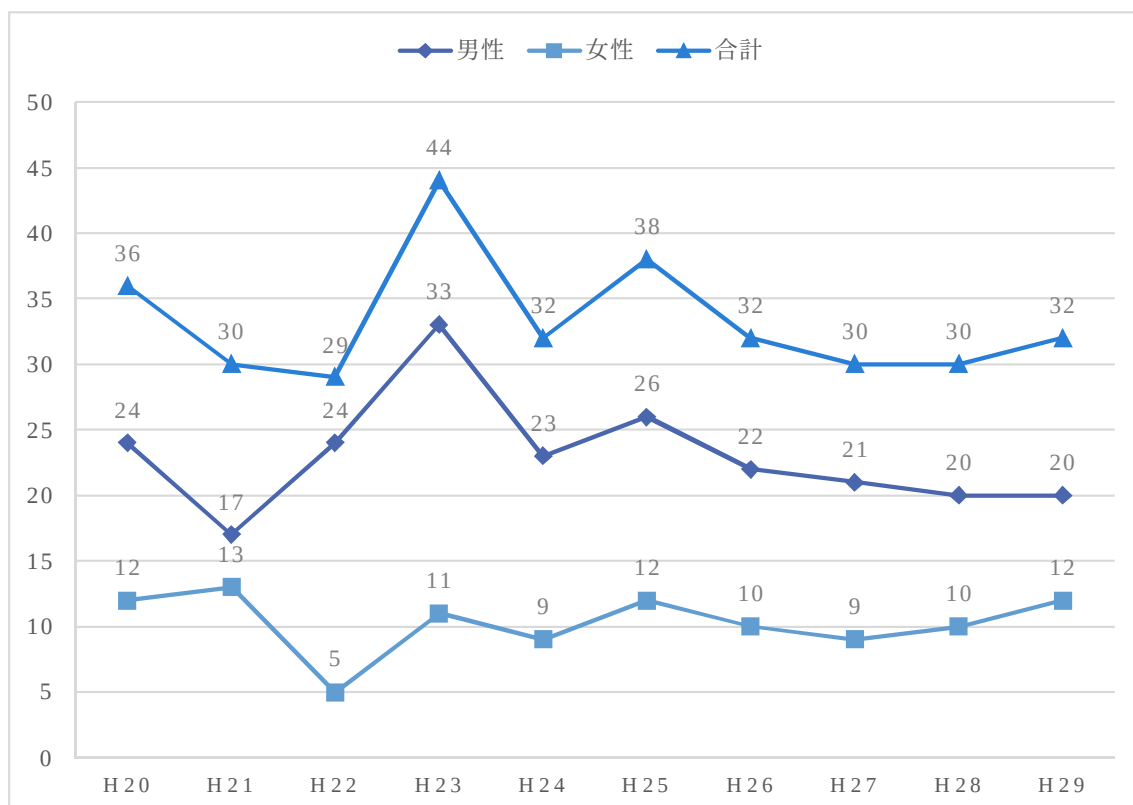
（1）自殺者数の推移

野田市の自殺者数は、増減を繰り返しながら徐々に増加し、平成 23 年をピークに減少し、ほぼ横ばいで推移しています。性別では、男性の自殺者数は、女性の約 2 倍となっています。

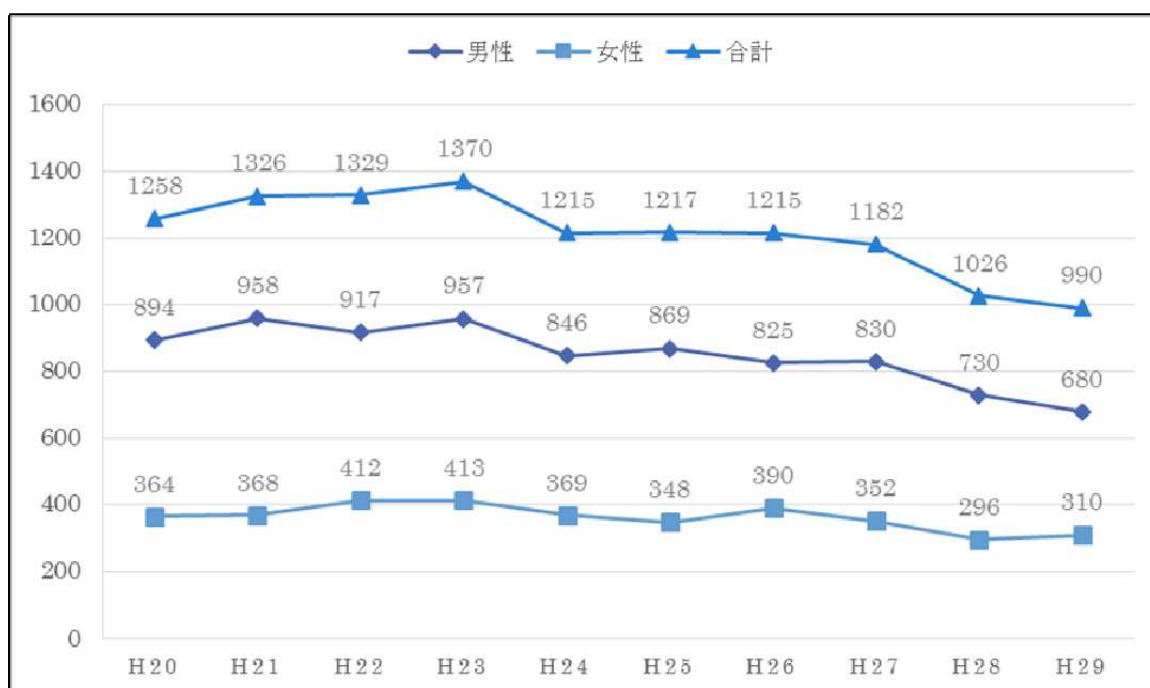
千葉県の上殺者数も、平成 23 年の 1,370 人をピークにその後は緩やかに減少しています。

全国の上殺者数は、3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年に 3 万人を下回り、それ以降は年々減少しています。

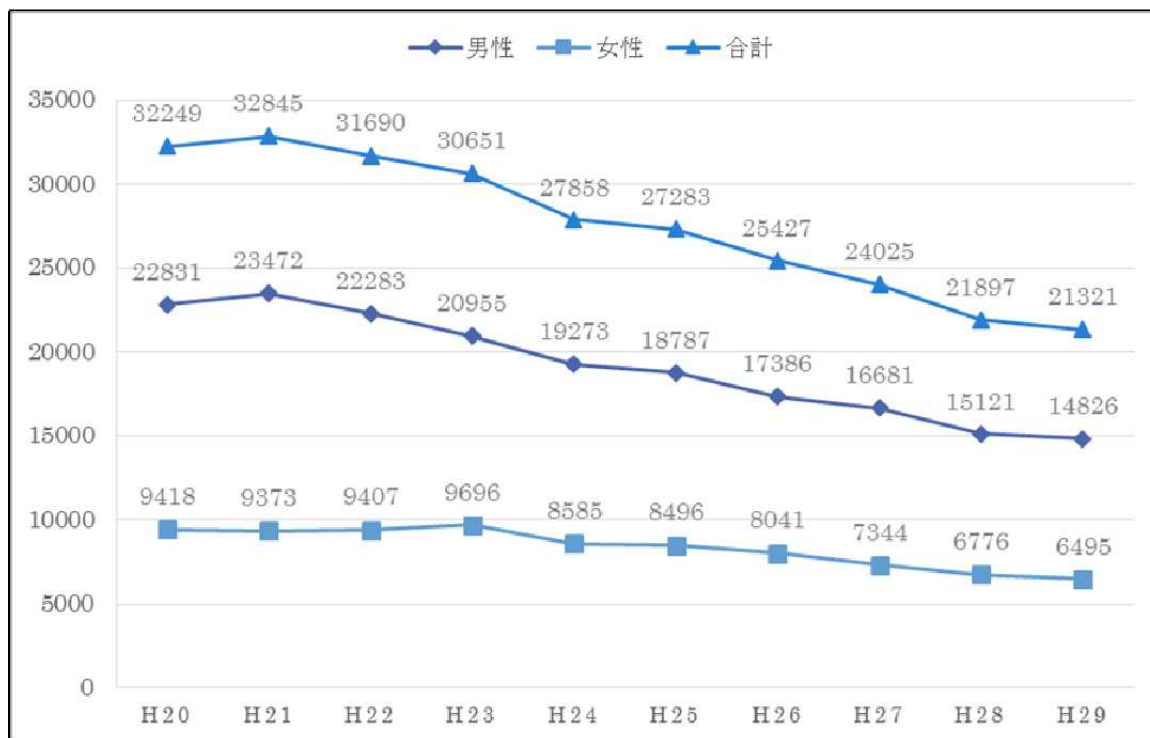
1) 野田市（H20 年～H29 年）



2) 千葉県 (H20 年～H29 年)



3) 全国 (H20 年～H29 年)

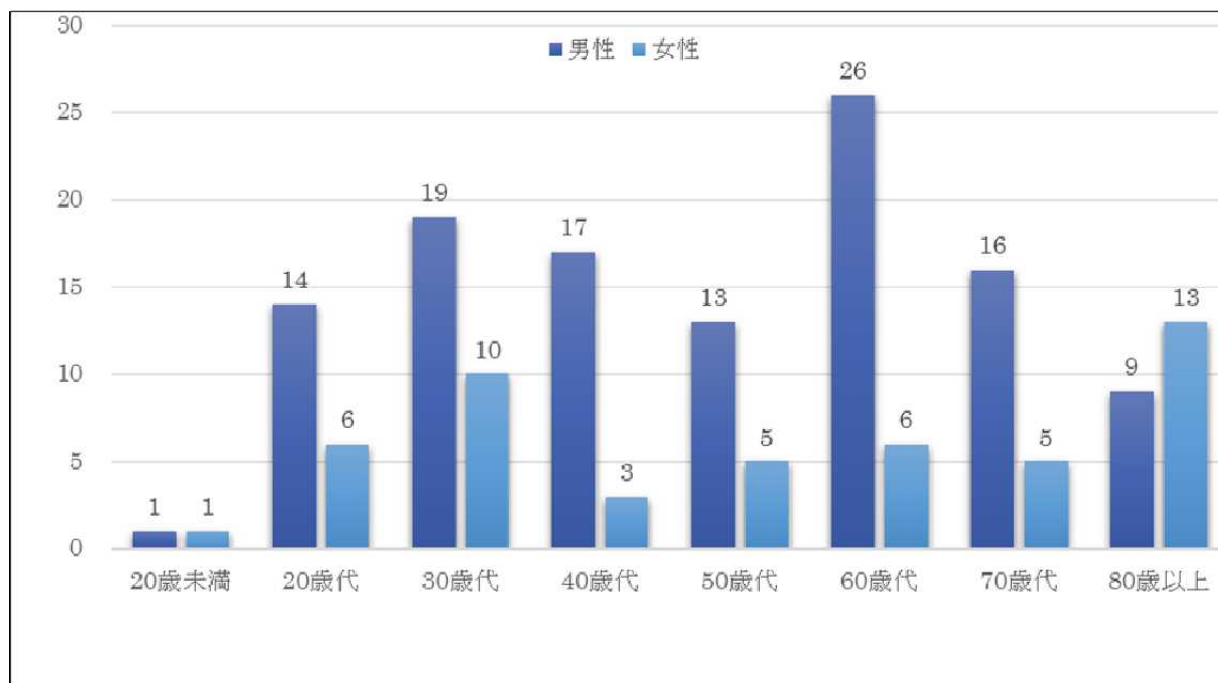


(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較

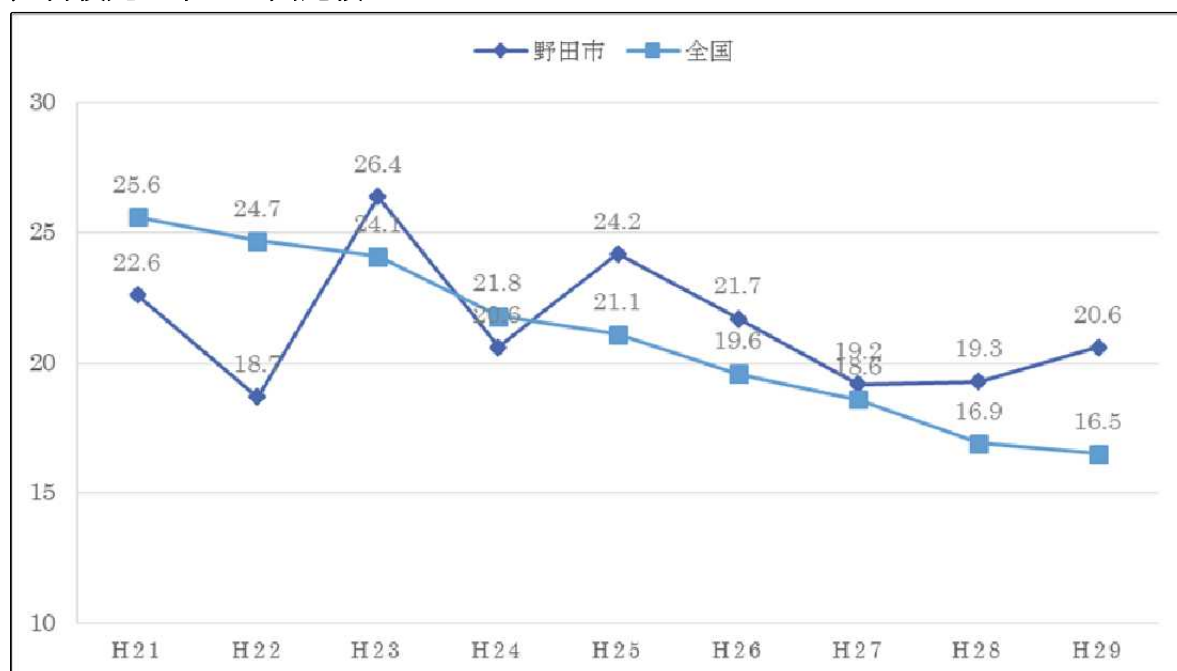
年齢別自殺者数を見ると、男性では 60 歳代、30 歳代、40 歳代の順で多く、女性では、80 歳以上、30 歳代が多い状況です。

野田市の自殺死亡率を全国と比較すると、おおむね全国よりも低い自殺死亡率で推移していましたが、平成 25 年から全国よりも高い水準で推移しています。

1) 年齢・性別自殺者数（野田市 H25 年～H29 年の合計）



2) 自殺死亡率の全国比較



(3) 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間に
いて自殺者数が多い上位 5 区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。

本市では、これら上位 5 区分を、市として支援が優先されるべき対象群として、重点的
に支援を進めてまいります。

野田市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25 年から H29 年までの合計））

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位：男性 60 歳以上 無職同居	27	16.5%	41.8	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み （疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位：男性 20～39 歳 無職同居	15	9.1%	111.0	①【30 代その他無職】ひきこもり＋ 家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観 →うつ状態→自殺
3 位：女性 60 歳以上 無職同居	14	8.5%	13.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位：男性 60 歳以上 有職同居	13	7.9%	29.4	①【労働者】身体疾患→介護疲れ→ アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金→介 護疲れ→うつ状態→自殺
5 位：女性 20～39 歳 無職同居	10	6.1%	29.3	DV 等→離婚→生活苦→子育ての悩 み→うつ状態→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

※ 順位は自殺者数の多さに基づきます。

※ 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした

※ 上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの
主なものが記載されています。

3 野田市の自殺対策における取組

野田市の自殺の実態を分析した結果や、国から提供された「野田市の自殺の特徴」を踏まえ、生きる支援の取組として以下の4つの基本施策と3つの重点施策を推進します。

(1) 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

① 地域におけるネットワークの強化

生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。また、様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報共有を推進します。

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、情報共有するなど、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整備します。

基本施策2 自殺対策を支える人材育成

自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした養成講座等を開催することで、地域の担い手・支え手となる人材を育成していきます。

① ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

また、ボランティアセンターに登録し活動する市民団体や、日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

基本施策3 市民への啓発と周知

相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。そのため、市民との様々な接点を生かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には広報媒体や公共施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

① リーフレット等の作成と配布

納税や保険料の支払い、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

② 地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。

③ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知

9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。

④ 高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載

高齢者や障がい者向けしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る取り組みを進めます。

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。

② 適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。

③ 子育て世帯に対する支援

保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。

④ 児童家庭に対する支援

児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。

⑤ 支援者への支援

- ・**介護者への支援**：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。
- ・**市職員への支援**：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。
- ・**教職員への支援**：教職員向けの研修を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど、教職員への支援を図ります。

(2) 重点施策

本市では、平成25年から29年の5年間で、164人（男性115人、女性49人）が自殺で亡くなっています。そのうち75人は60歳以上と、およそ2.2人に1人という高い割合を高齢者が占めています。また、原因・動機別では「健康問題」、「経済・生活問題」の順となっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。そのため、そうした問題を抱えた時の対処方法や助けを求めることのできる相談・支援先について正確な情報等を、あらかじめ知っておくことが、いざという時に役に立ちます。

こうしたことを踏まえて本市では、「高齢者」、「生活困窮者」に関わる自殺への取組に加えて、「子ども・若者」を対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

※自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル（2018）」においても、野田市において、今後、重点的に取り組むべき課題として「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」に関わる自殺への取組が推奨されています。

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域でのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれもあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050 問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、最悪の場合はともだおれの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的な支援）の啓発と実践を共に強化していく必要があります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援先へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその家族が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。今後は、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを進めていきます。

① 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

② 支援者への「気づき」の力を高める

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応が出来るよう、支援者を対象としたゲートキーパー養成研修の実施や受講の推奨を行います。

③ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

④ 高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談できるよう、介護者同士の交流の場を確保し、情報交換を行ったりすることにより、介護者の負担軽減を図ります。

重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

本市における、過去5年間（平成25年から29年まで）の自殺者164人のうち、経済・生活問題が原因・動機としてあげられた者は41人となっています。

自殺の危険性が高い者は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある者もいると考えられます。また、生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

こうした状況を踏まえて厚生労働省は、平成28年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。本通知においては、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援を展開することが重要」とし、そうした取り組みの実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」とされております。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連携に向けては、国を挙げた取組が進められており、本市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

① 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

② 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

生活苦に陥ってる人の中には、支援のための制度につながるができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進

本市における、過去5年間の（平成25年から29年まで）の20歳未満の自殺者数は、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。また、自殺死亡率は全国の平均値よりも低い状況にあります。

しかし、本市は、子ども・若者向けの対策を重点施策の1つとして位置付けることにしました。それは、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけてもらうことは将来の自殺リスクの低減につながり得ると考えられるからです。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、子どもが

自殺リスクを抱えている前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法では、第 17 条第 3 項において、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発その他学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育または啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOS の出し方に関する教育」の推進）

さらに、平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の 1 つに追加され、学校における SOS の出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの貧困対策や、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、子供の居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性がうたわれました。

このように、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれることのない社会を作っていく上で極めて重要な取り組みです。そのため本市では、子ども・若者に対する自殺対策を市の重点施策の一つに加え、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

① 子ども・若者向けの相談支援の推進

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校で SOS の出し方に関する教育を実施します。

(3) 生きる支援の関連施策

No	事業名	「生きる支援」事業内容	担当課
1 地域におけるネットワークの強化			
1	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	市民生活課
2	市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民生活課
3	地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止に繋がる。	介護支援課
4	高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止に繋がる。	介護保険課
5	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	生活支援課
6	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有のうえ適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	子ども家庭総合支援課
7	障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	障がい者支援課
8	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	障がい者支援課

2 自殺対策を支える人材の育成			
9	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	生活支援課
10	一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	生活支援課
11	ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	生活支援課
12	青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	青少年課
13	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	児童家庭課
14	ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	児童家庭課
3 市民への啓発と周知			
15	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	生活支援課
16	図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	興風図書館
17	老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
18	中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
19	関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課

20	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	市民生活課
21	人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げるにより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
22	男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げるにより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
23	育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	学校教育課
24	教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	学校教育課
25	青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	青少年課
26	青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	青少年課
27	ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	障がい者支援課
4 生きることの促進要因への支援			
28	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	広報広聴課
29	法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	広報広聴課
30	交通事故相談	交通事故のもめごとや示談の進め方、損害賠償の請求など相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	広報広聴課

31	認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	介護保険課
32	えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人とがつながることが出来る場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	介護保険課
33	認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	介護保険課
34	敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
35	避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日ごろから要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
36	福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会をすることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	高齢者支援課
37	家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	高齢者支援課
38	徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	高齢者支援課
39	訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課

40	合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
41	体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
42	配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
43	家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
44	ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
45	緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
46	介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
47	養護老人ホームへの措置入所	65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
48	複合老人ホーム野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談し易いことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	高齢者支援課
49	岩木小学校老人デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談し易いことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	高齢者支援課
50	いきいきクラブ連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課

51	介護相談員派遣事業	介護相談員（民生委員）の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
52	母子健康手帳交付	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター 子ども支援室
53	子ども相談	妊娠期から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター 子ども支援室
54	野田市乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む）	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
55	各種健診（乳幼児）	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
56	寝たきり老人訪問 歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
57	健康相談	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
58	24時間救急医療体制	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	保健センター
59	うつ病に関する知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談、健康教育、こころの健康に関する講演会等を通して、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	保健センター

60	市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	収税課
61	市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	営繕課
62	消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	市民生活課
63	避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があるとあり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	防災安全課
64	人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
65	女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何某かの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
66	D V相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
67	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課

68	育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課
69	教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	学校教育課
70	学校職員安全衛生管理事業	学校職員（支援者）の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	学校教育課
71	学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。	学校教育課
72	給食費の滞納金徴収事務	窓口や臨戸徴収等で保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課
73	教育・いじめ相談（対象：小中学校の児童生徒）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	指導課
74	教育・いじめ相談（対象：青少年）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	青少年課
75	つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
76	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
77	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
78	子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課

79	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	児童家庭課
80	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
81	養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
82	ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
83	母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
84	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
85	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
86	母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課

87	児童家庭相談事業 (家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
88	児童家庭相談事業 (児童虐待防止対策)	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
89	児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
90	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
91	育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	子ども家庭総合支援課
92	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	生活支援課
93	民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	生活支援課
94	障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	障がい者支援課
95	障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	障がい者支援課
96	障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて本人や家族等の支援を行う。	障がい者支援課

97	障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がい者当事者による相談業務を実施する。	障がい者支援課
5 児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育			
98	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまう子どももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	指導課
99	いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象に SOS の出し方に関する教育を実施する。	指導課

野田市地域福祉計画

【第3次改訂版】

[素案]

令和2年3月
野 田 市

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の策定に当たって

目 次

I 総 論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景	1
（1）国・県の動向	1
（2）野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）	1
2 地域福祉計画の必要性	2
（1）社会全体の情勢	2
（2）福祉活動に関する努力	2
（3）現状のまとめと課題	3
（4）野田市をめぐる基本的な背景	3
（5）社会福祉法による要請	4
3 計画の位置付け	5
4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）	6
5 計画の期間	6
6 野田市の現状と課題	7
（1）野田市における現状	7
（2）市民アンケート調査の結果概要について	19
7 野田市の福祉を取り巻く課題	51
（1）地域社会の状況変化に対応した保健福祉サービスの提供	51
（2）市民が求める保健福祉活動に対応した基盤づくり	51
（3）バリアフリー社会の確立と地域の活性化	52

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）	53
（1）社会福祉事業の計画的推進	53
（2）住民活動と公的サービスの連携の確保	53
（3）行政改革の中で施策の充実を図る視点	54
2 計画が目指すもの	54
3 基本理念	55
（1）誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり	55
（2）子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てる まちづくり	55
（3）市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり	56

第3章 基本目標等

1 基本目標	57
（基本目標1）市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり	57
（基本目標2）利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化	57
（基本目標3）福祉のまちづくりの推進	58
（基本目標4）自殺対策の推進	58
2 基本方針について	60
（1）保健福祉推進のための『きっかけづくり』	60
（2）保健福祉推進のための『人づくり』	60
（3）保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	61
（4）地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	61
（5）総合的・横断的なサービスの充実	61
（6）効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	62
（7）福祉サービス利用者の相談体制の充実	62
（8）生活困窮者の自立支援	62
（9）バリアフリー社会の確立	63
（10）福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	63
（11）いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）	63

第4章 計画の体系

○「野田市地域福祉計画」	65
--------------------	----

第5章 部門計画の体系

1 野田市総合計画本編	71
2 野田市シルバープラン	73
3 野田市障がい者基本計画	75
4 野田市エンゼルプラン	76
5 野田市地域福祉活動計画	78

第6章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築	80
2 庁内関係部局との連携	80
3 役割分担と連携	80
（1）市の役割	80
（2）福祉関係者の役割	80
（3）市民の役割	80

Ⅱ 各 論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】

1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』	83
（1）あいさつ、声かけ運動の推進	83
（2）地区社会福祉協議会との共働	83
（3）情報提供方法や事業名の付け方についての検討	83
2 保健福祉推進のための『人づくり』	84
（1）ボランティア情報の提供	84
（2）ボランティアの育成	84
（3）ボランティア活動の支援	84
（4）学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）	85
3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	85
（1）地域福祉活動団体間の連携の強化	85
（2）地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）	85
（3）地域自治組織についての検討	86
（4）行政職員の地域活動への参加	86
4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	86
（1）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	86
（2）多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	87
（3）地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	87

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

1 総合的・横断的なサービスの充実	88
（1）高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	88
（2）地域での孤立死等への対策	88
（3）子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	89
2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	90
（1）効果的・効率的なニーズの把握	90
（2）誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	90
3 福祉サービス利用者の相談体制の充実	91
（1）成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	91
（2）苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）	92
（3）地域包括支援センターの活用	92
4 生活困窮者の支援	92
（1）日常生活の支援	92

(2) 自立に向けた支援	93
(3) 学習支援事業	93
(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	93

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立	94
(1) ハード面のバリアフリー化	94
(2) ソフト面のバリアフリー	94
2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	95
(1) コミュニティビジネスの検討	95
(2) 福祉協力店制度の検討	96

第4章 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等	97
(1) 計画策定の背景	97
(2) 計画の位置付け	97
(3) 計画の期間	97
(4) 計画の数値目標	97
2 野田市における自殺の現状	98
(1) 自殺者数の推移	98
(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較	100
(3) 支援が優先されるべき対象群	101
3 野田市の自殺対策における取組	102
(1) 基本施策	102
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	102
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	102
基本施策3 市民への啓発と周知	103
基本施策4 生きることの促進要因への支援	103
(2) 重点施策	104
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	105
重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上	106
重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進	106
(3) 生きる支援の関連施策	108

《資 料》

■野田市地域福祉計画審議会設置条例	121
■野田市地域福祉計画審議会委員名簿	123
■用語集	124

I 総論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

少子高齢化が進行する中、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと推計されており、家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度の狭間^{はざま}」の問題への対応等の課題が表面化し、更に様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。

こうした中、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「ささえて」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、共に支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正（平成30年4月施行）などを行ったところ です。

県では、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して、平成27年度から「第三次千葉県地域福祉支援計画」を推進しておりますが、社会福祉法の改正や社会状況の変化を踏まえ、平成31年3月に中間見直しを行いました。

また、県計画に基づき、福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりを推進することとしています。

(2) 野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）

保健福祉行政の取組は、保健福祉サービスに関する事務のほとんどが「自治事務」に位置付けられ、市町村レベルにおける地域の実情に配慮したものへと重心が移ってきています。具体的には、「他人事^{たにんごと}」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組の支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すため、地域福祉の推進に関し各分野の福祉計画を包括し一体的に定めるとともに、「野田市総合計画」との整合を図り策定される計画です。

今回は第2次改訂版の第3次改訂として、実施対応した事業成果を拡充しつつ、これまでの計画同様、保健福祉行政の取組は、国から市町村地域への実情に促したものと傾向が強まっていることから、方針や施策等を継続しながら地域共生社会の実現を通じて、新たな課題へ臨機応変に対応する体制づくりを目指します。

また、「自殺対策計画」は、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺対策を効果的・効率的に推進するため、関連計画と整合性を図るとともに、各分野の取組との調和に配慮し、施策の推進を図ります。

2 地域福祉計画の必要性

(1) 社会全体の情勢

地域福祉計画策定の背景として、地域社会の変容があります。

これまで策定されてきた計画の社会情勢を踏まえてみると、国全体として扱われてきた問題は本市でも同様にその傾向を更に強くしており、都市化、核家族化が進むにつれて、これまでの家庭環境や地域におけるつながりが希薄になり、相互扶助機能が弱まったことで、必要な支援や知恵といったものが得られにくくなってきています。

また、これまでの問題が悪化するように少子高齢化の進行や長引く経済不況から、生活不安やストレスが増大していると言われ、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりの増大など、人々の抱える課題が複雑に顕著化してきています。

このような社会情勢の中で、高齢者や障がい者等の要支援者が、介護の問題を含め、家庭や地域社会での居場所環境が一層厳しいものとなり、対応に当たり公的な福祉サービスだけでは困難な場面が問題化してきました。

将来的に人口推計（野田市総合計画）を見ても、平成27年をピークに全体的に人口が減少する中、年齢3区分別の割合は少子高齢化が強まり、特に65歳以上人口が増加することが見込まれ高齢化が著しい傾向となっており、少子高齢化の抱える問題が肥大化することも予想されます。

今後、住民の暮らしを支えるためには、福祉サービスの充実とともに、地域において福祉問題の解決に取り組む、助け合う仕組みづくりの必要性が課題となっております。

●地域において福祉を必要とする声の高まり

(2) 福祉活動に関する努力

これまで、計画的な保健福祉行政の推進により、公的福祉サービスは全国的に充実してきました。

民間レベルにおいても、自治会や地区社会福祉協議会等による交流や福祉活動の活発な地域が数多く見られるとともに、広域的な地域をカバーする取組として、ボランティアやNPO法人等の活動も活発化してきており、その支援が重視されているとこ

ろです。

このように、社会福祉を通じたコミュニティ形成を図る動きが活発化して、「福祉でまちづくり」を目指す動きがあります。

●地域において新たな福祉を提供する動きが活発化

(3) 現状のまとめと課題

地域において、福祉を必要とするニーズが高まるとともに新たな福祉を提供する動きが活発化していますが、要支援者の要求が十分に満たされていないようです。

その要因として、情報提供の不足、行政の縦割り等を背景とした関係者間の協力・連携体制の欠如、思い込みによるサービスのミスマッチ等が考えられ、次の3点が求められていることとなります。

- ① 社会福祉事業の計画的推進を始めとした公的役割の一層の増大
- ② 地域住民の自主的な助け合いの意義
- ③ 官民連携の必要性が増大

●共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である「地域」に根差して助け合い、生活者としてそれぞれの地域で、誰もが、その人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努めることが必要

(4) 野田市をめぐる基本的な背景

①地域特性

野田市は全国的な核家族化が進んでいるものの、まだまだ昔ながらの「醤油^{しょうゆ}の街」として、市民の間には古くからの隣近所の付き合いや習慣が残っている地域も多く、このような場所では地域活動が活発に行われています。

また、首都から30キロ圏の立地ながら、市内には2,700haを超える（参照：農業委員会の令和元年度活動計画より）農地（市面積の約26%）がいまだに存在しており、農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が継続的に行われている地域もあります。

②地域活動の状況

地域によって、地区社会福祉協議会の事業である「ふれあいいきいきサロン」や「友愛訪問」のほか、ふれあいの会、世代間交流スポーツ大会、防犯パトロールなど、地域の実情に合わせた地域活動が、様々に工夫されながら数多く実施されています。

また、つくしんぼ運営委員会の「ふれあい喫茶つくしんぼ」のほか、子育て支援や地域活動支援センターを運営する各NPO法人などを含め、比較的広域にわたって活動する福祉関係のボランティア等が活発に活動しております。

③活動における課題

地域福祉活動には、若い世代や新しい住民の参加が少ないことと、各種の地域活動が行われているにもかかわらず、真にサービスが必要な障がい者等の要支援者に福祉サービスや情報が伝わっていない場合があること等の課題があります。

- 地域によっては、地域福祉活動が活発に行われる素地があるとともに、実際に活発に行われているところもあるが、若年世代や転入者の参加・協力や、情報提供の仕方等に課題があるのが実情

(5) 社会福祉法による要請

「社会福祉法 107 条」の規定に基づき、市町村は地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項等を内容とする「地域福祉計画」を策定し、公表することとされています。

- 以上の地域福祉を取り巻く情勢や野田市の現状や課題等の特性を踏まえ、社会福祉事業の計画的推進や住民活動と公的サービスの連携を図るための指針として、「野田市地域福祉計画【第3次改訂版】」を策定します。

3 計画の位置付け

「野田市地域福祉計画」との関連性について

① 野田市総合計画

市民を取り巻く社会や環境は、人口減少や超高齢化社会など多くの問題を抱えています。今後、野田市はこれらの問題に対処すべく、本計画に基づいて市民の皆様とともに、子どもを育て、老後を過ごしやすい福祉政策を充実させてまいります。さらには、かけがえのない豊かな自然環境を次の世代に残すとともに、自然と調和のとれた安全で利便性の高いまちづくりを推進することにより、魅力ある生活環境を整え、市政全体の底上げに向けて全力で取り組んでまいります。

② 個別計画の展開

各分野における個別の施策（計画）を展開しています。

- ・ 高齢者福祉：シルバープラン（老人福祉計画及び介護保険事業計画）
- ・ 障がい者福祉：障がい者基本計画、障がい福祉計画
- ・ 児童福祉：エンゼルプラン（子ども・子育て支援事業計画）
- ・ 保健福祉：健康づくり推進計画 21

これらの計画を具体的に推進するため、各個別計画にまたがる横断的な施策や、各計画では盛り込んでいない施策を新たに位置付け、総合的な考えの基一体的に定めることで、実施計画としての性格も併せ持つと考えられます。

③ その他の関連法及び計画について（国・県の指針等）

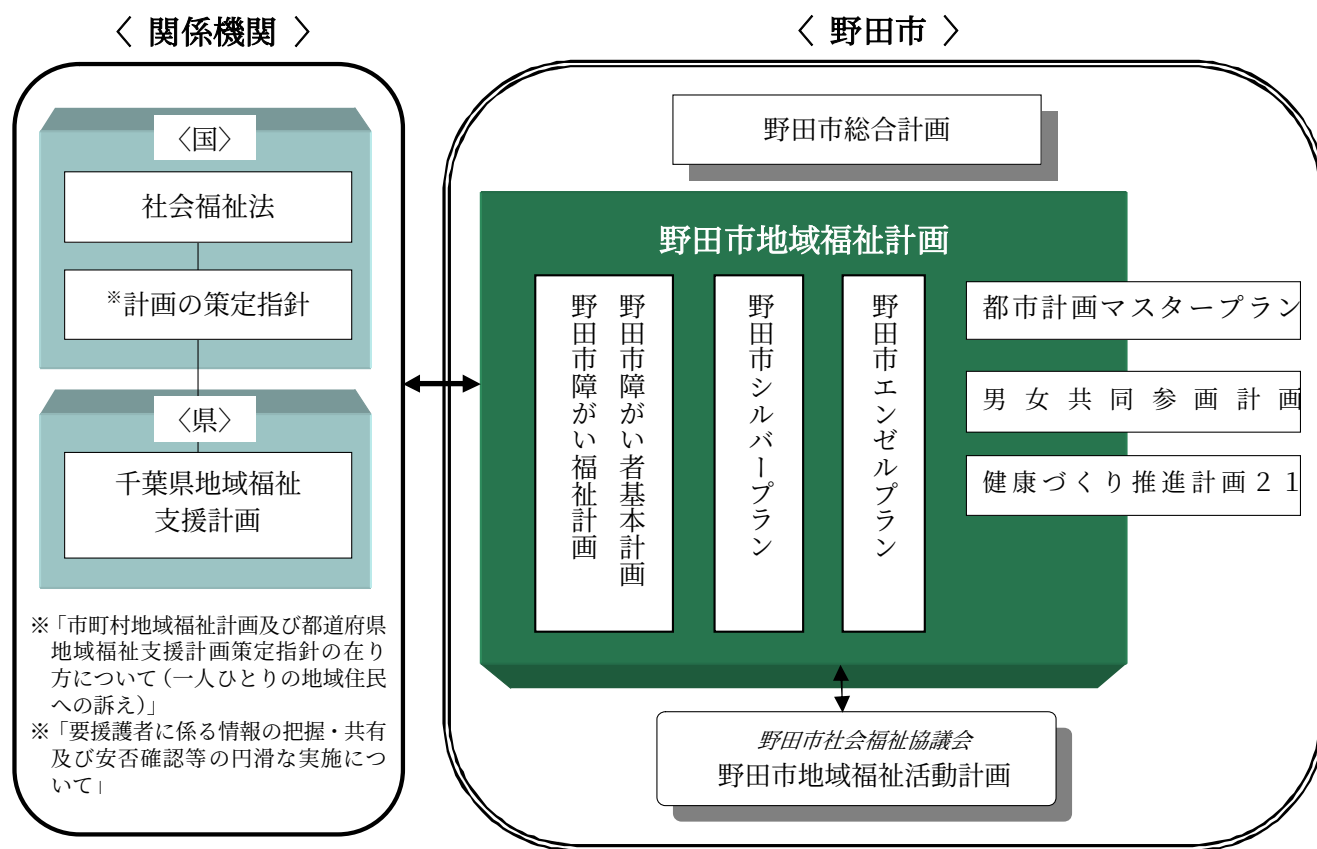
国の指針や関連法、「千葉県地域福祉支援計画」等の関連計画との整合性を図ったものとします。

④ 地域福祉活動計画（民間計画）との関係

「地域福祉計画」は市町村が策定する行政計画であり、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定する民間計画で、地域の展望・目標の点ではほぼ一致しており補完し合うものです。

「地域福祉活動計画」では基本理念を「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」としており、本市における地域福祉計画は、福祉の総合計画として福祉関係分野を中心としながら市民生活に関係するまちづくり、人づくりの分野とともに、地域福祉活動計画をも包括した「福祉の総合計画」と位置付けています。

【「野田市地域福祉計画」位置付けの体系】



4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）

前計画（第2次改訂版）における地域現状から、関宿町との合併等による市域の拡大や、これまでの古い町並みや農村集落から宅地開発による新興住宅地が拡大併存しており、自治会を始め地域に根差した活動を営んでいる団体同士の活動区域が複雑に重なり合っている実情は変わらず、従来から住民参加による福祉活動の実績から、地域福祉の中心的推進役でもある地区社会福祉協議会の活動区域を一つの単位として捉えることを継続します。

5 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

また、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、状況の変化等により必要に応じて野田市地域福祉計画審議会へ進捗状況を報告するとともに見直しを行います。

6 野田市の現状と課題

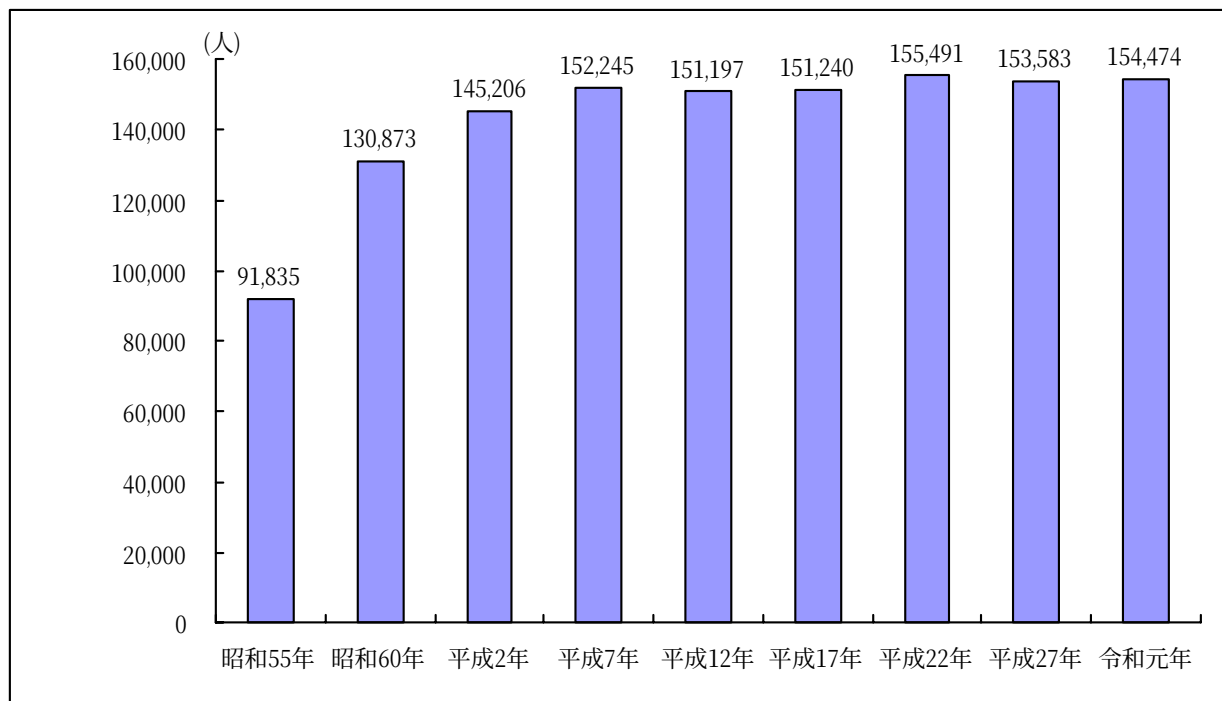
(1) 野田市における現状

① 人口の推移

令和元年10月1日現在の野田市の人口は、154,474人となっています。

平成7年までは急激な伸びを示していましたが、その後は横ばい状態となっています。

■野田市の総人口

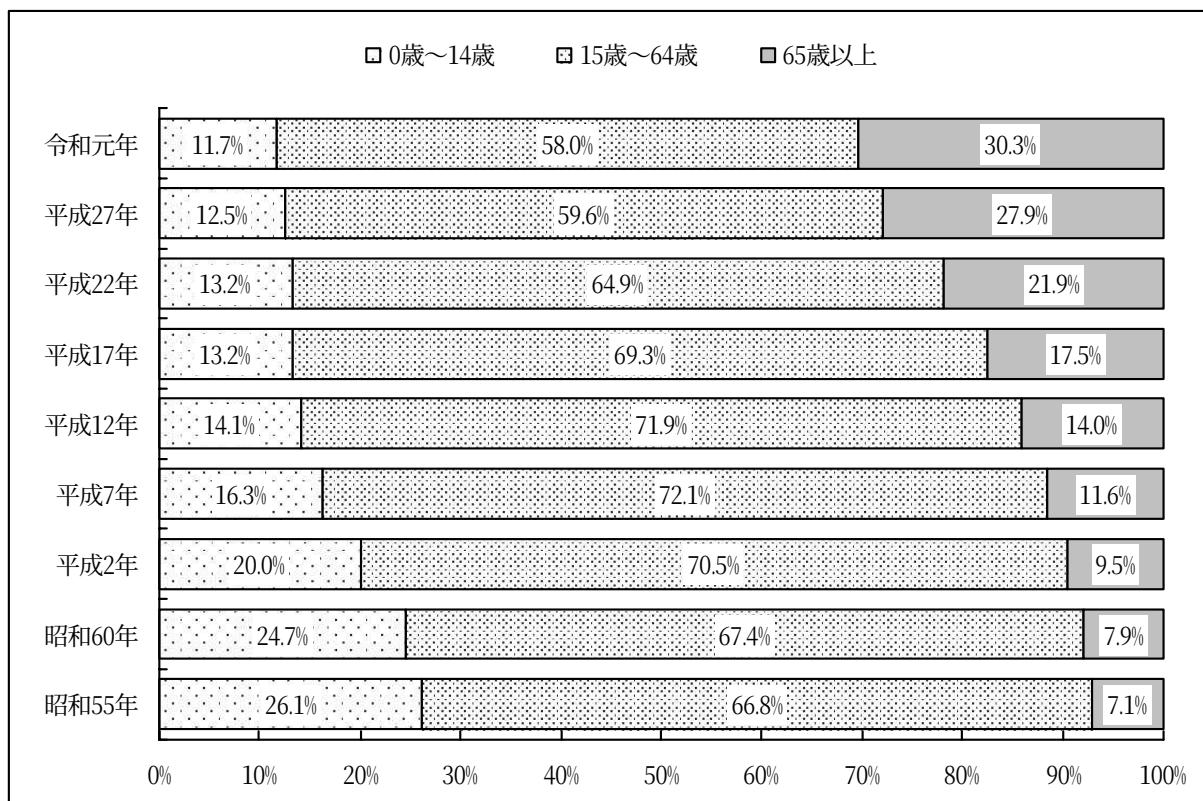


資料：国勢調査。ただし、令和元年は、住民基本台帳による。※各年10月1日現在

② 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成において、15歳から64歳までの生産年齢層の全体に占める割合が減少し、一方で65歳以上の割合は増加傾向にあります。また14歳以下の減少も見られ、野田市においても、少子化・高齢化が進んでいることが分かります。

■年齢区分別の人口割合の推移

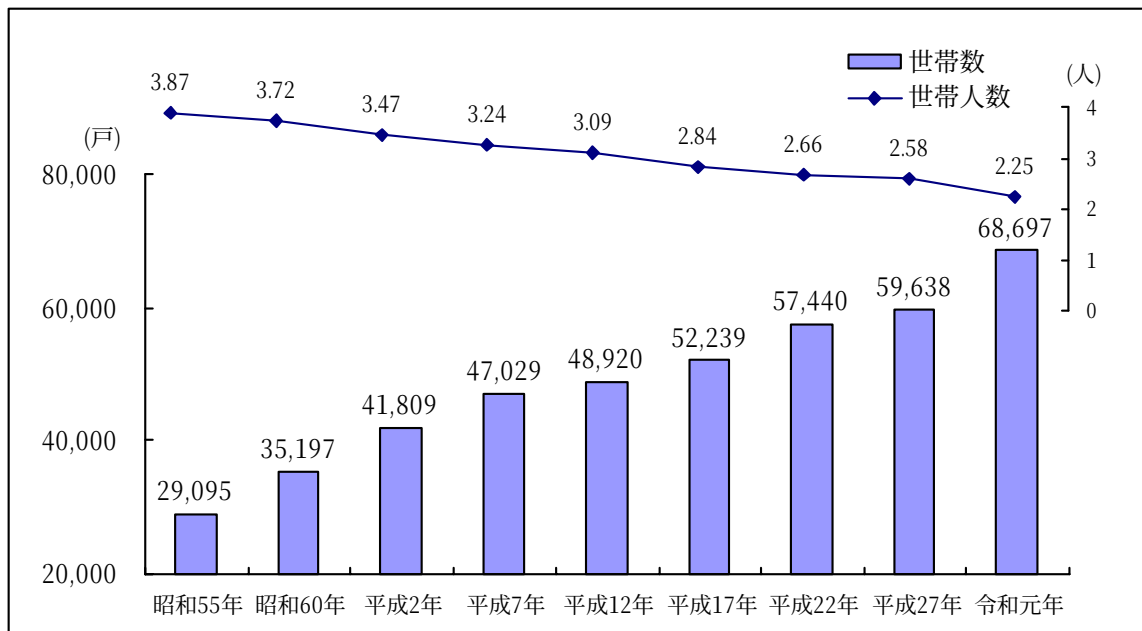


資料：国勢調査。ただし、令和元年は、住民基本台帳による。※各年10月1日現在

③ 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は増加傾向を示しており、令和元年10月1日の世帯数は、68,697世帯となっています。平成27年から令和元年で約9,000世帯増加しています。一方で、1世帯当たりの人数については昭和55年から比較すると1.62人減っており、世帯の少人数化が年々進んでいます。

■世帯数及び世帯別の人数

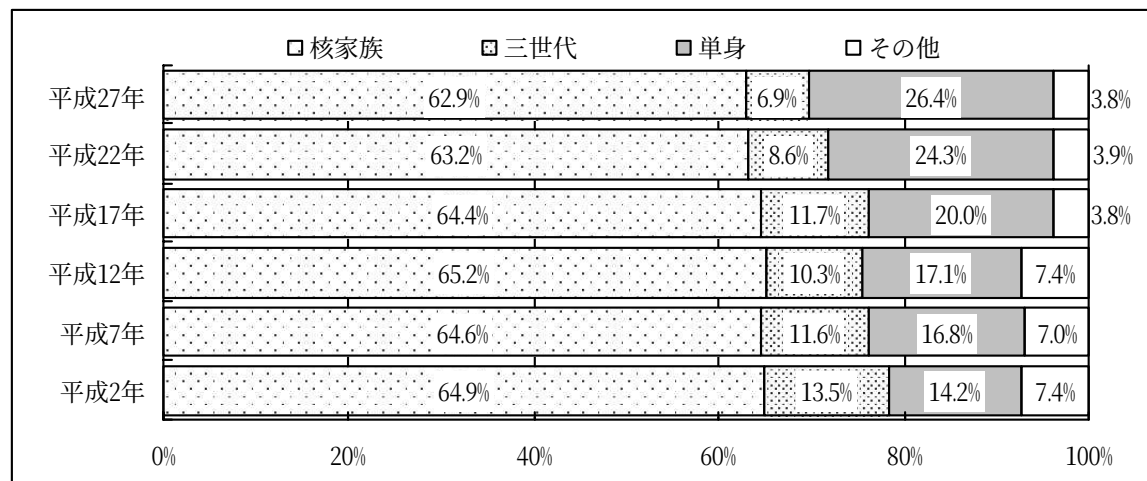


資料：国勢調査。ただし、令和元年は、住民基本台帳による。※各年10月1日現在

④ 世帯類型の推移

世帯類型については、三世帯同居世帯は平成17年にはわずかに増加しましたが、また減少が見られる一方で、単身世帯は増加しており、平成27年度には26.4%となっています。

■世帯類型別の推移



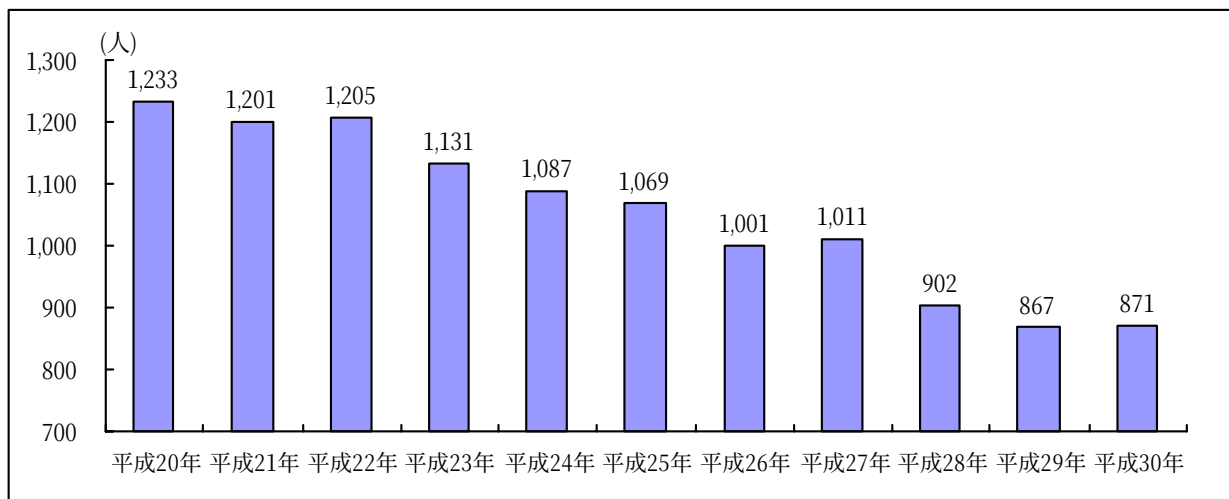
資料：国勢調査 ※各年10月1日現在

⑤ 子どもの状況

〈出生数の推移・年分〉

出生数は、平成22年まで増減を繰り返していましたが、平成23年からは減少が続いています。

■出生数の推移

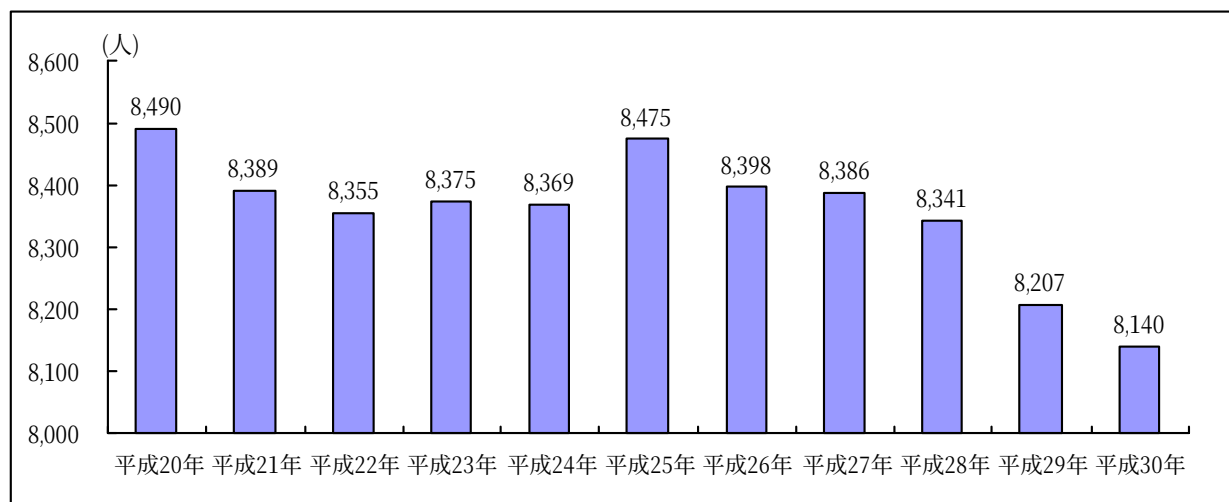


資料：野田市統計書 ※各年12月31日現在

〈小学校児童数の推移〉

小学校児童数は、平成20年から増減を繰り返していましたが、平成25年度には前年と比較すると、生徒数で106人増えましたが、その後減少が続いています。

■小学校児童数の推移

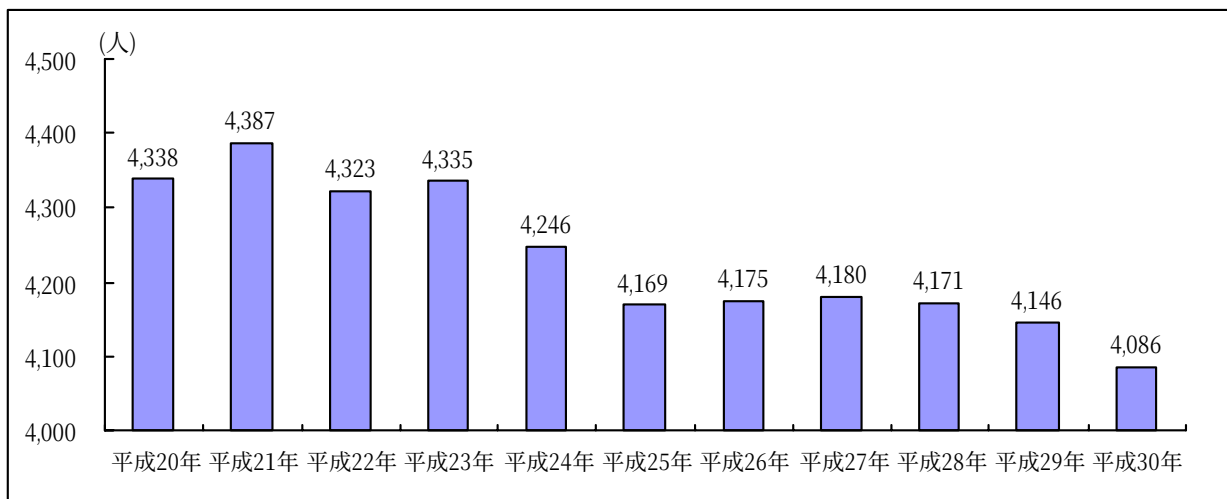


資料：野田市統計書 ※各年5月1日現在

〈中学校生徒数の推移〉

中学校児童数は、平成 21 年に 4,387 人と最も増加していますが、多少の増減を繰り返し、平成 30 年には 4,086 人と減少しています。

■中学校生徒数の推移



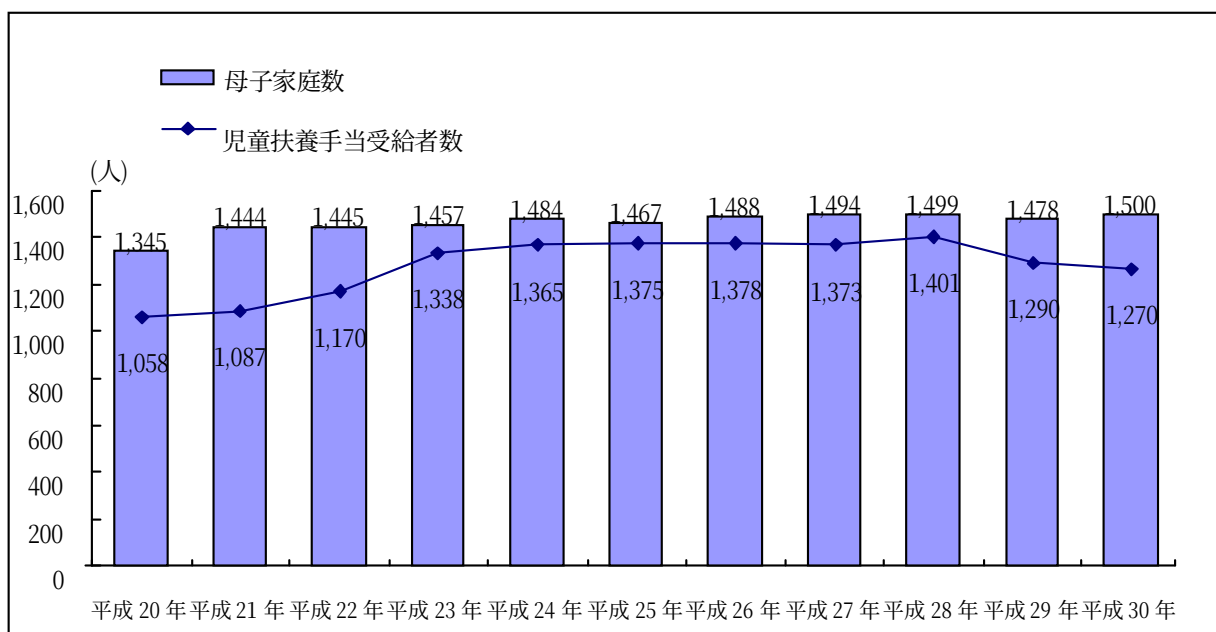
資料：野田市統計書 ※各年 5 月 1 日現在

〈母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移〉

母子家庭数は、平成 24 年度まで増加し続けており、平成 25 年度には少し減少したものの、その後は増減を繰り返し、平成 30 年度は 1,500 世帯と増加しました。

また、児童扶養手当受給者数も平成 28 年度まで増加し続けておりましたが、平成 29 年からは減少しています。

■母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移

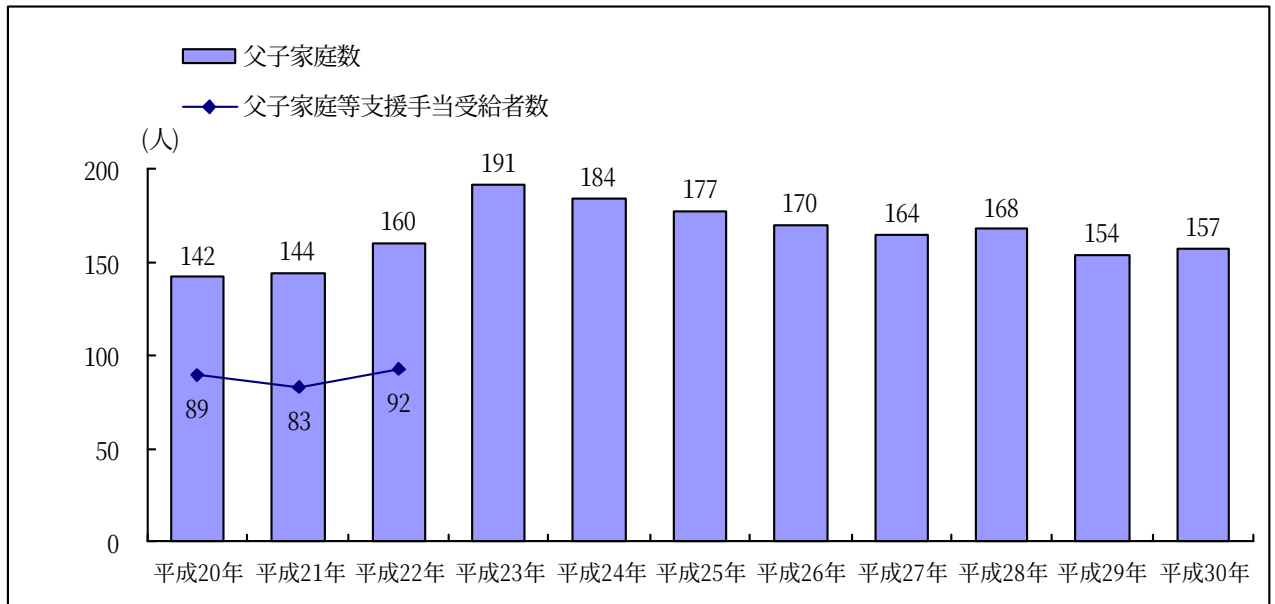


資料：野田の保健福祉 ※各年 4 月 1 日現在

〈父子家庭数及び父子家庭等支援手当受給者数の推移〉

父子家庭数は、平成 23 年度まで増加をし続け、平成 23 年のピーク時には 191 世帯となり、その後は減少傾向となっています。

■父子家庭数及び父子家庭等支援手当受給者数の推移



※制度改正により、22 年度途中で父子家庭も児童扶養手当が支給されるようになった。

資料：野田の保健福祉 ※各年 4 月 1 日現在

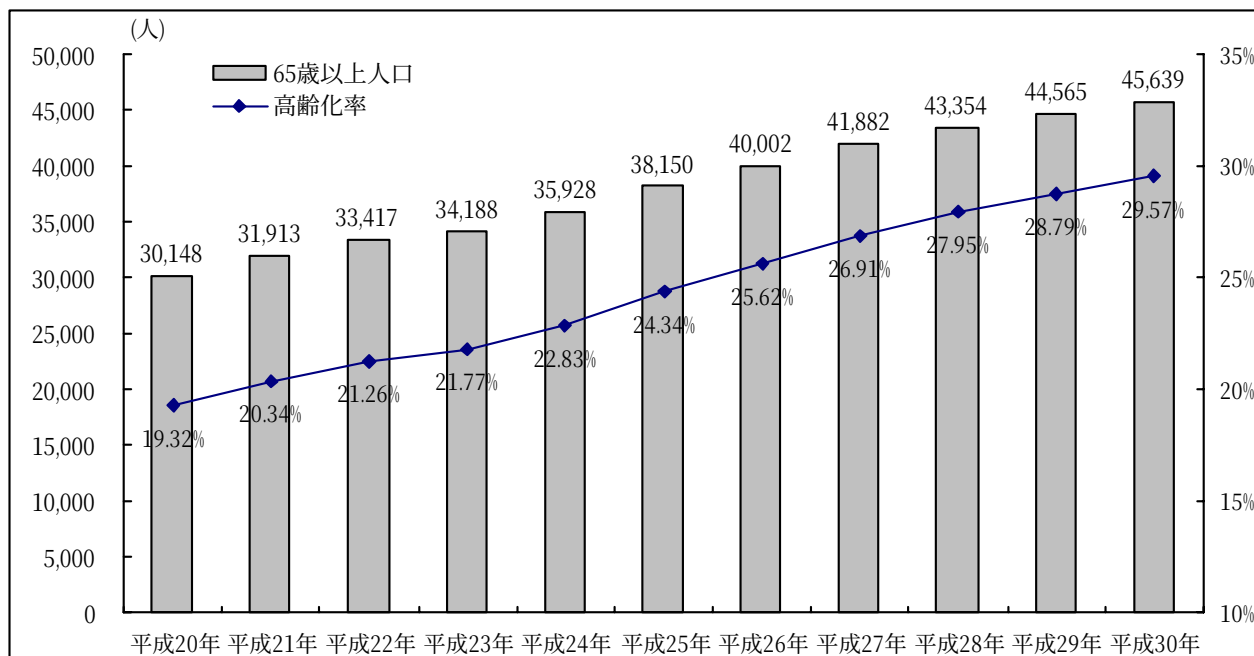
⑥高齢者の状況

〈高齢者人口の推移〉

高齢者人口は、平成20年度は30,148人であったが、平成26年度には4万人を超え、その後も増加傾向となっています。

高齢化率は、ずっと増加傾向をたどっています。

■高齢者人口の推移

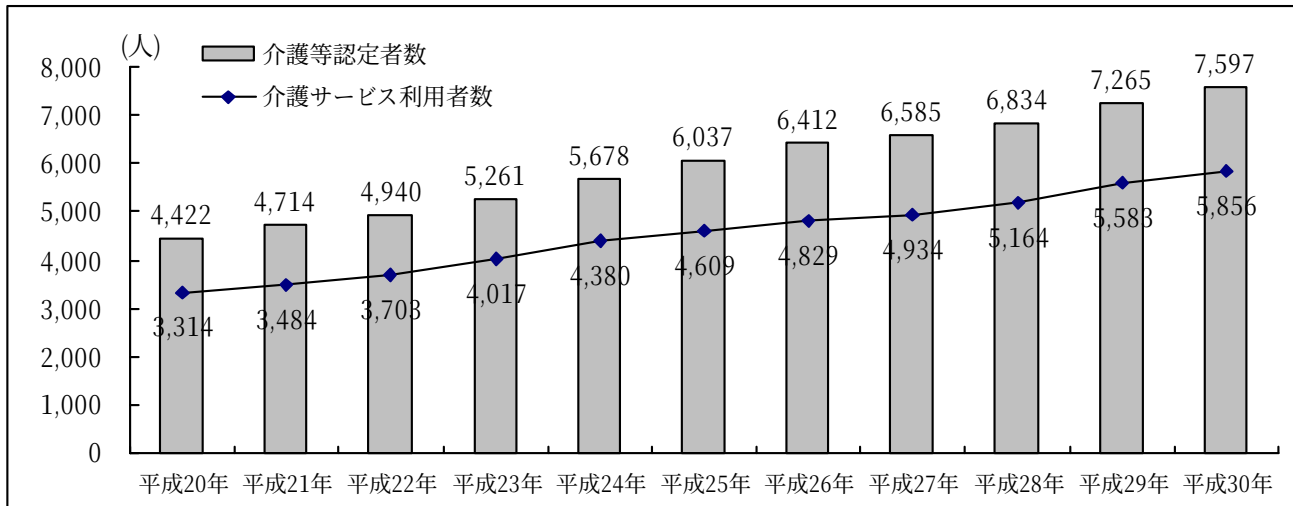


資料：住民基本台帳 ※各年4月1日現在

〈介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移〉

平成30年度の介護認定者数は7,597人で、介護サービス利用者数は5,856人となり、経年的な増加傾向を示しています。

■介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移



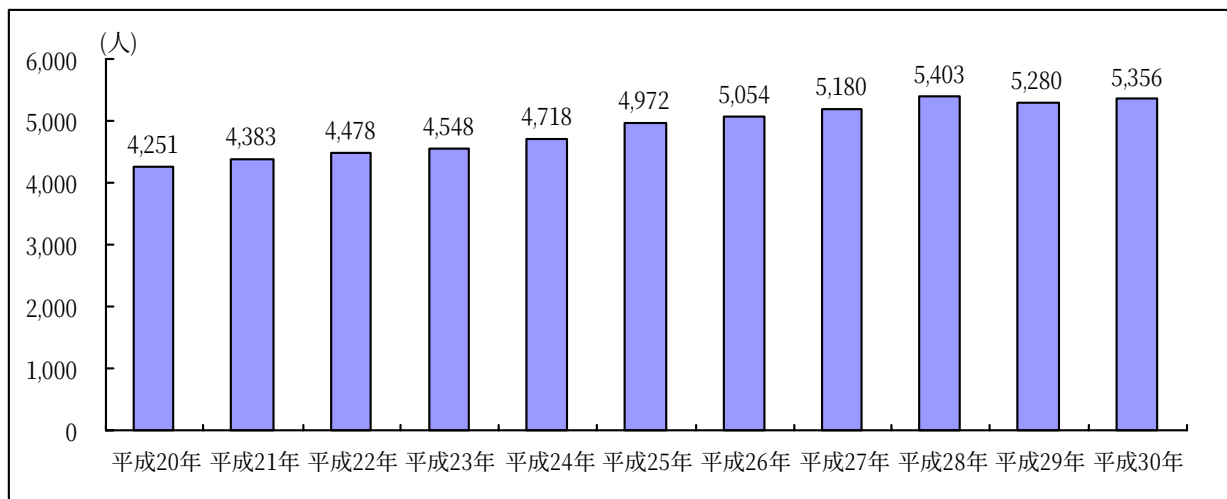
資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

⑦障害者の状況

〈身体障がい者（児）の推移〉

平成30年度の身体障がい者（児）数は5,356人となり、経年的な増加傾向となっています。

■身体障がい者（児）数の推移

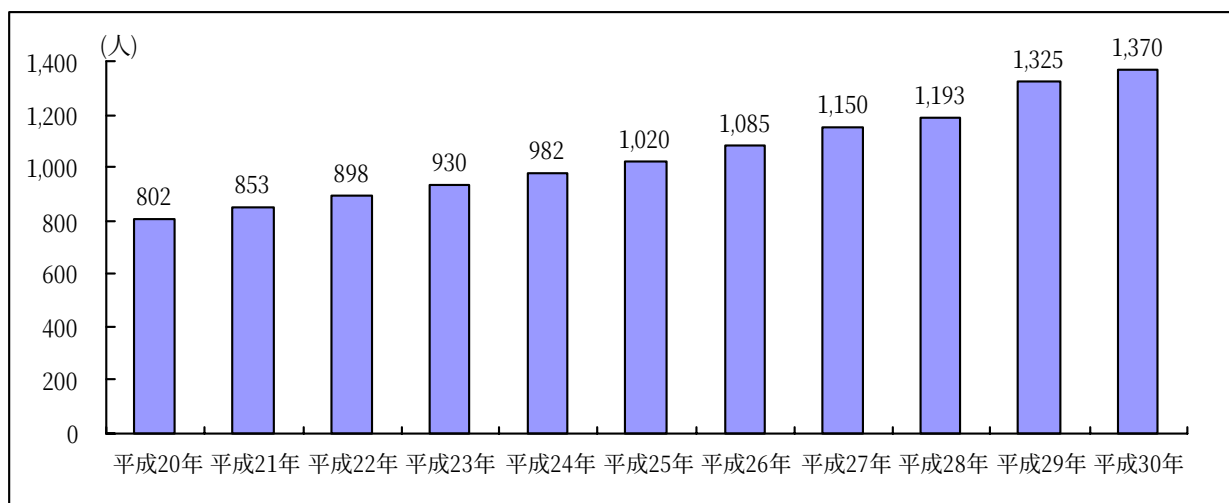


資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

〈知的障がい者（児）の推移〉

平成30年度における知的障がい者（児）数は、1,370人となっており、経年的な増加傾向を示しています。

■知的障がい者（児）数の推移

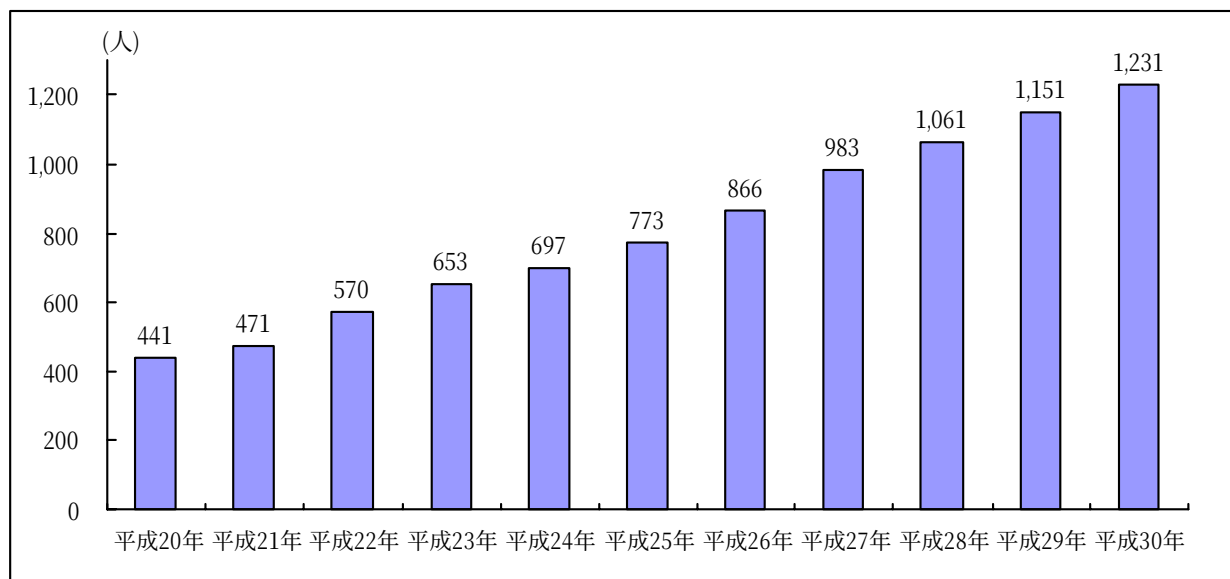


資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

〈精神障害保健福祉手帳所持者の推移〉

平成 30 年度における精神障害保健福祉手帳所持者数は、1,231 人となっており、経年的な増加傾向を示しています。

■精神障害保健福祉手帳所持者数の推移



資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

【参考】

〈将来人口〉

野田市総合計画において、令和 12 年（2030 年）の人口は、約 15 万 2 千人と想定されています。

平成 12、17、22 年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による、影響を踏まえて令和 12 年までの人口推計が行われております。

また、計画期間の最終年となる令和 12 年の高齢化率は、平成 27 年と比較して 6.03 ポイント増加すると見込まれております。

■将来人口（基本値）の年齢別構成

年 齢	実数（人）		構成比（％）	
	平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年	平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年
14 歳以下	19,075	14,344	11.54	9.44
15－64 歳	91,030	86,557	60.90	56.97
65 歳以上	42,678	51,031	27.56	33.59
合 計	153,583	151,932	100.0	100.0

資料：野田市総合計画

⑧ 地域福祉の担い手の状況

○ 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の状況

野田市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、その構成は自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、福祉施設、学識経験者等、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、地域住民を主体とした福祉活動を推進しています。

また、社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉の網の目づくりのための、市内 22 地区に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が地域住民の参画の下で立ち上げられ、地域の福祉活動の中心として、地域の福祉問題解決のために幅広く活動しています。

■社会福祉協議会の状況

種 目	会 員 数
一 般 会 員	37,939 世帯
特 別 会 員	61 世帯
法 人 会 員	64 社
合 計	38,064 世帯／社

資料：社会福祉協議会（平成 31 年 3 月現在）

■地区社会福祉協議会の状況

NO	組織名称	設置年月日	NO	組織名称	設置年月日
1	上 花 輪	H 9. 3. 5	12	南 部 東	H12. 12. 1
2	清 水	H10. 3. 1	13	南 部 北	H12. 12. 3
3	中 根	H11. 6. 27	14	中 野 台	H12. 12. 14
4	太 子 堂	H11. 8. 28	15	南 部 南	H12. 11. 9
5	中 央	H12. 3. 24	16	南部中央	H13. 1. 14
6	川 間	H12. 4. 14	17	東 部	H13. 2. 4
7	上 町	H12. 12. 22	18	北 部	H13. 2. 10
8	南部第 2	H12. 4. 22	19	西 部	H13. 6. 17
9	宮崎・柳沢	H12. 7. 20	20	関 宿	H15. 8. 2
10	福 田	H12. 9. 10	21	二 川	H15. 8. 31
11	七 光 台	H12. 10. 7	22	木間ヶ瀬	H15. 9. 8

資料：社会福祉協議会（平成 31 年 3 月現在）

○ 民生委員児童委員（主任児童委員）の状況

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により、「住民（児童、妊産婦）の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされております。地域福祉の最前線で、地域の特性・相談者（生活保護、高齢者、児童等）の状況等を把握して、地域活動のリーダー的役割を果たすとともに、様々な社会資源に関する情報を地域の住民や関係団体に提供する役目も担って活動しています。

野田市には、令和元年12月現在204人の民生委員児童委員が委嘱されており、それぞれの担当地区を定めるなどして社会福祉の向上のための活動を活発にしています。

■地区別の民生委員主任児童委員の状況

地 区 名	現員(人)		男(人)		女(人)	
	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員
第1地区 (野田・上花輪・上花輪新町)	20	(2)	9	(1)	11	(1)
第2地区 (中野台・清水・堤台・中野台鹿島町・桜の里一～三丁目・つつみ野一～二丁目・清水公園東一～二丁目の一部)	22	(2)	6	(0)	16	(2)
第3地区 (目吹・金杉・鶴奉・柳沢・宮崎・横内・中根・大殿井・清水公園東二丁目の一部)	28	(2)	12	(0)	16	(2)
第4地区 (山崎・今上・桜台・花井・堤根・山崎貝塚町・山崎梅の台・花井一丁目・みずき一～四丁目・桜木・山崎新町)	34	(2)	19	(0)	15	(2)
第5地区 (岩名・五木・谷津・吉春・蕃昌・座生・五木新田・七光台・岩名一～二丁目・五木新町・春日町・谷吉・泉三丁目・光葉町一～三丁目・清水公園東一～二丁目の一部)	28	(2)	17	(0)	11	(2)
第6地区 (船形・中里・尾崎・東金野井・長谷・小山・薊打・日の出町・尾崎台・泉一～二丁目)	18	(2)	6	(0)	12	(2)
第7地区 (下三ヶ尾・三ツ堀・瀬戸・瀬戸上灰毛・木野崎・上三ヶ尾・二ツ塚・西三ヶ尾)	17	(2)	7	(0)	10	(2)
第8地区 (関宿・二川・木間ヶ瀬)	37	(2)	14	(0)	23	(2)
合 計	204	(16)	90	(1)	114	(15)

資料：生活支援課（令和元年12月1日現在）

○その他、地域福祉推進のための多数な担い手

野田市では、次に列挙する各団体等により、市域全体を対象としたボランティア活動や、様々な地域における活動、また、広い意味での福祉活動や、団体の活動目的以外におけるボランティア活動などを通じ地域福祉の推進に協力をいただいています。

野田市では、このほかにもいろいろな団体に活動していただいているほか、身近な地域において、市民の方に個人ボランティア等の形で活発に活動・貢献していただいています。

■野田市の団体一覧表

団 体 名	団 体 名
あおいそら運動推進委員	いきいきクラブ
医師会	枝の会
NPO法人	園芸福祉ファームおーい船形促進隊
岡田病院家族会「さくらの友の会」	グループひとみ
更生保護女性会	心の健康を守る会
子ども会連絡協議会	サンスマイル
支援者つくしんぼ	歯科医師会
視覚障がい者協会	肢体不自由児者父母の会
自治会（自主防災組織・自主防犯組織）	自閉症協会
社会福祉法人	手話サークルキャラの会
手話サークルけやきの会	商工会
商工会議所	消防団
食生活改善推進員	女性団体連絡協議会
市立保育所保護者連絡会	身体障がい者福祉会
青少年相談員	青少年補導員
青年会議所	赤十字奉仕団
その他市内各企業（社会貢献活動等）	断酒会新生会
地域活動支援センターきらり	地域活動支援センターさくら
地域活動支援センターすまいる	地域活動支援センターのぞみ
地域ボランティア	千葉ダルク「スリークォーターハウス」
千葉盲ろう者友の会	中途失聴者・難聴者の集い「みみずくの会」
聴覚障害者協会	デイケアクラブ「小枝の会」
手作り拡大写本かたつむりの会	手をつなぐ親の会
点訳の会	点訳奉仕会
P T A	ビオラの会
福祉の拠点づくり応援隊	保健推進員
保護司会	母子寡婦福祉会
ボランティア協会	ボランティアセンター登録団体
ボランティア連絡協議会	民生委員児童委員
メンタルサポート野田そよかぜ	盲人給食サービスグループ
薬剤師会	要約筆記サークル「はたる」
ライオンズクラブ	朗読グループあいの会
ロータリークラブ	

（アイウエオ順）

(2) 市民アンケート調査の結果概要について

① 調査の目的

野田市では、誰もが安心して暮らせ、その人らしい生活を送ることができる地域社会を形成するため「地域福祉計画【第2次改訂版】」を2014年度に策定しましたが、計画期間が終了することから、平成31(2019)年度に本計画の見直しを予定しています。本調査では、新たな計画の基礎資料にするため、日常の暮らしの課題や、地域での福祉活動に関する考えなどをお伺いしました。

② 調査対象及び調査方法

15歳以上の市民3,000人を対象とし、調査票を郵送し、郵送で回収しました。また、調査票にマトリックス型二次元コードを添付し、スマートフォン等での回答も可能としました。

③ 調査期間

平成31(2019)年1月23日～2月8日

④ 調査表の回収結果

- ・送付数 3,000 件
- ・回収数 1,196 件
- ・回収率 39.7 %

(H26参考：回収数 1,265 件 回収率 42.2%)

⑤ 集計

集計した数値(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。このため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値(%)を全て合計しても、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。

【野田市地域福祉に関する市民意識調査結果報告及び総括】

この調査は、15 歳以上の市民を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握し、「野田市地域福祉計画」を策定するに当たっての基礎資料とするために実施しました。

調査項目は、前回意識調査（平成 26 年）の調査項目に加え、「自殺対策計画」を地域福祉計画に盛り込むために新規質問事項を追加し実施しました。

主な内容は次のとおりです。

地域との関わりについて

・隣近所とのつきあい方

近所の人とのお付き合いは、多くの方が「挨拶」、「立ち話」をする程度のお付き合いはされていますが、「家を行き来」するまでのお付き合いは少なく、前回の調査結果からも減っています。このことから、「挨拶」、「立ち話」以上のお付き合いを余り望んでいないとも言えます。

「地域の住み心地」としては、おおむね“満足”していると言えます。

・困っている方に手助けしたいこと/困ったときに手助けしてほしいこと

御近所の方に手助けしたいことは、「安否確認の声掛け」、「災害時の手助け」などをしてほしいと思っています。同様に自分や家族が困ったときも、「安否確認の声掛け」や「災害時の手助け」を望んでいると言えます。

・地域生活での問題に対する住民相互の協力関係

住民相互の自主的な助け合いは、前回の調査結果と同様に、ほとんどの方が“必要”と思っています。

地域での活動について

・地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への参加

地域福祉に関するボランティア活動等を経験されている方は、前回の調査結果と同様に、約 3 割の方が経験者となっています。

・ボランティアやNPO活動、地域活動に期待すること

「災害時の救援活動」が前回の調査結果と同様に、半数以上を占めており、市に求める支援は、「もっとボランティアなどの活動情報を提供する」ことが必要と捉えられています。

・市民が担うべき福祉活動

「一人暮らし高齢者の地域での見守り活動」が前回の調査結果と同様に、半数近くを占めて最も多く、次位の「介護保険の理解など地域ぐるみの福祉学習活動」の 2 倍の割合となっています。

日常の暮らしの課題について

・地域で解決すべき課題

「家族の介護」が前回の調査結果と同様に、最も多くなっていますが、「ごみ減量や緑化などの生活環境」、「生きがいつくりや社会参加」、「健康づくり」といったものについても大きな差はありません。

・分類別の課題（高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援）

前回の調査結果に引き続き、高齢者福祉では、「火事や地震など災害時の対応」、「住宅での医療や介護サービス」について、障がい者福祉では、「障がいを持っている方への理解」、「普通の生活や外出への支援」について、それぞれ上位に位置しています。

子育て支援で最も多かったのは、前回の調査結果に引き続き「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」についてでしたが、次位は「虐待防止の仕組み作り」となりました。

自殺に関する考え方について

・自殺に関する考え方

自殺をしようとする人は、何らかのサインを発しているケースが多いと考えられており、防ぐことができる自殺も多いという認識でした。

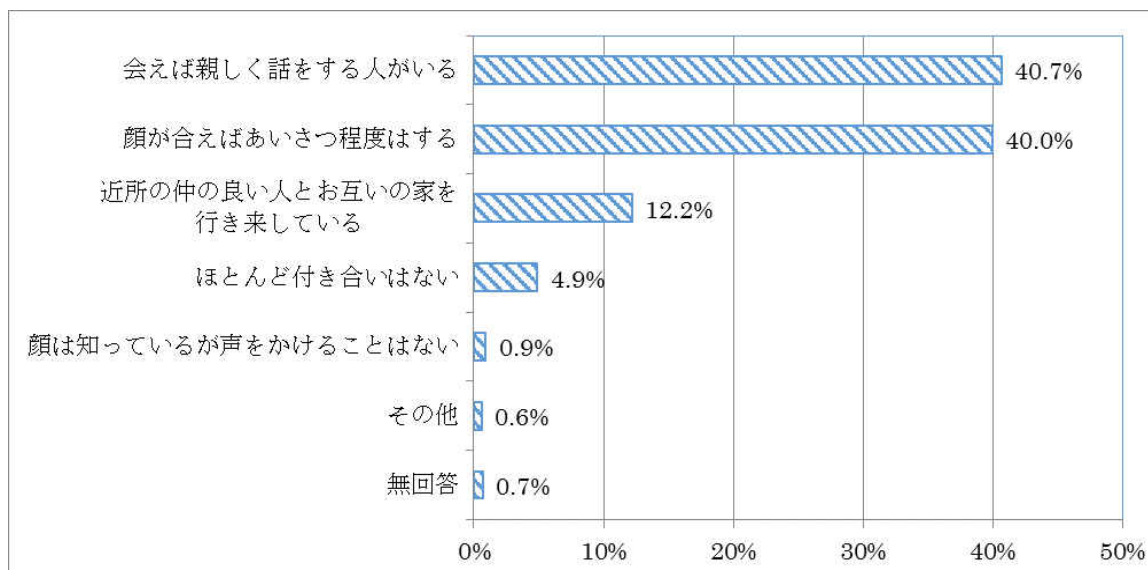
・自殺対策、予防等

自殺対策の啓発物については、半数の方が見たことがないとする一方、PR活動（啓物や講演会）については、6割を超える方が必要性を感じています。

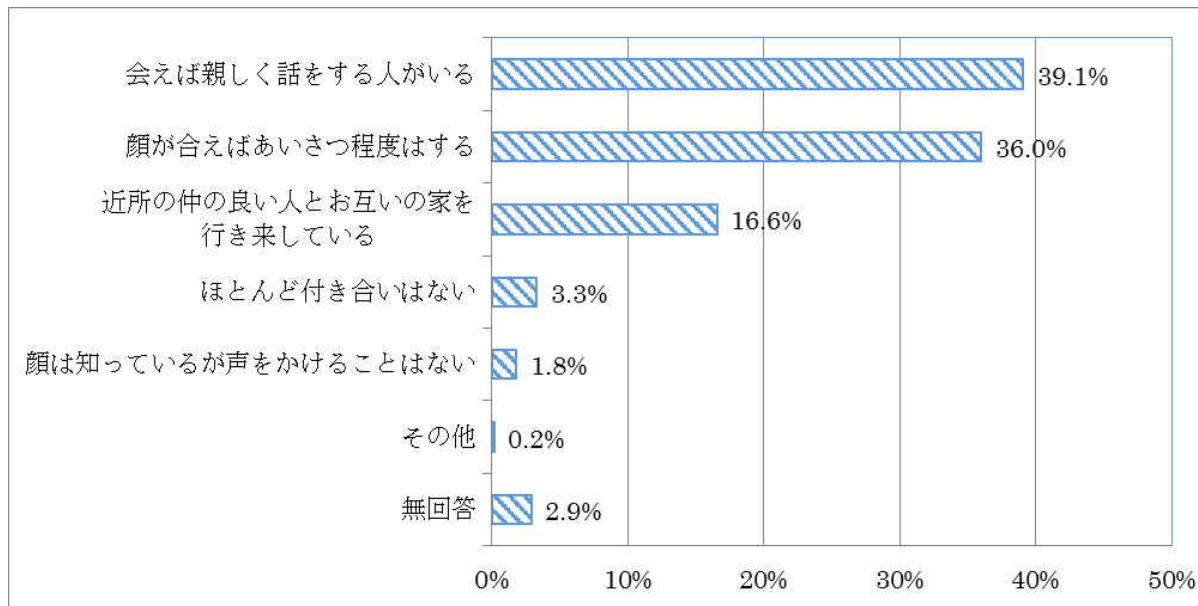
地域との関わりについて

問 あなたは、近隣の人とはどの程度お付き合いをしていますか。

平成 30 年結果



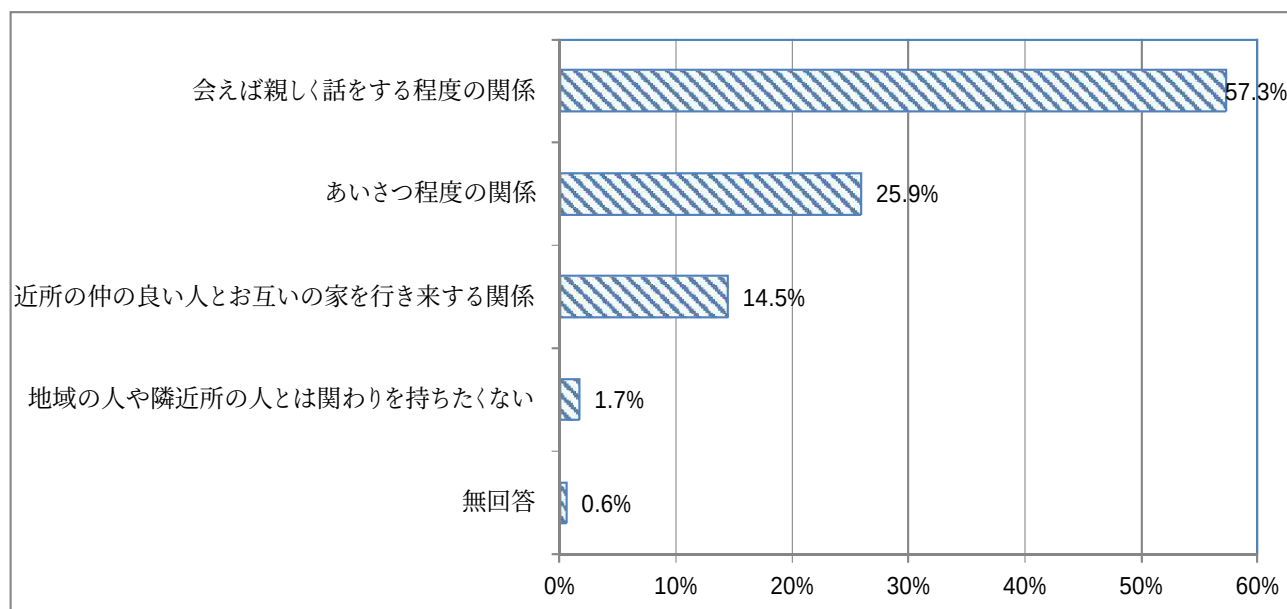
平成 26 年結果



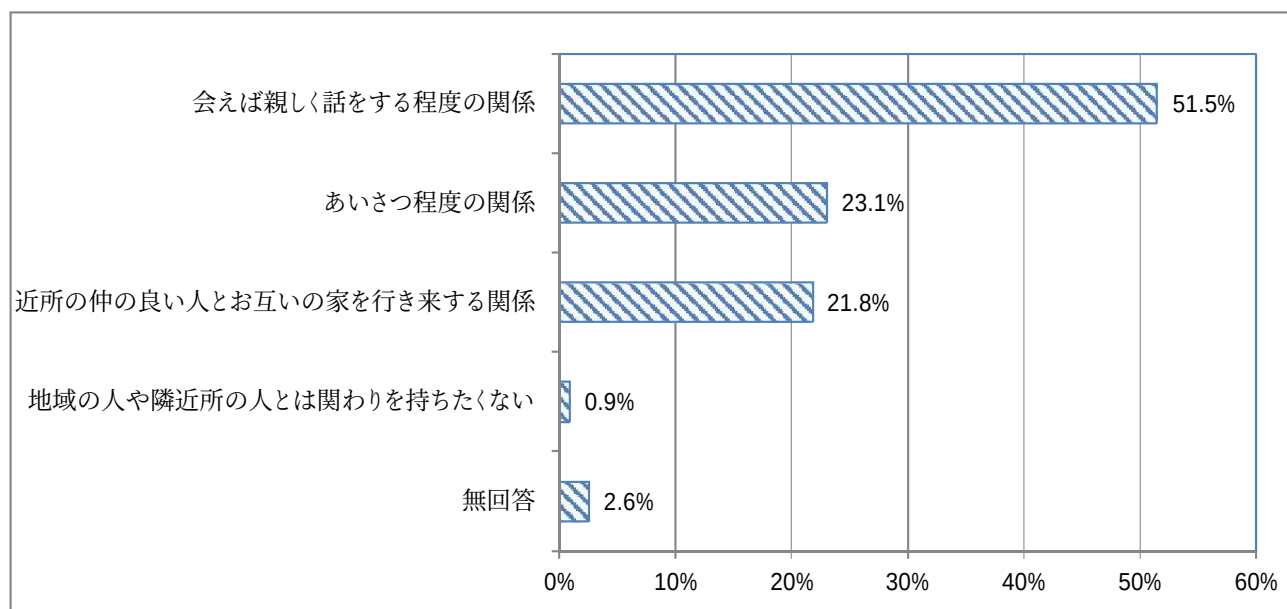
近隣の人との付き合い方では、「立ち話をする」や「挨拶を交わす」といった程度のものが、前回の調査結果と同様に多くを占めています。なお、「ほとんど付き合わない」という方は若干ですが増えています。

問 あなたは、今後、近隣の人との関わりをどのようにしたいですか。

平成 30 年結果



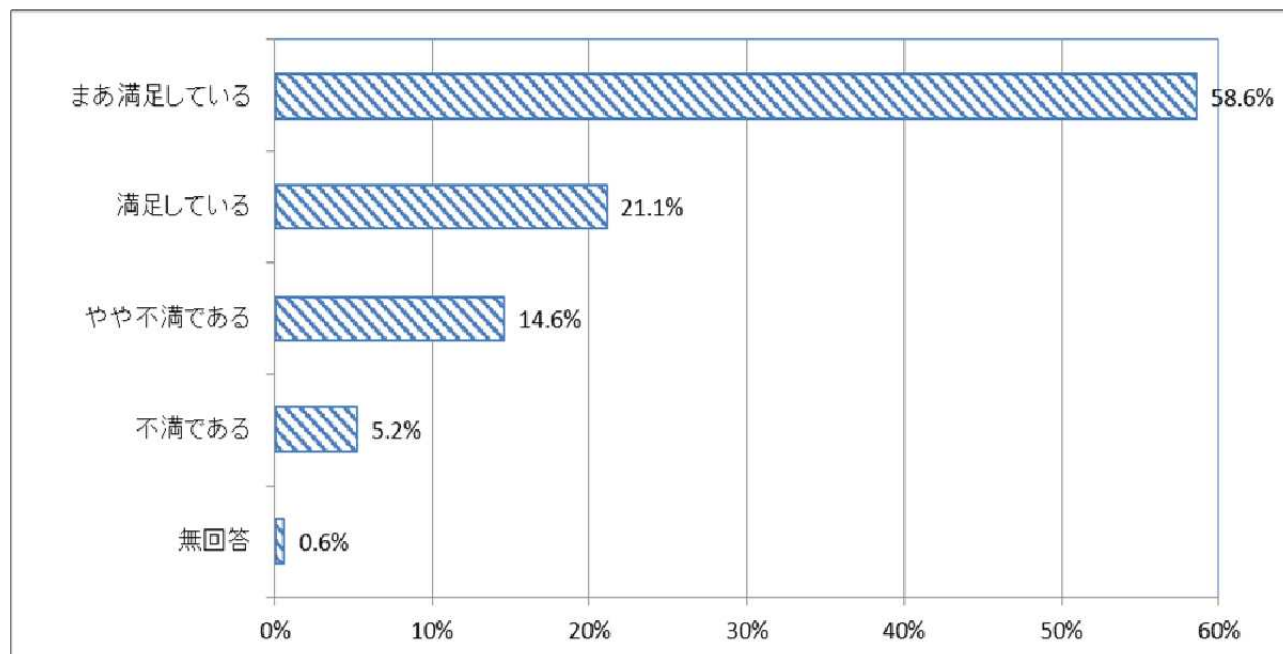
平成 26 年結果



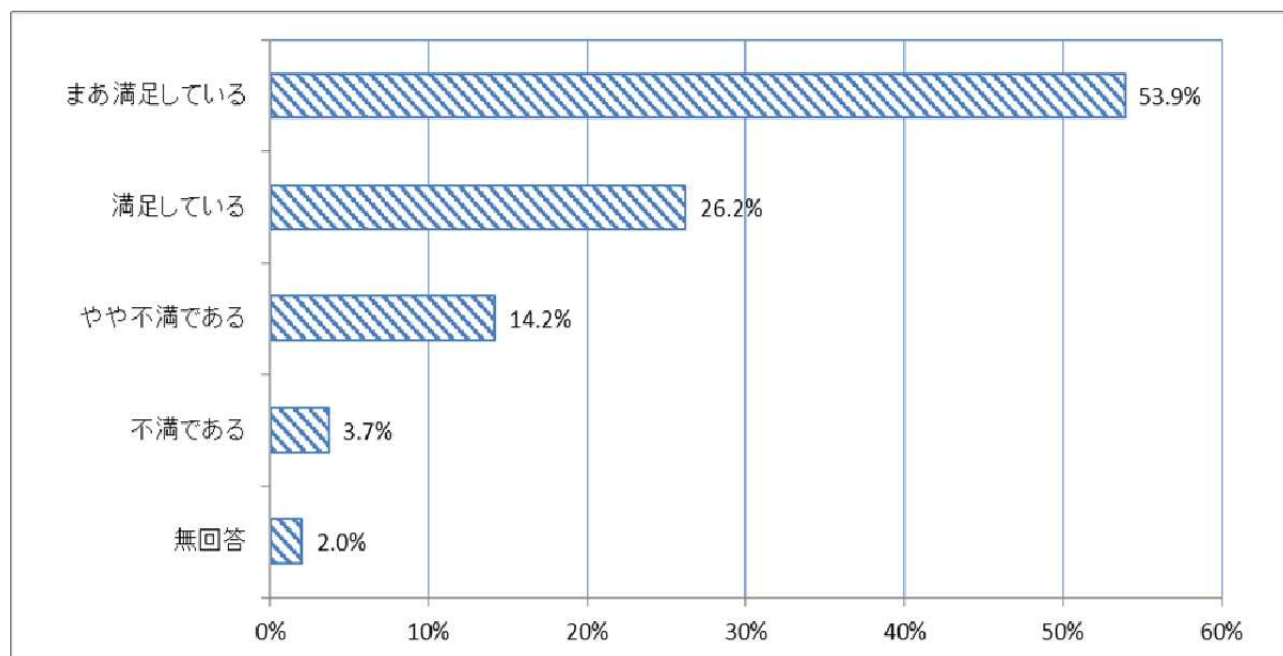
今後の近隣の人との関わり方では、「立ち話をする」や「挨拶を交わす」といった付き合い方が、前回の調査結果と同様に多くを占めています。「お互いの家を行き来する関係」は前回より減少しており、余り踏み込んだ関係までは望んでいないようです。

問 今住んでいる地域の住み心地に満足していますか。

平成 30 年結果



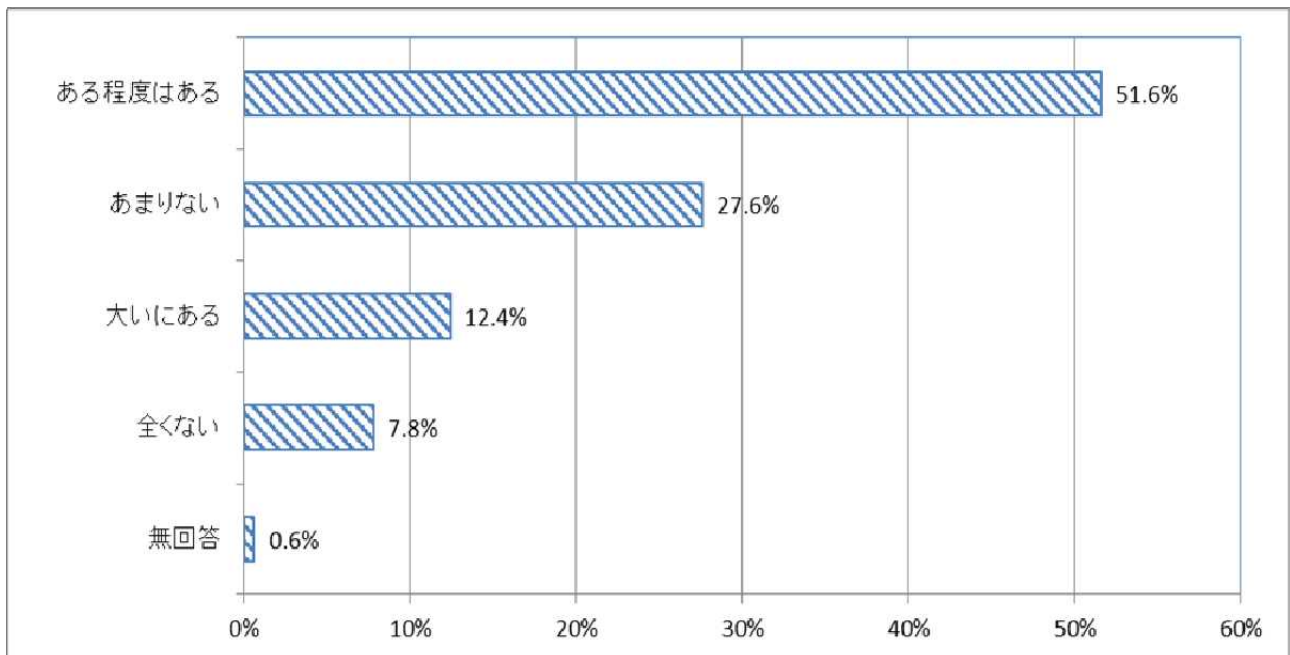
平成 26 年結果



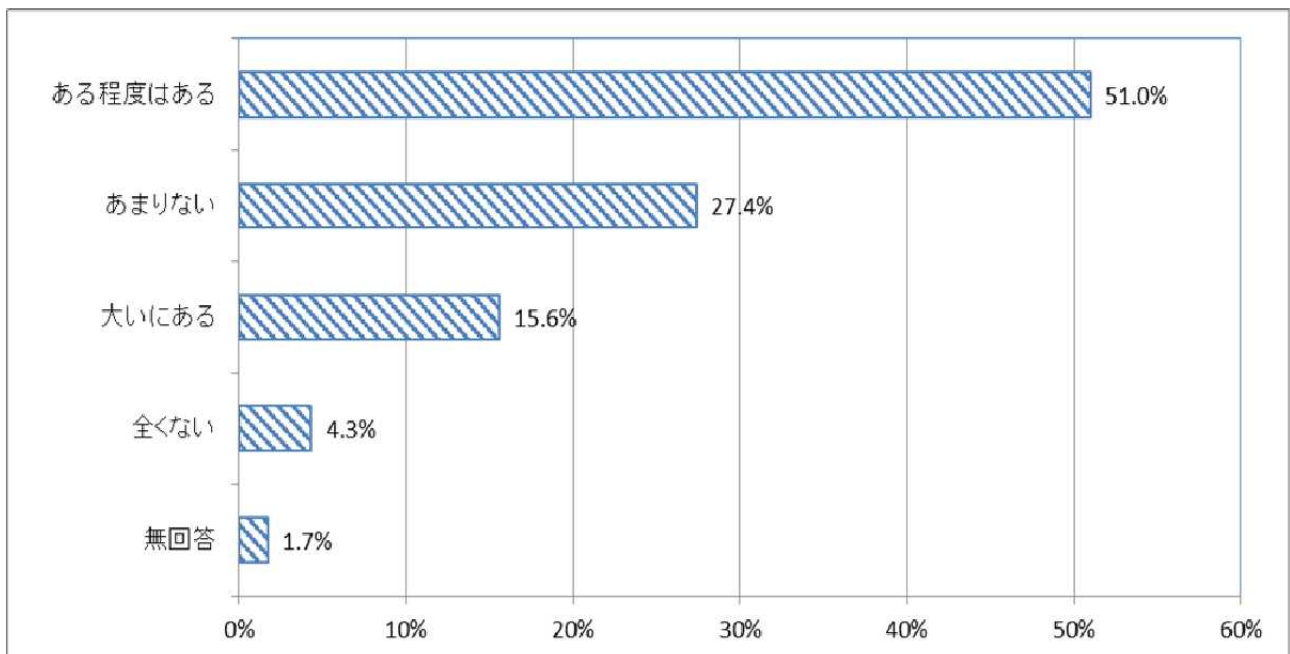
住み心地では、「まあまあ満足」「満足」といった方が前回の調査結果と同様に約 8 割を占めています。一方、「やや不満」「不満」も前回と同様となっています。

問 地域の人との支え合いについて

平成 30 年結果



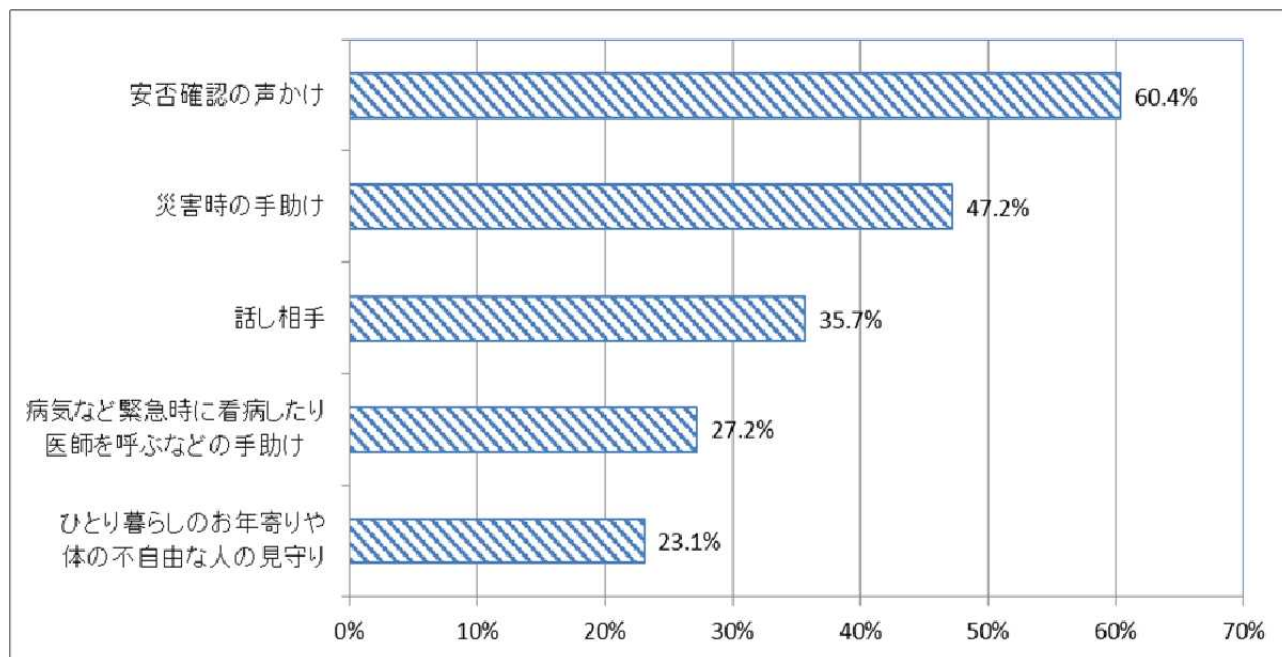
平成 26 年結果



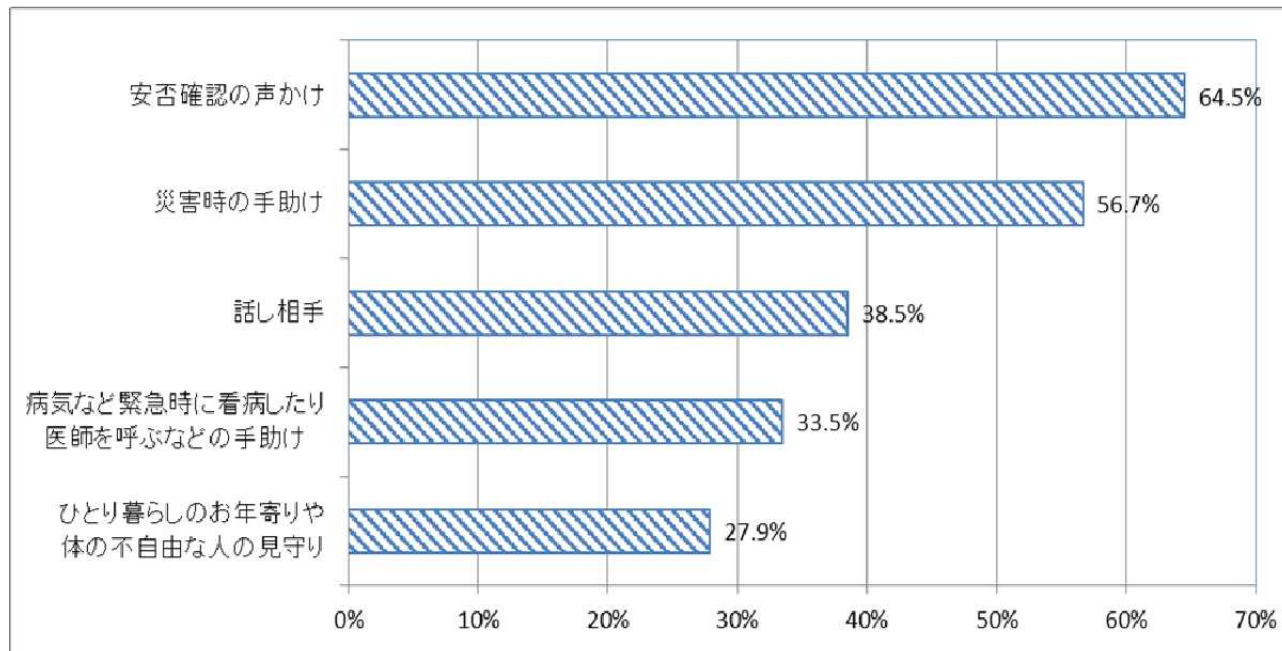
地域の人との支え合いでは、支えられていると感じることが“ある”としている方が、前回の調査結果と同様に6割を超える一方、“ない”とする方も同様の結果となっています。

問 御近所とお付き合いの中で困っている方がいたときに、あなたが、「手助けをしたい」と思うことはどのようなものがありますか。

平成 30 年結果



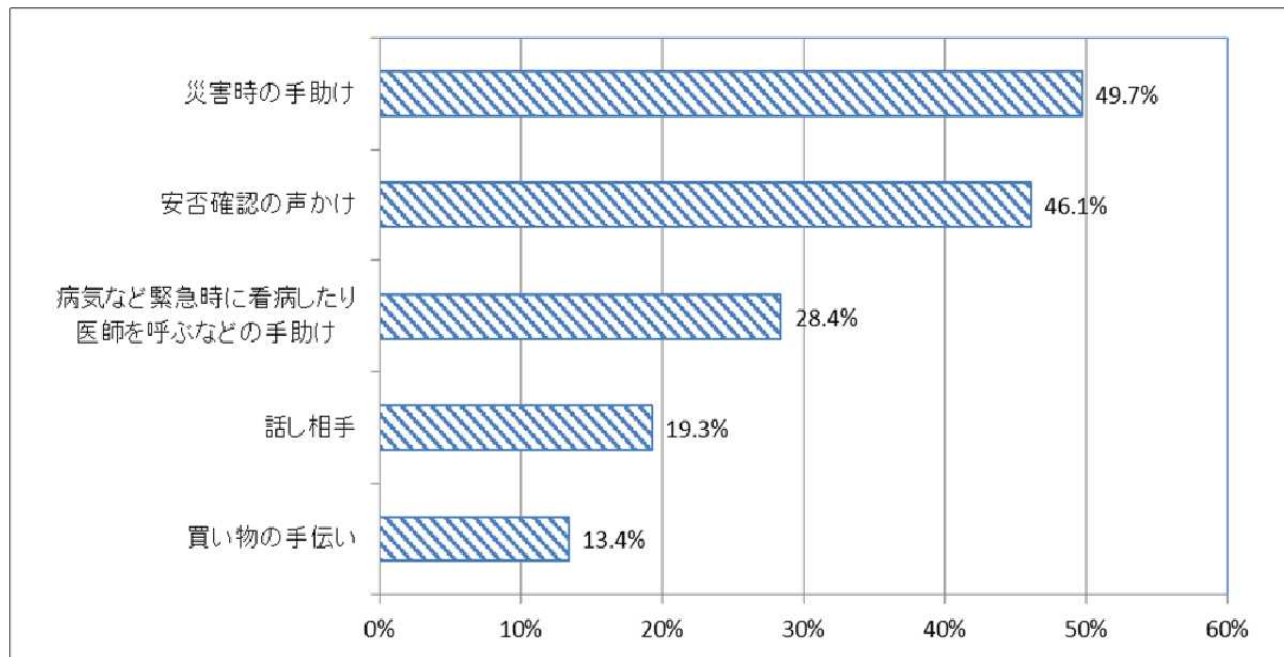
平成 26 年結果



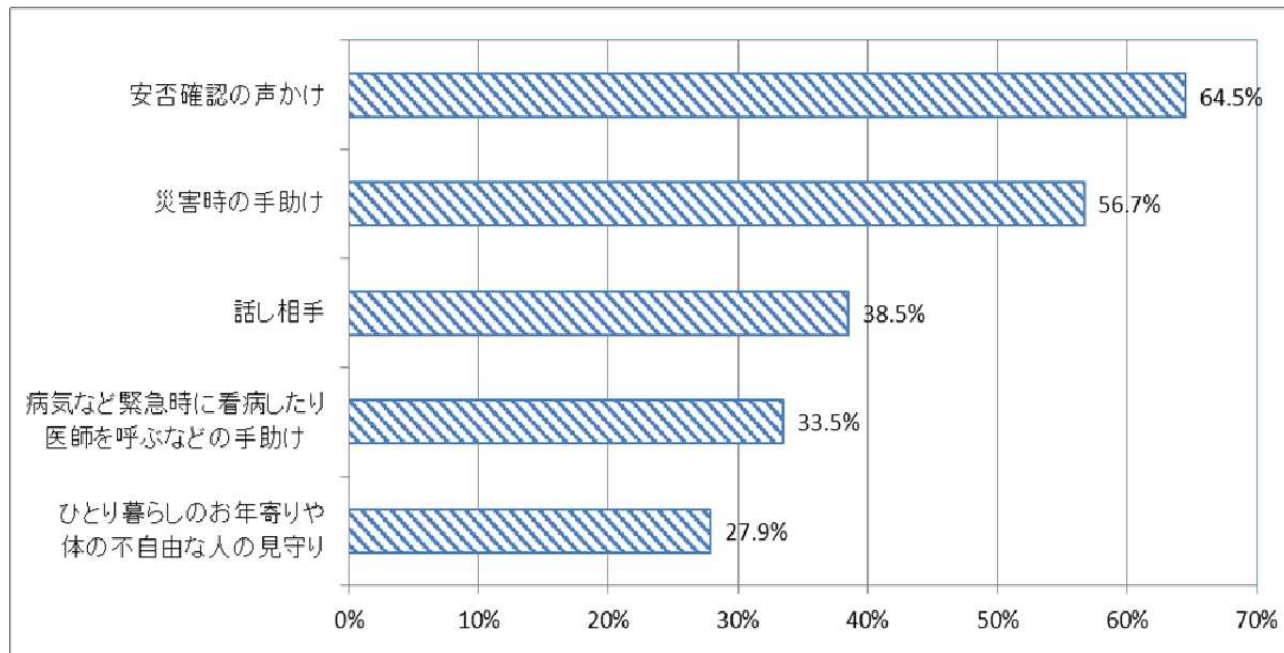
困っている人がいたときに手助けをしたいことでは、「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」といった非常時のものが、前回の調査結果と同様に多くなっています。上位の順位に変動はありませんでした。

問 御近所とのお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が、困ったときに、「手助けをしてほしい」と思うことはどのようなものがありますか。

平成 30 年結果



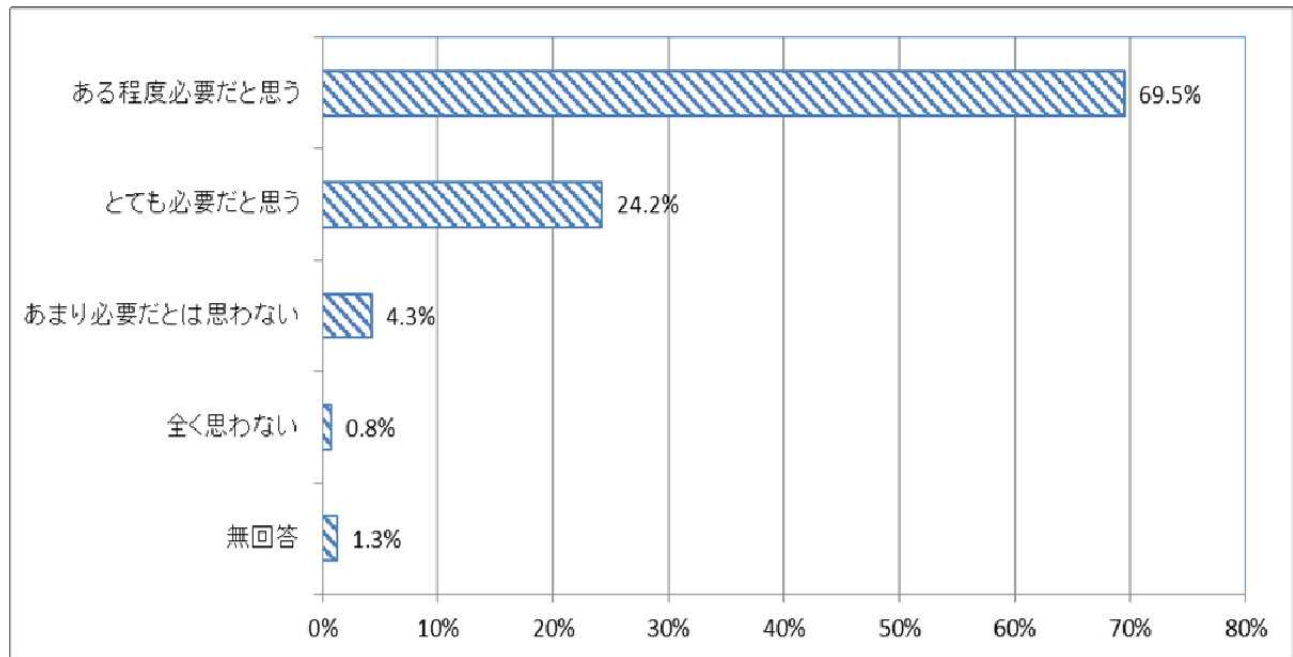
平成 26 年結果



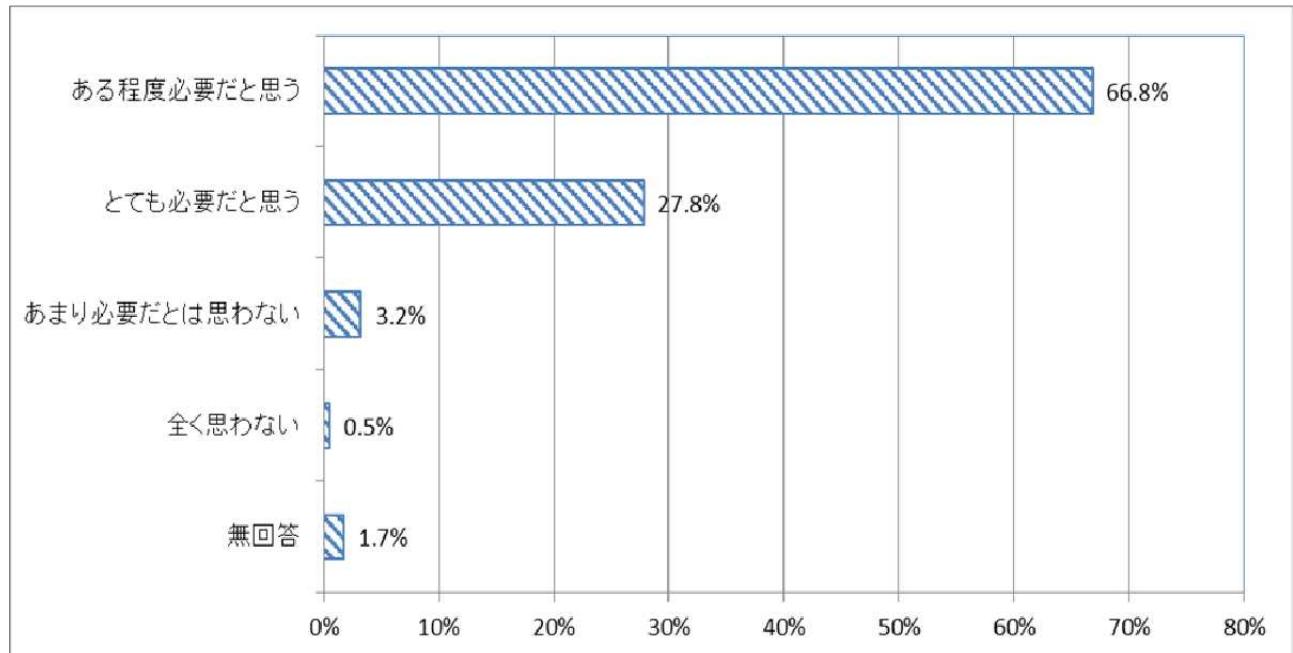
困っている人がいたときに手助けをしたいことでは、「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」といった非常時のものが、前回の調査結果と同様に多くなっています。上位の順位に変動はありませんでした。

問 あなたは、地域の課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について、どのように思いますか。

平成 30 年結果



平成 26 年結果

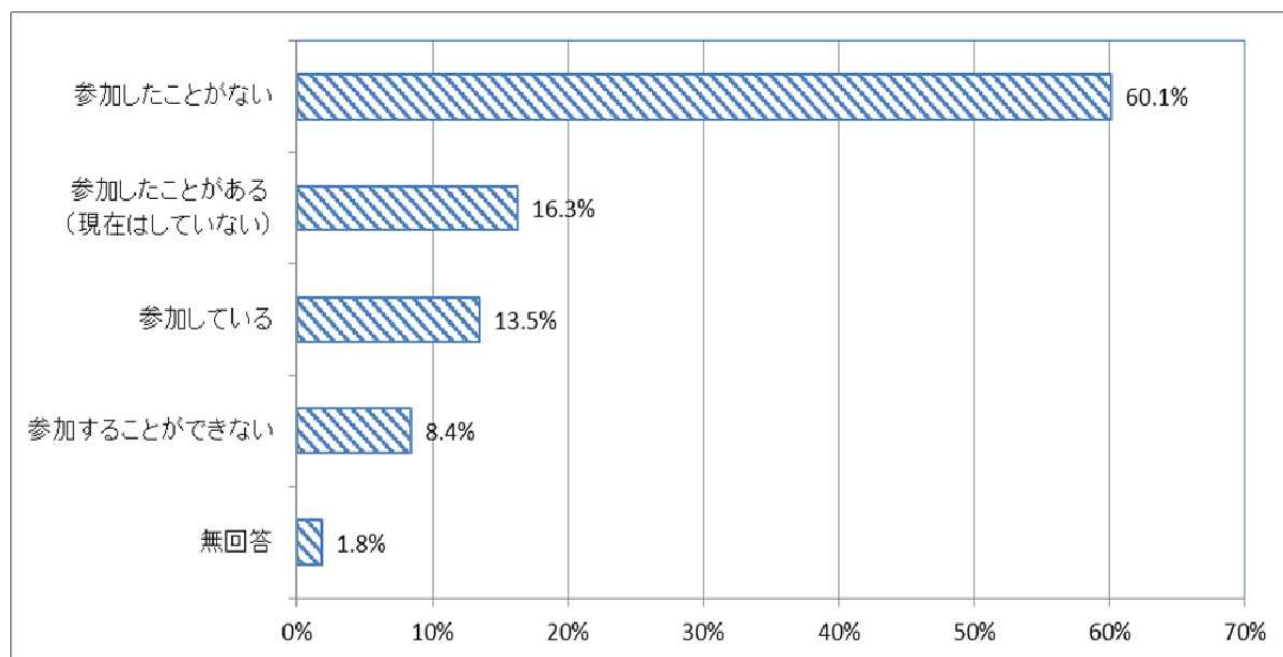


支え合いや助け合いの必要性では、前回の調査結果と同様に、9割以上の方が“必要”と思っています。

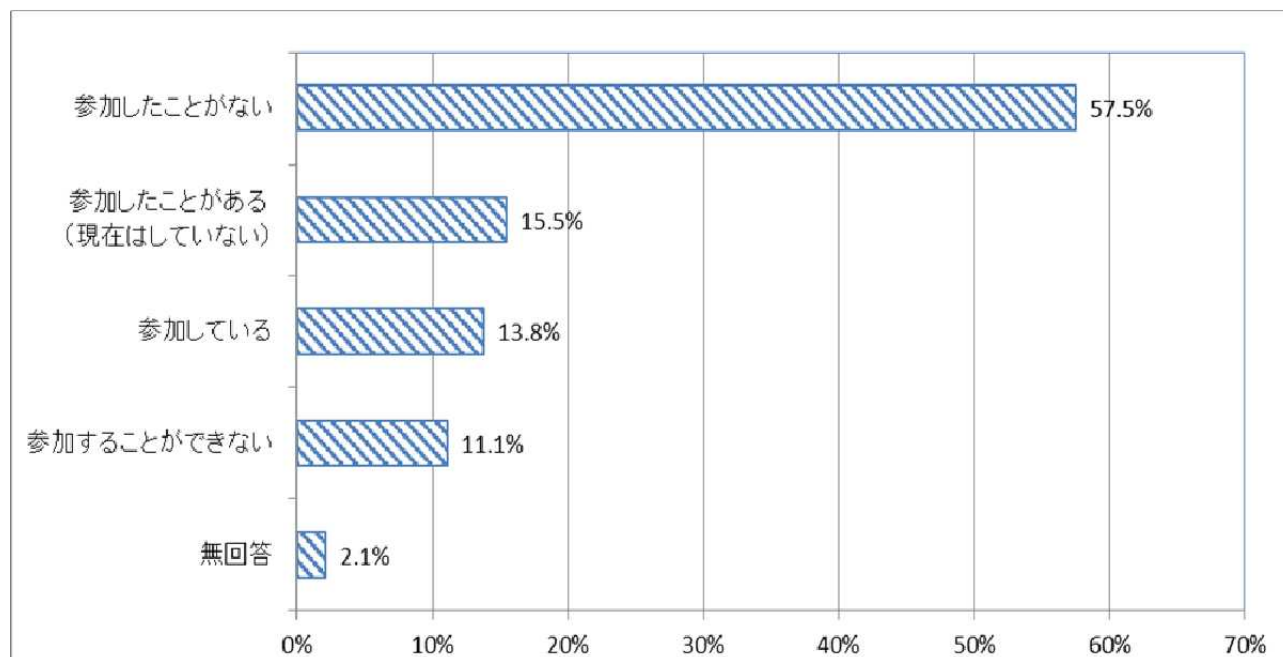
地域での活動について

問 あなたは、地域福祉に関するボランティアやNPOの活動、地域活動に参加していますか。

平成 30 年結果



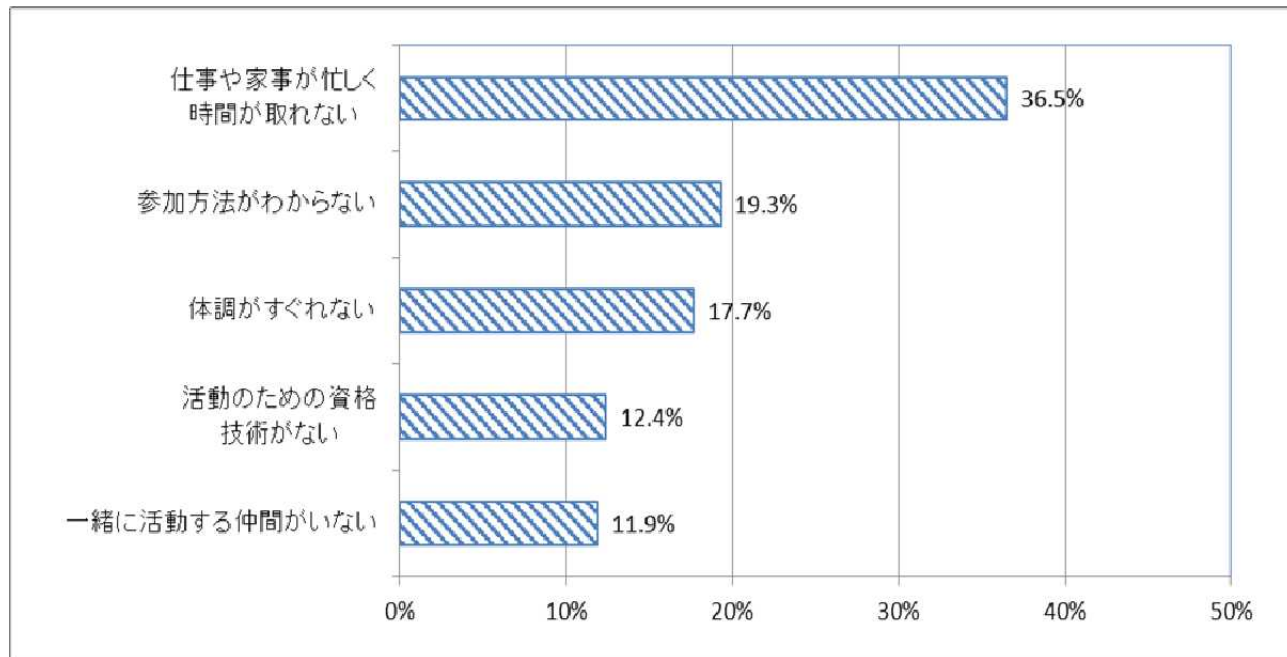
平成 26 年結果



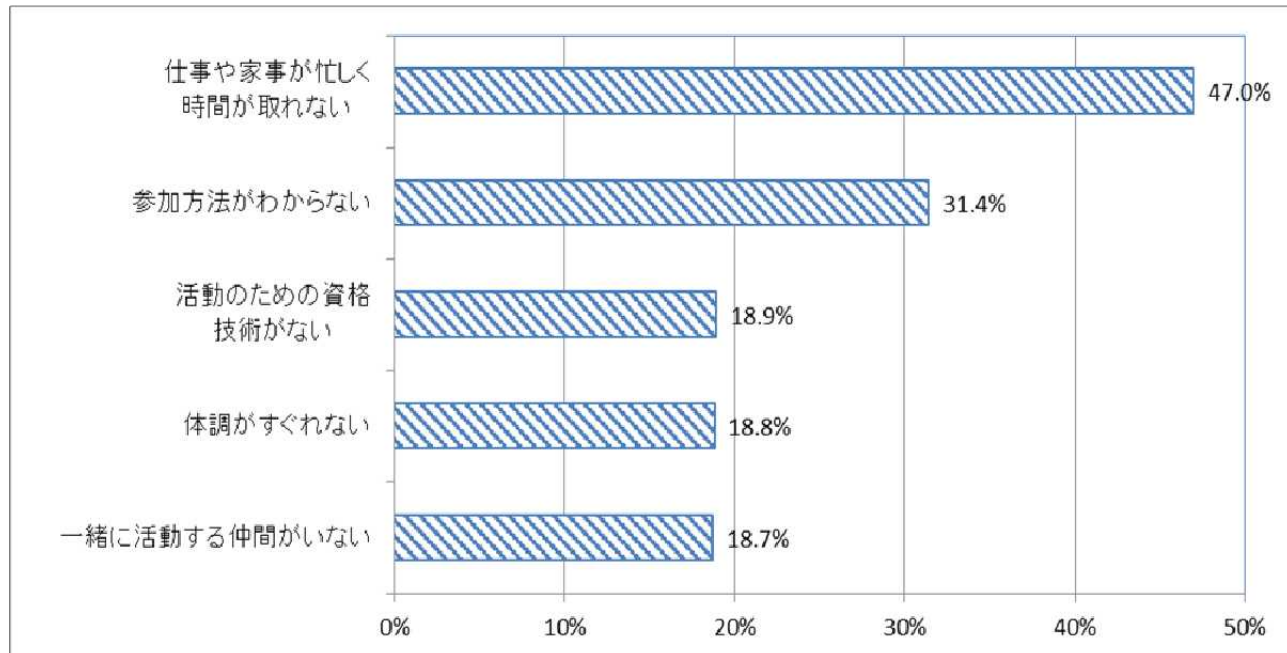
ボランティア等への参加では、前回の調査結果と同様に約3割の方が活動経験をもっています。なお、「参加することができない」という方は、前回から僅かながら減少しています。

問 ボランティア活動に参加できない理由についてお聞かせください。（3つまで選択）
（上位5回答まで記載）

平成 30 年結果



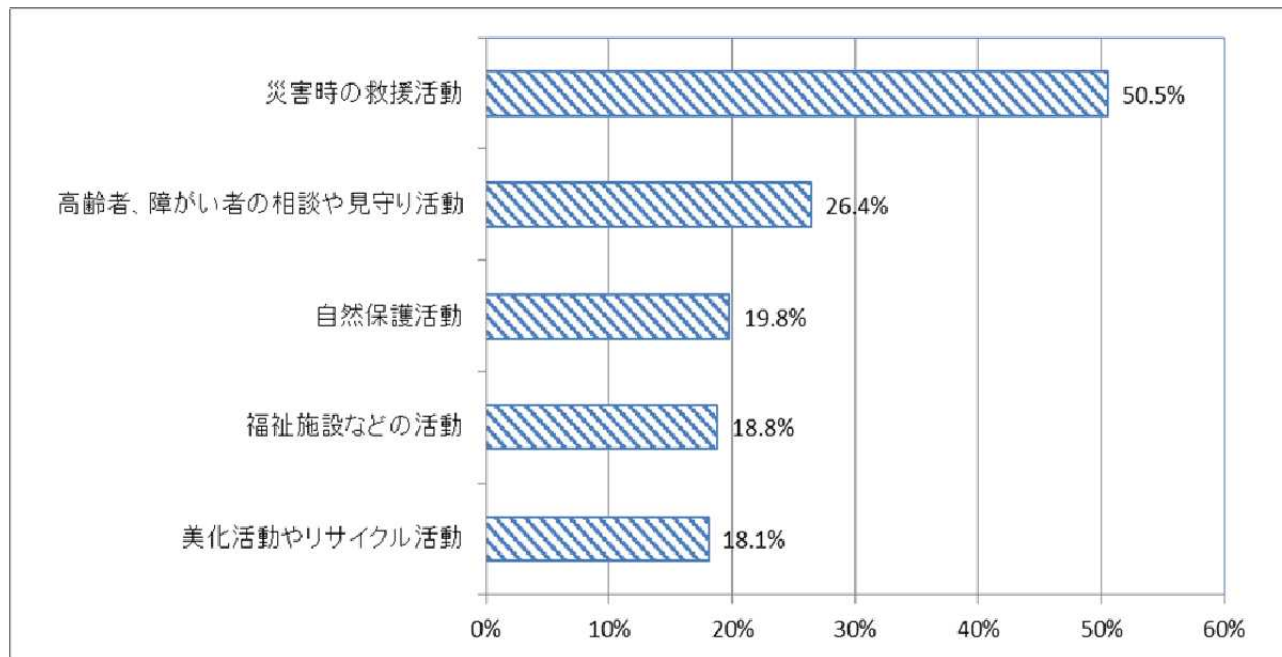
平成 26 年結果



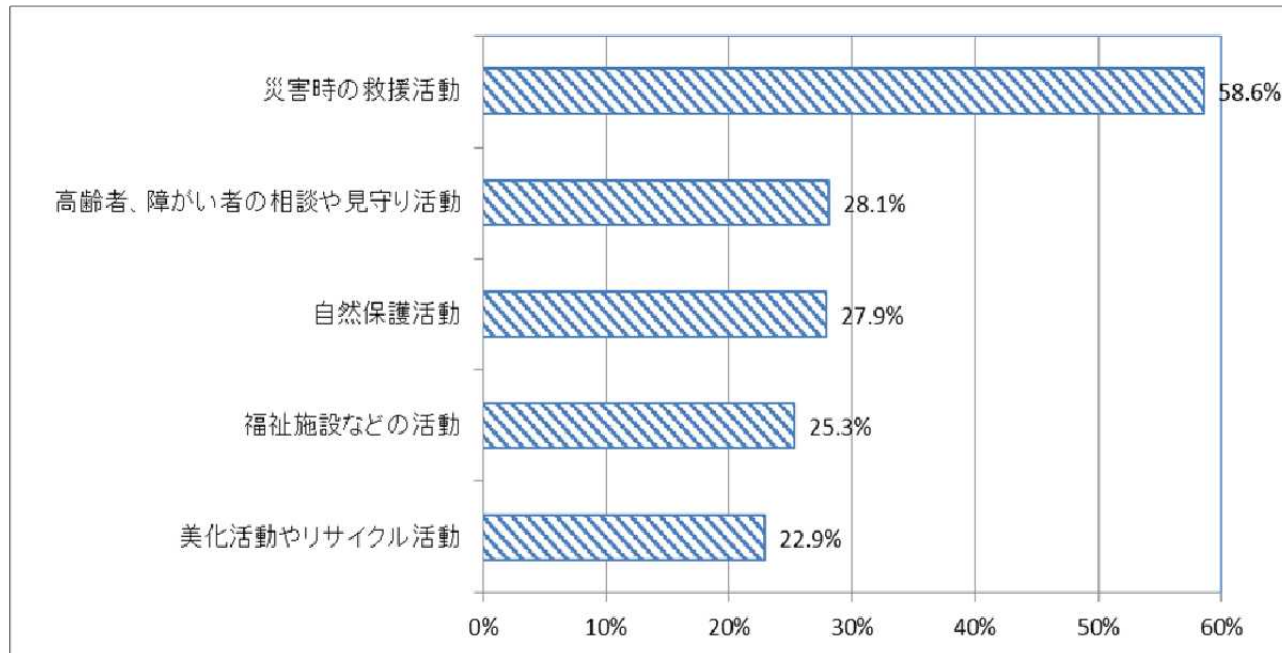
地域活動に参加していない理由では、「仕事や家事」が前回の調査結果と同様に最も多くなっています。なお、「参加方法がわからない」とした方は、前回から1割以上減少しています。

問 あなたは、ボランティア活動やNPOの活動、地域活動に何を期待しますか。(3つまで選択)
(上位5回答まで記載)

平成 30 年結果



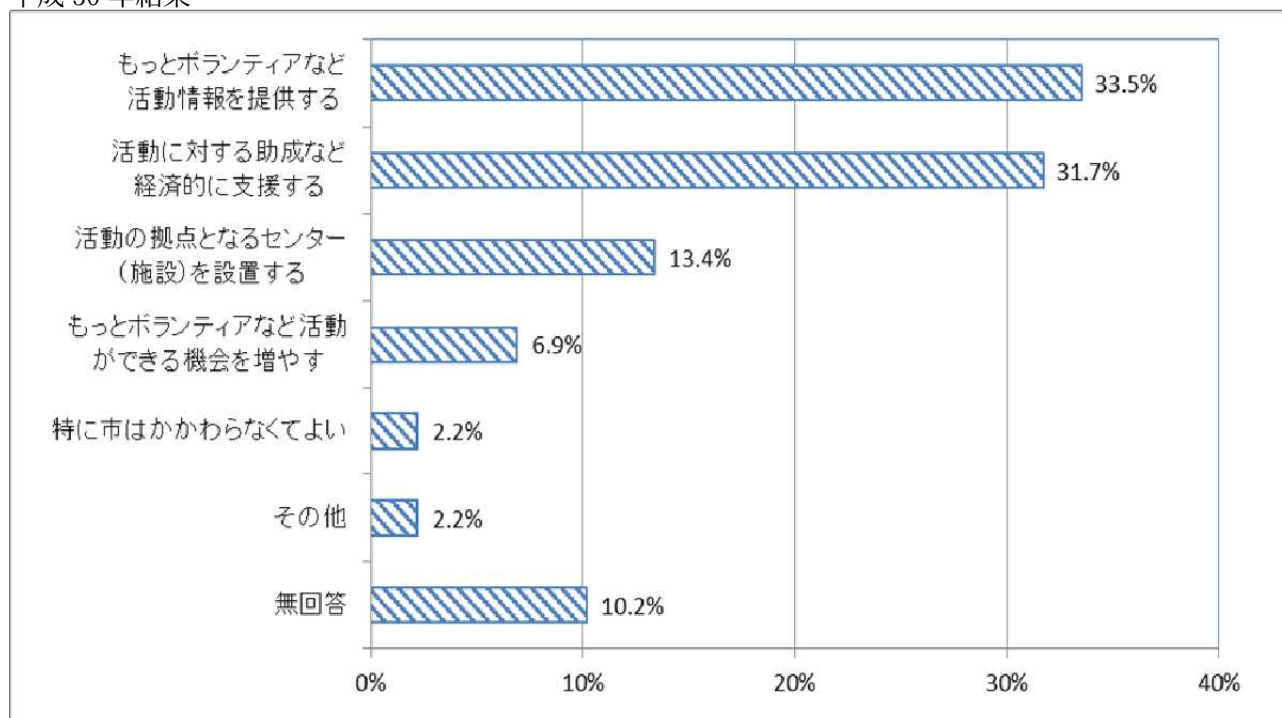
平成 26 年結果



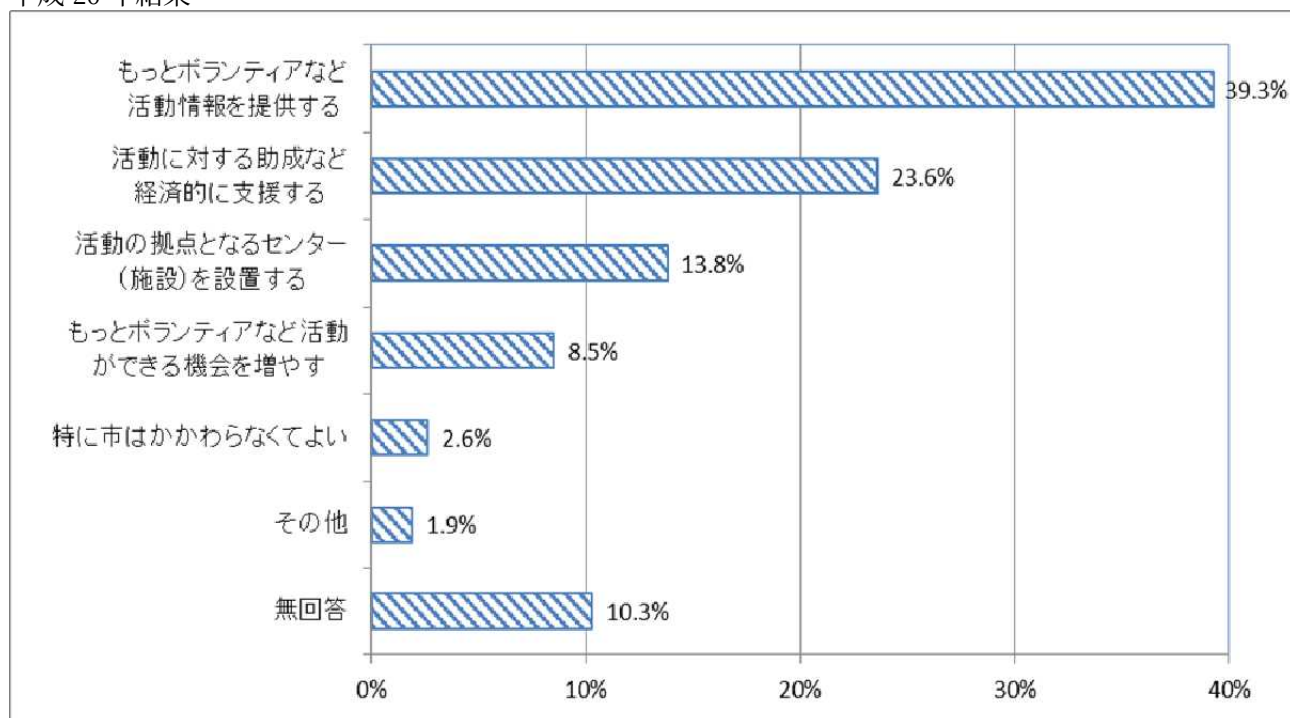
ボランティア活動等に期待することでは、前回の調査結果と上位の順位に変動はありませんが、「災害時の救援活動」が若干減少したことに合わせて、次位以下の占める割合が伸びています。

問 市民による地域活動に対し、市からは、どのような支援が最も必要だと思いますか。

平成 30 年結果



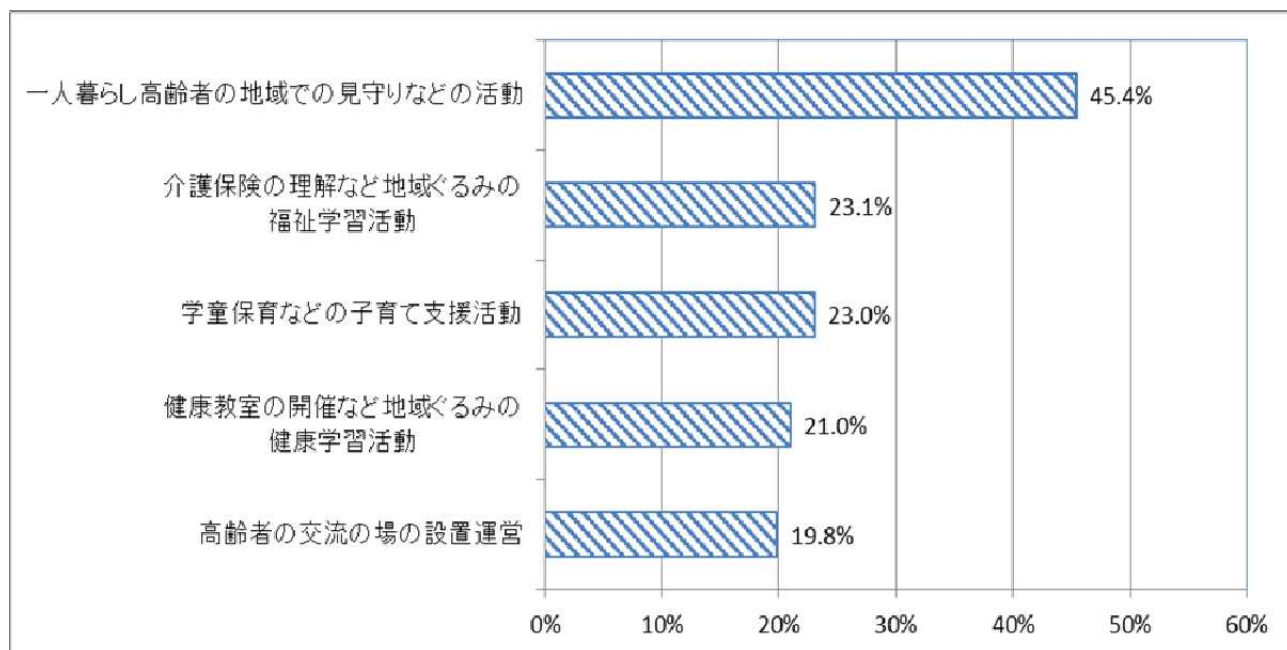
平成 26 年結果



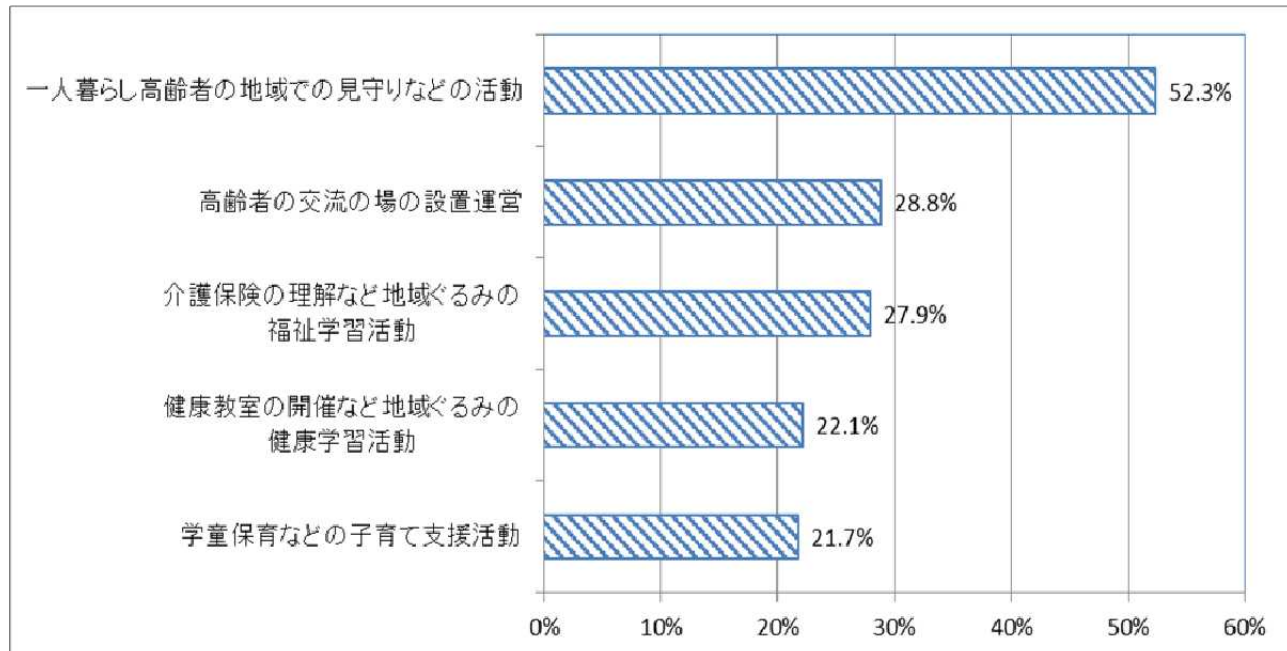
市に求める支援では、前回の調査結果と上位の順位に変動はありませんが、「ボランティアなど活動情報の提供」が若干減少する中、「活動に対する助成」の割合が増えています。

問 市民が担う福祉活動として、今後どのような活動が重要だと思いますか。（3つまで選択）
（上位5回答まで記載）

平成 30 年結果



平成 26 年結果

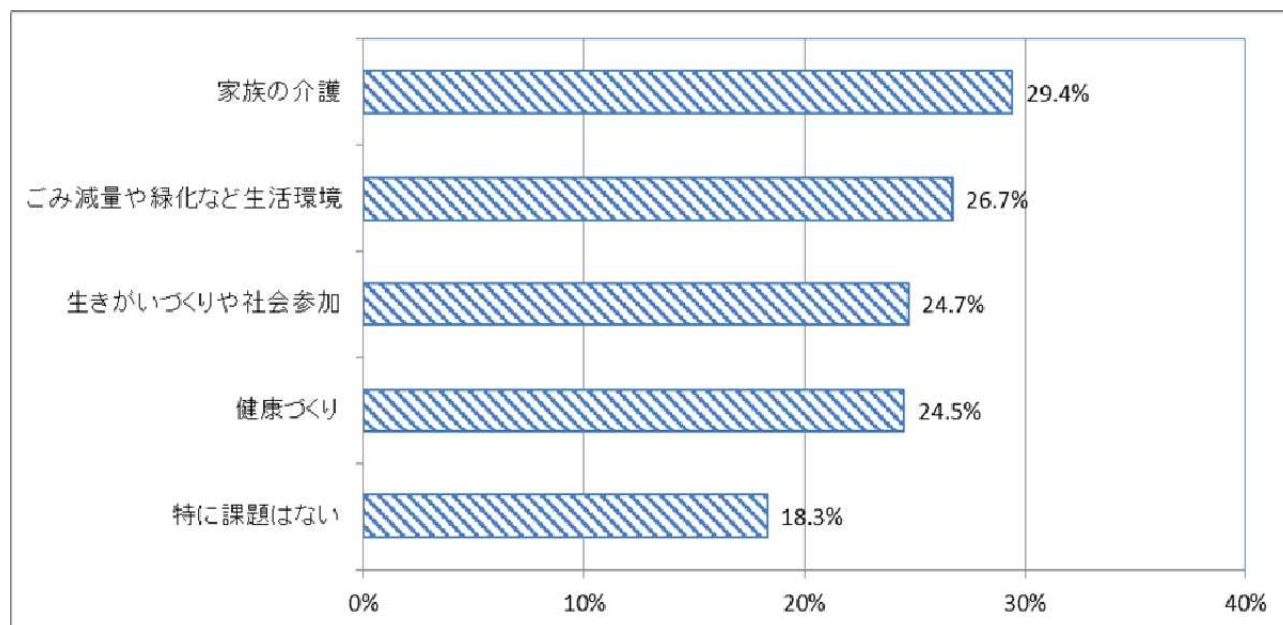


市が担うべき福祉活動では、「一人暮らし高齢者の地域での見守り」が前回の調査結果と同様に最も多くなっており、次位の「介護保険の理解など地域ぐるみの福祉学習活動」の2倍の割合となっています。

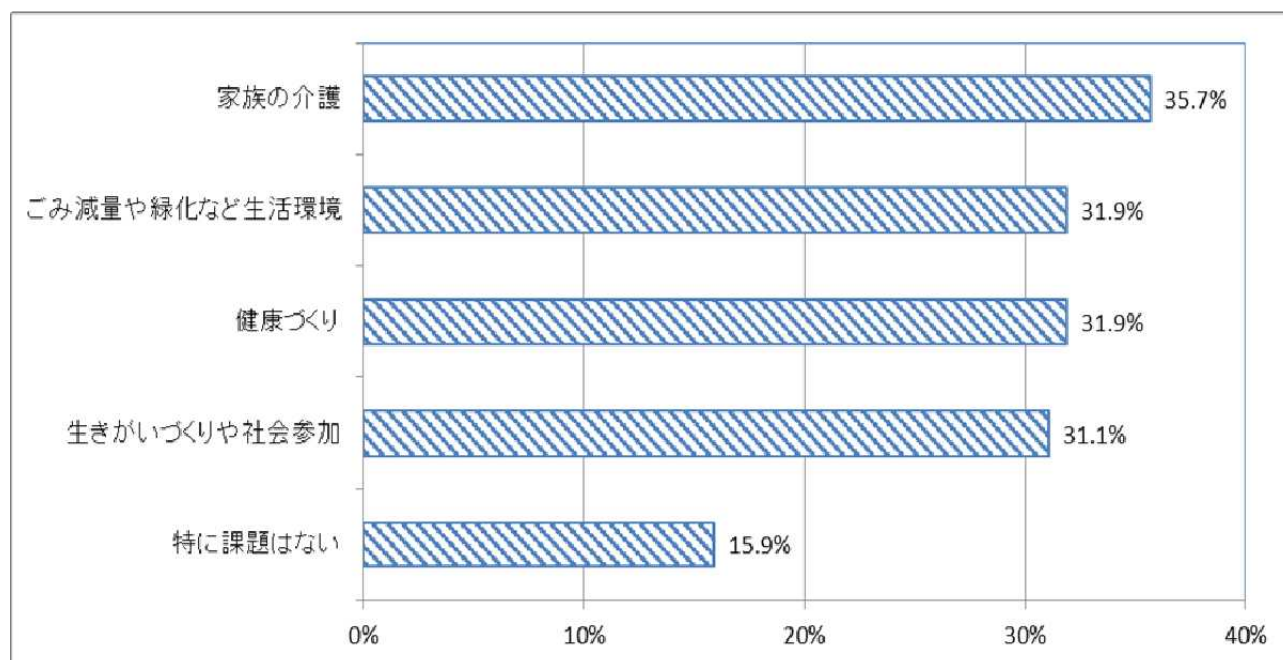
日常の暮らしの課題について

問 あなたが住んでいる地域で日々暮らしていくに当たり、「解決すべき課題」となっているものは何ですか。
(3つまで回答、上位5回答記載)

平成 30 年結果



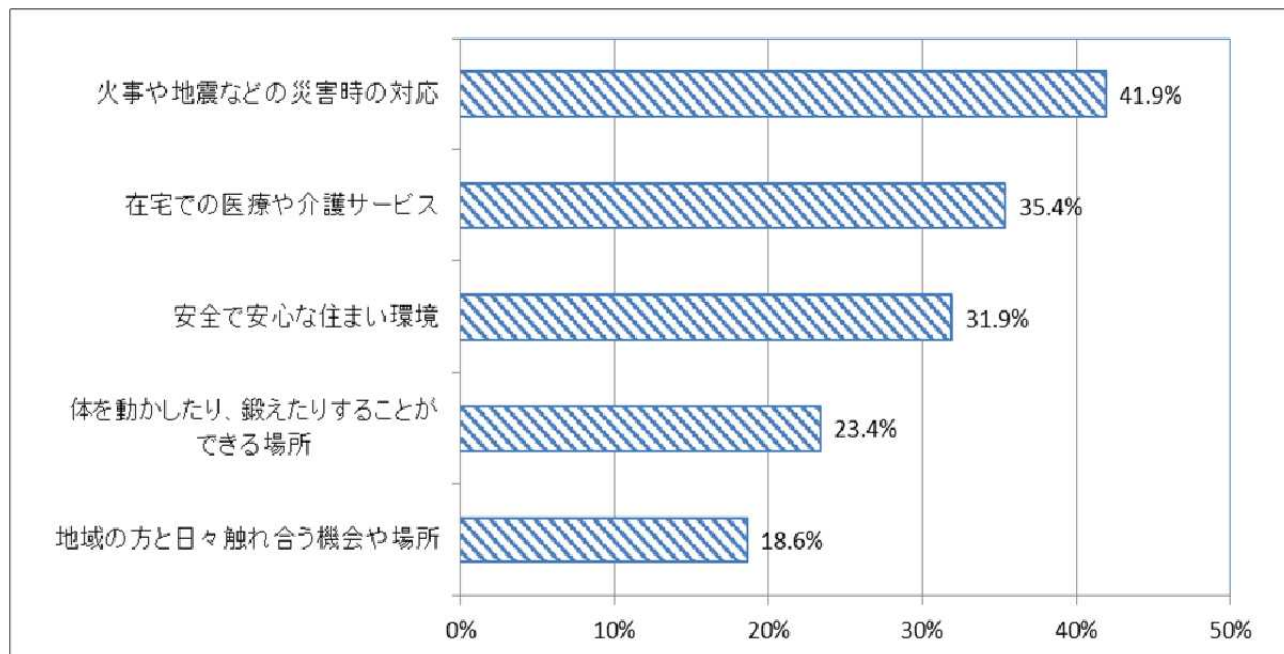
平成 26 年結果



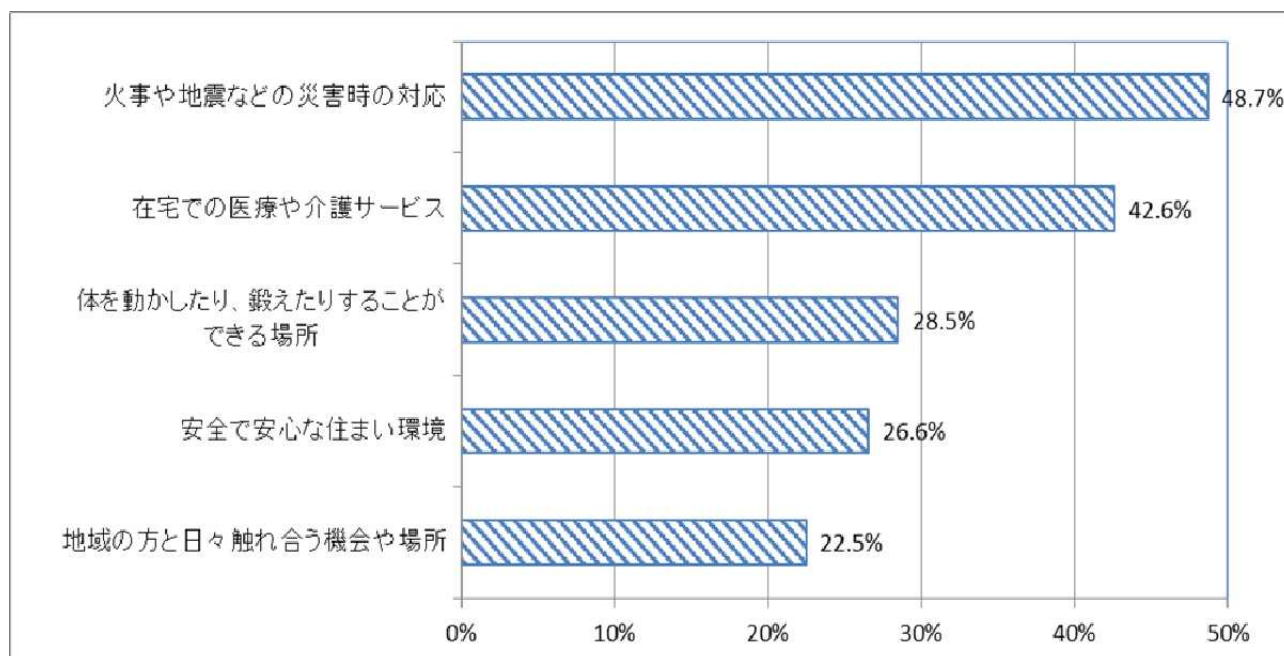
地域で解決すべき課題では、「家族の介護」が前回の調査結果と同様に、最も多くなっていますが、「ごみ減量や緑化などの生活環境」「生きがいつくりや社会参加」「健康づくり」といったものについても大きな差はありません。

問 高齢者福祉の課題について（3つまで回答、上位5回答記載）

平成 30 年結果



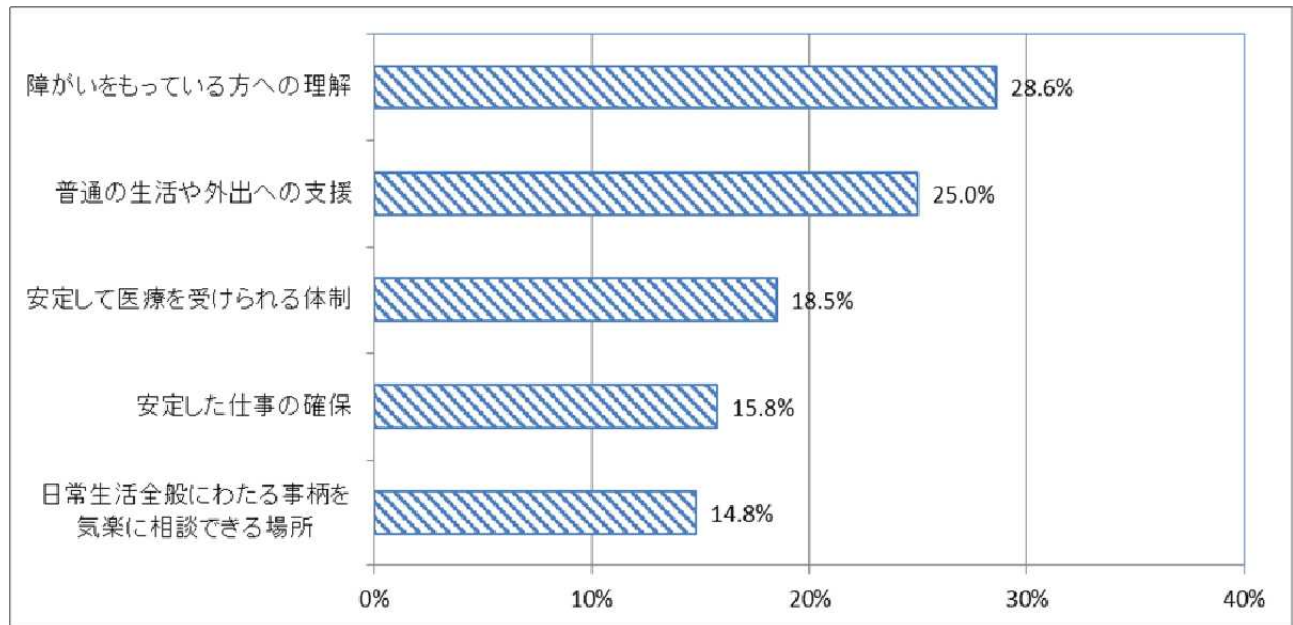
平成 26 年結果



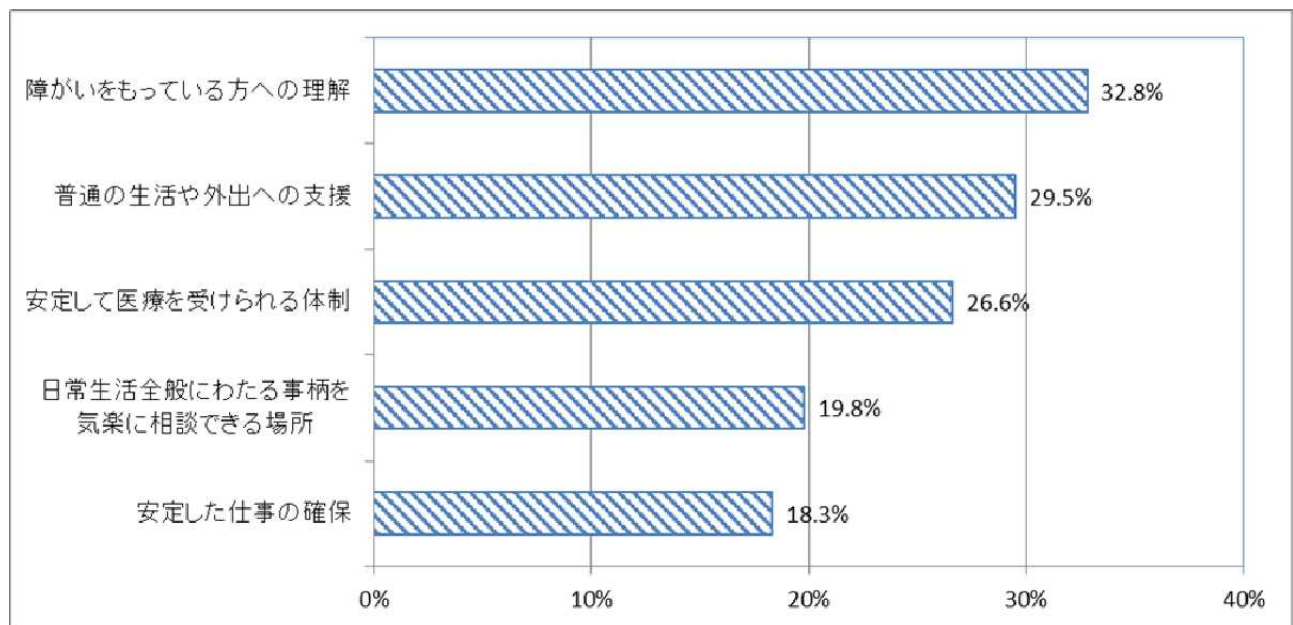
65 歳以上の方では、「火事や地震など災害時の対応」や「在宅での医療や介護サービス」が前回の調査結果と同様に上位に位置していますが、次いで、「安全で安心な住まい環境」が順位と割合共に上げました。

問 障がい者福祉について（3つまで回答、上位5回答記載）

平成 30 年結果



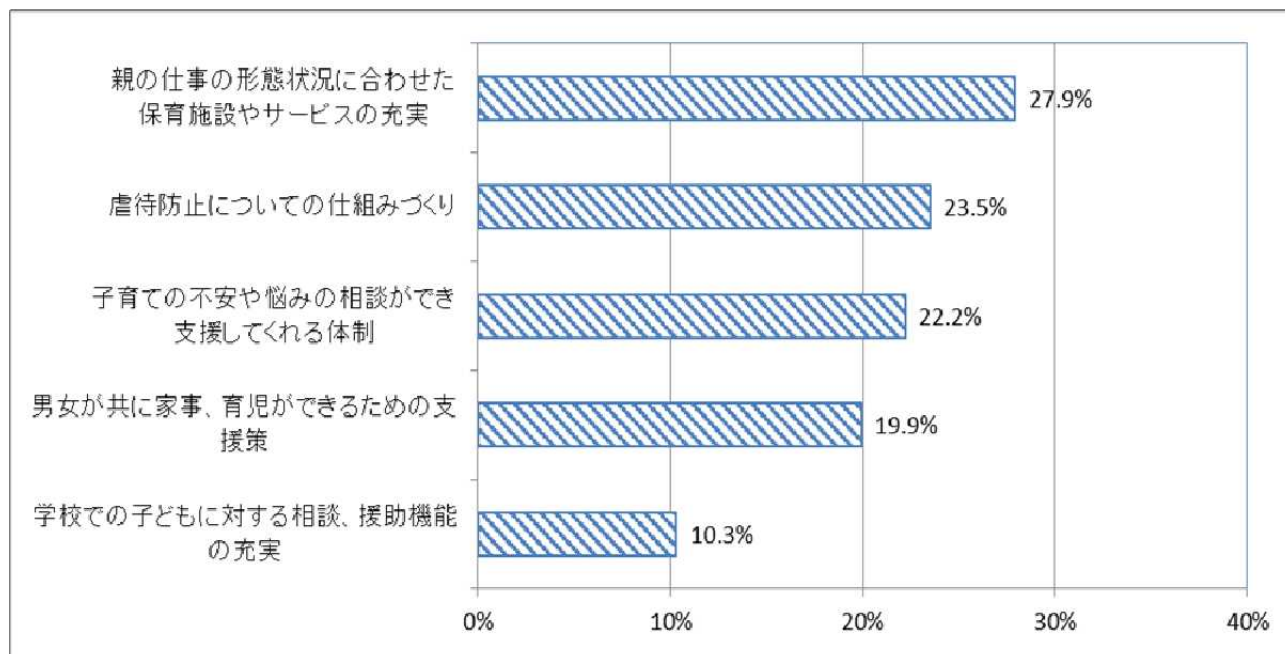
平成 26 年結果



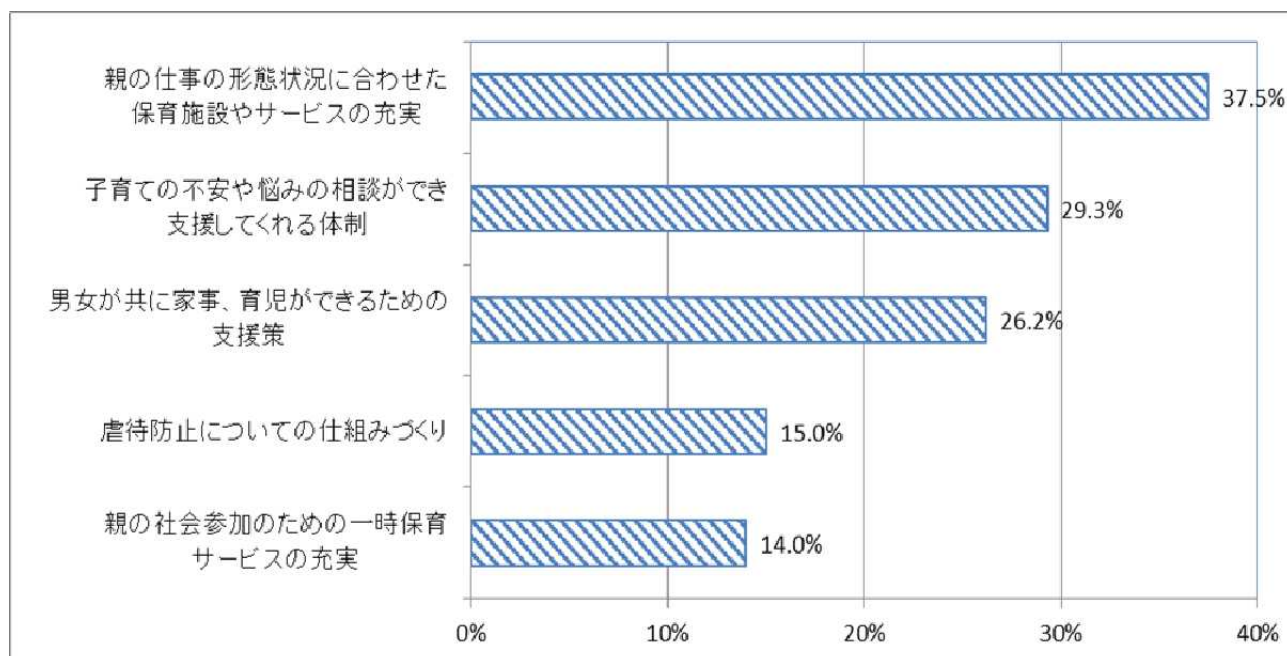
障がいを持っている方では、「障がいをもっている方への理解」「普通の生活や外出の支援」が前回の調査結果と同様に上位に位置しています。

問 子育て支援について（3つまで回答、上位5回答記載）

平成 30 年結果



平成 26 年結果



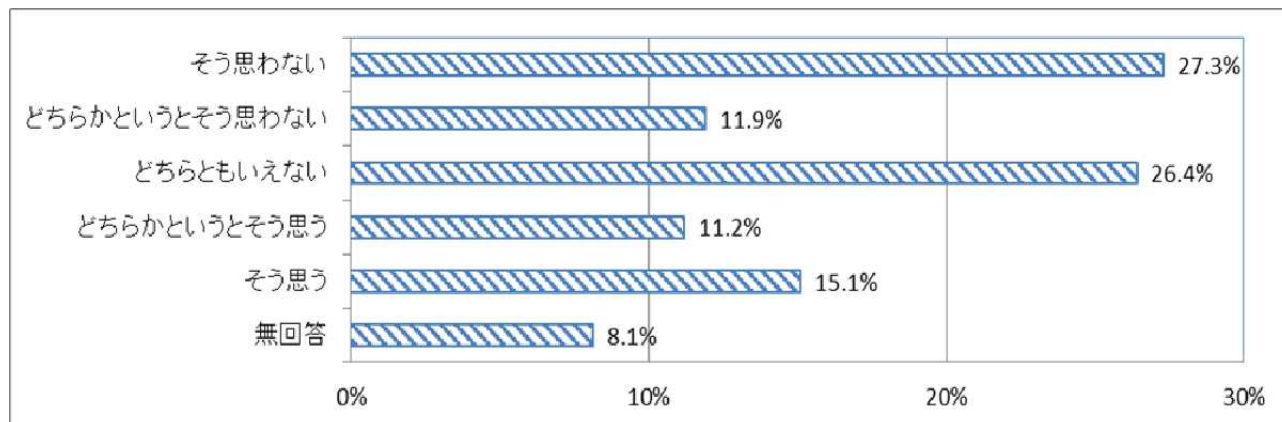
子育て支援では、「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」が前回の調査結果に引き続き最も多くなっておりますが、次位は「虐待防止の仕組みづくり」となりました。

自殺に関する考え方について（新規設問）

問 「自殺」についてどのように思いますか。

A 生死は最終的に本人の判断に任せるべき

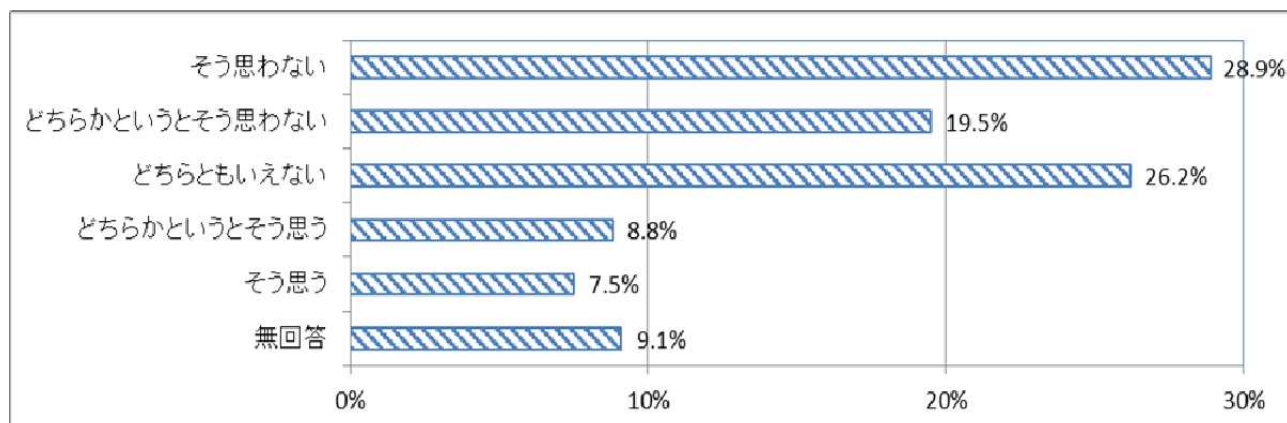
平成 30 年結果



「そう思わない」「どちらかというと思わない」という“任せるべきでない”とする意見が 39.2%となり、「そう思う」「どちらかというと思う」という“任せるべき”とする意見の 26.3%を上回っています。

B 自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない。

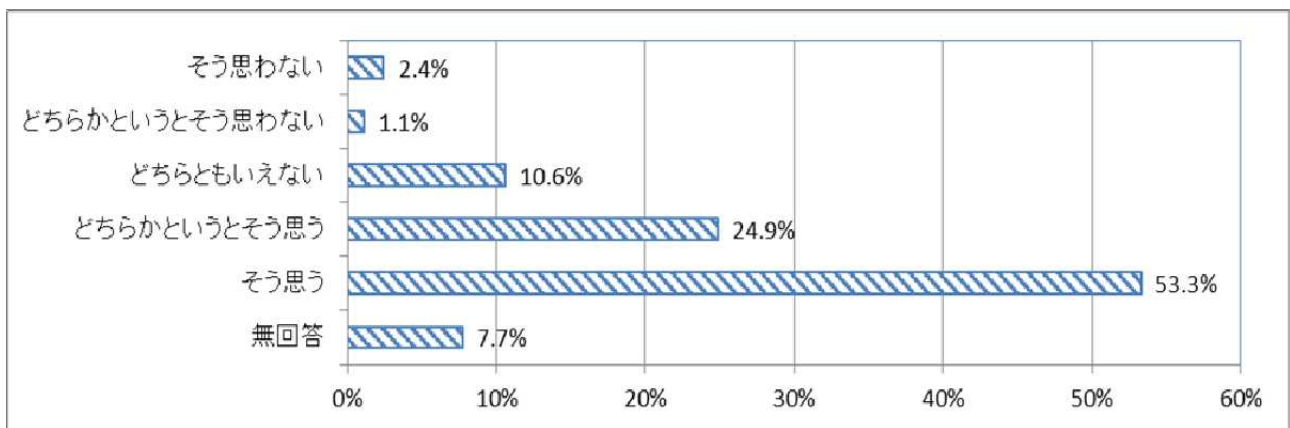
平成 30 年結果



「そう思わない」「どちらかというと思わない」という“止めることが可能”とする意見が 48.4%となり、「そう思う」「どちらかというと思う」という“止めることができない”とする意見の 16.3%を上回っています。

C 防ぐことができる自殺も多い。

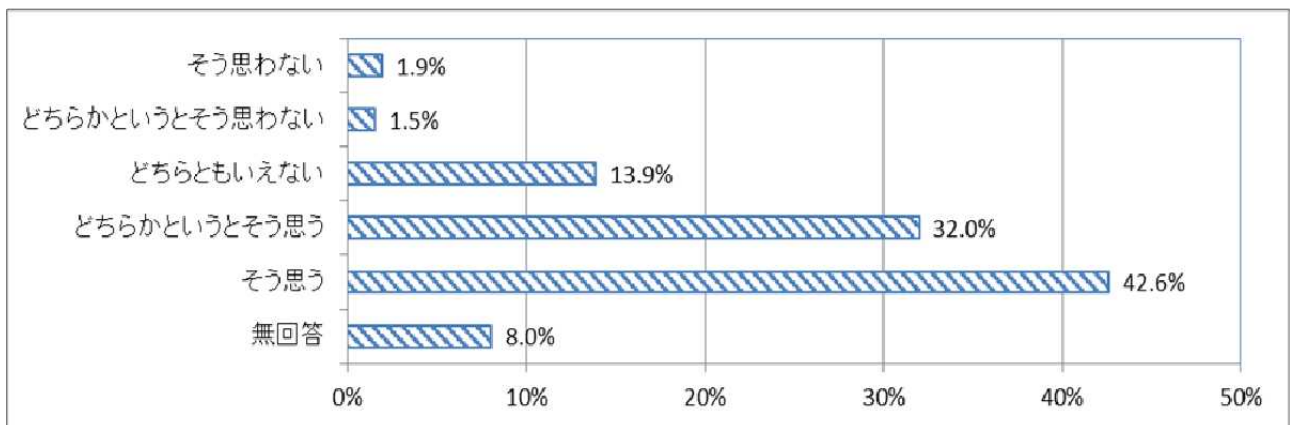
平成 30 年結果



「そう思う」「どちらかというと思う」という意見が78.2%に達し、多くの方が“防ぐことができる自殺がある”と思っています。

D 自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している。

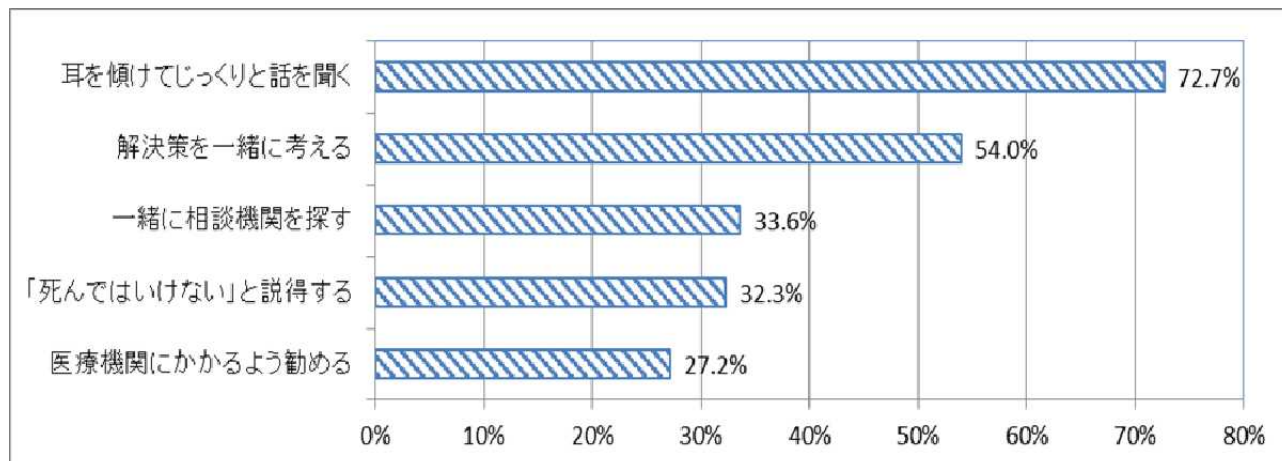
平成 30 年結果



「そう思う」「どちらかというと思う」という意見が74.6%に達し、多くの方が“前兆がある”と思っています。

問 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、あなたはどのように対応しますか。
(上位の5回答を記載)

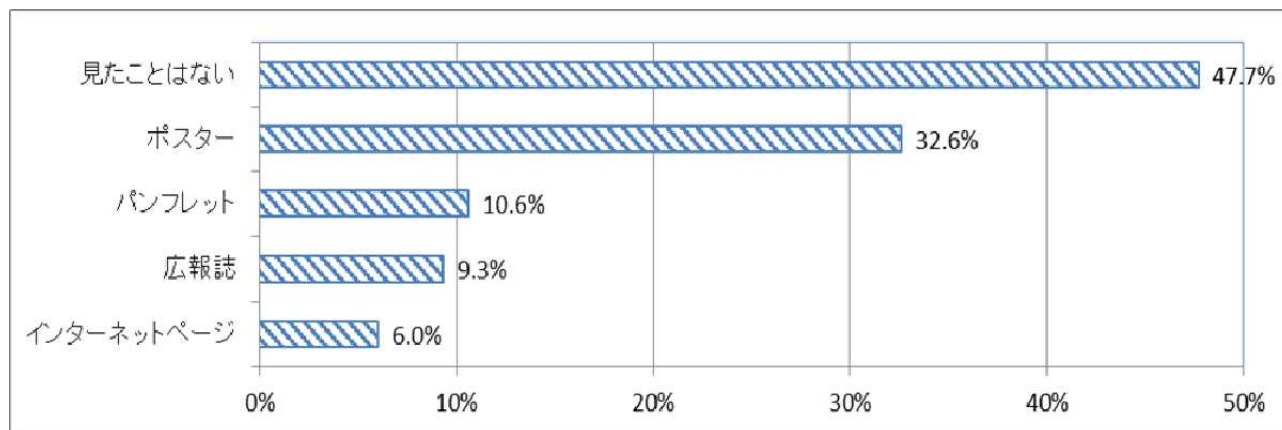
平成 30 年結果



7割以上の方が、まずは「耳を傾けてじっくりと話を聞く」ことにより対応をしようと思っています。

問 これまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。
(上位の5回答を記載)

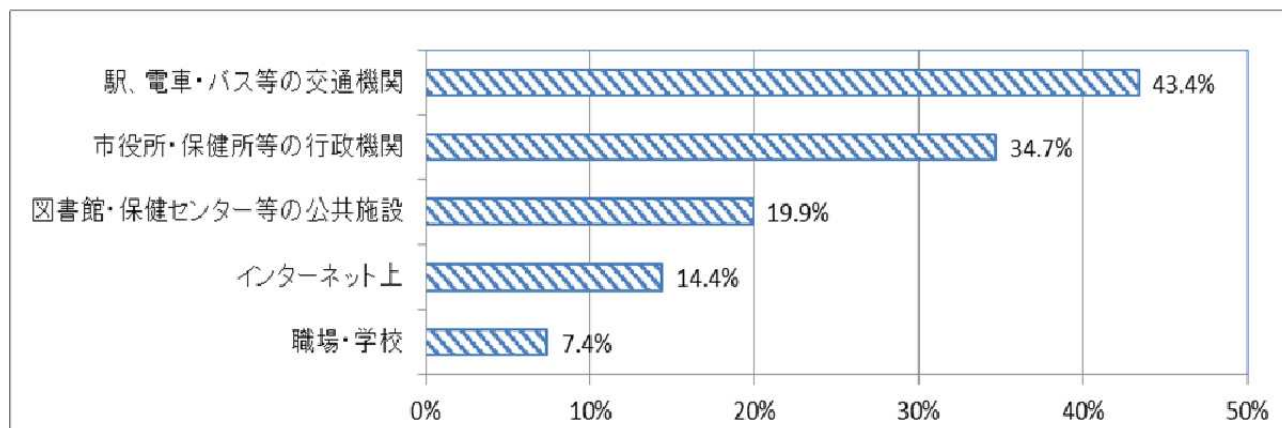
平成 30 年結果



約半数の方が、啓発物は「見たことがない」という状況でした。一方、目にした啓発物で最も多かったのはポスターという結果でした。

問 自殺対策に関する啓発物を見た方は、どこで見ましたか。
(上位の5回答を記載)

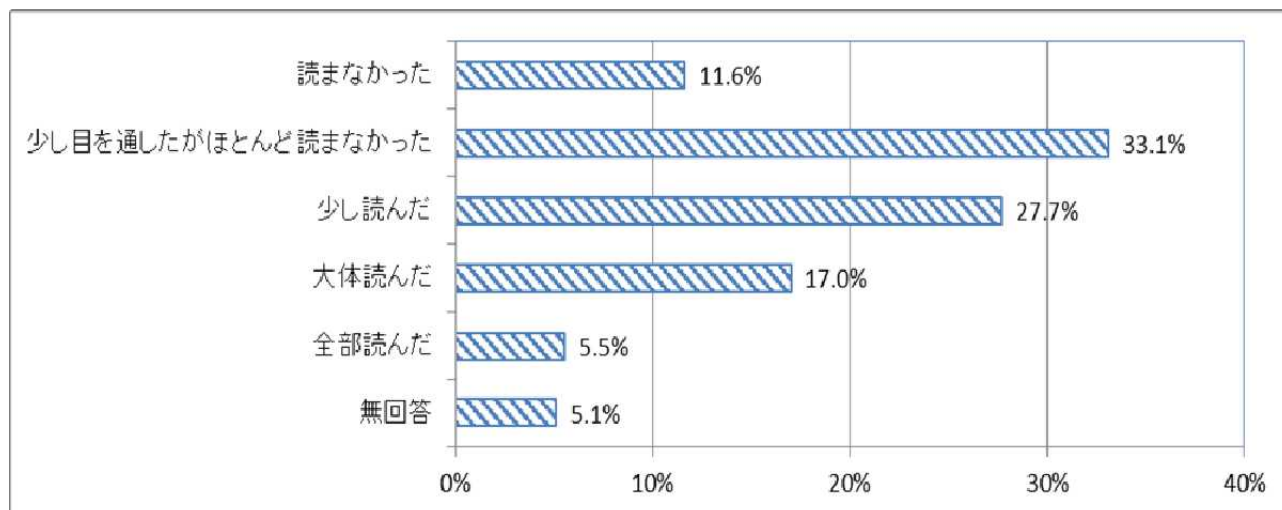
平成 30 年結果



啓発物を目にする機会が最も多いのは「交通機関」であり、次いで「行政機関」「公共施設」の順となっています。

問 自殺対策に関する啓発物を見たとき、あなたはどうしましたか。
(上位の5回答を記載)

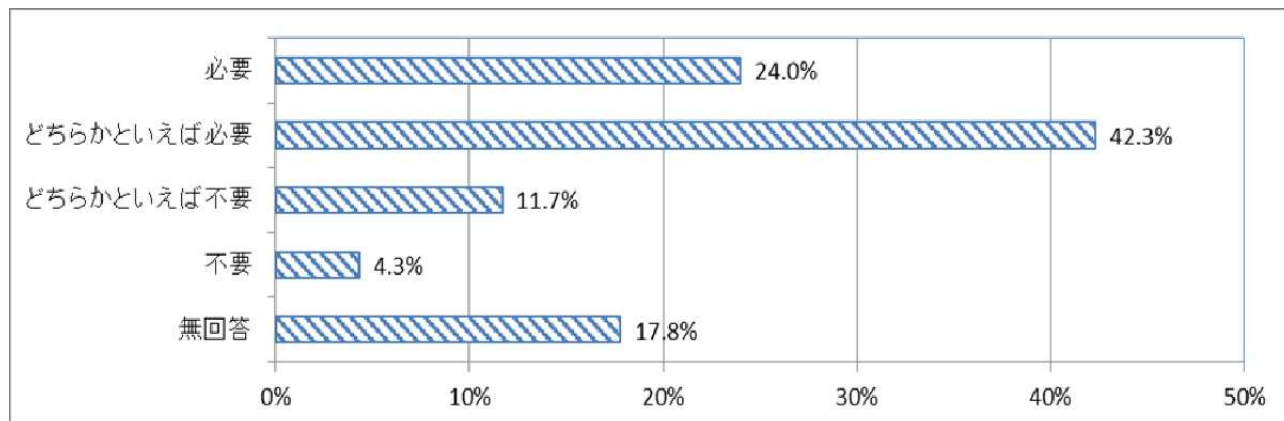
平成 30 年結果



啓発物を多少なりとも“読んだ”とする方は過半数を占めており、全く「読まなかった」とする方は1割にとどまりました。

問 自殺対策に関するPR活動(啓発物や講演会など)についてどのように思いますか。
(上位の5回答を記載)

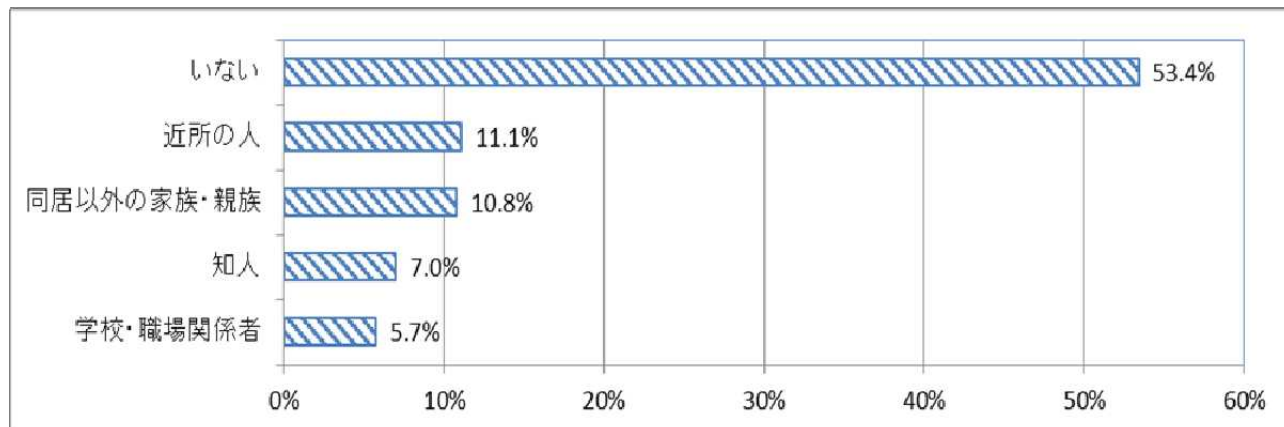
平成 30 年結果



自殺対策の啓発活動については、6割を超える方が必要性を感じています。

問 あなたの周りで自殺(自死)をした方はいますか。
(上位の5回答を記載)

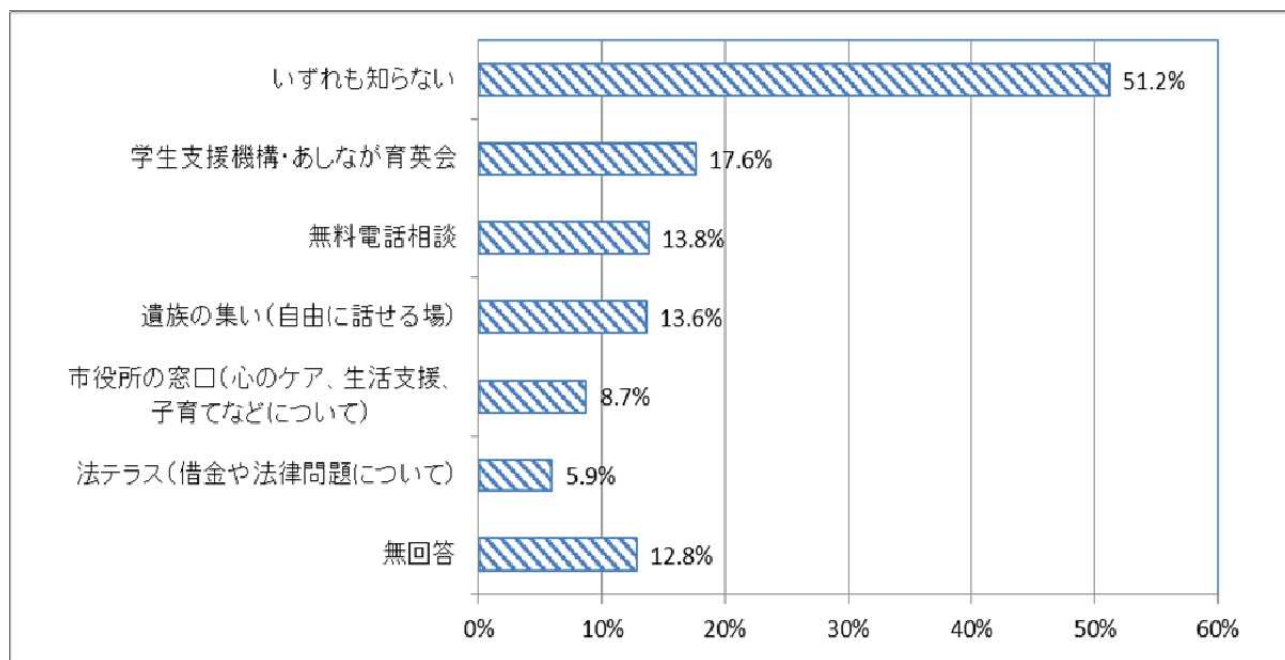
平成 30 年結果



周りに自殺した方は「いない」とした方が半数となっています。

問 自死遺族の支援について、知っているものがありますか。

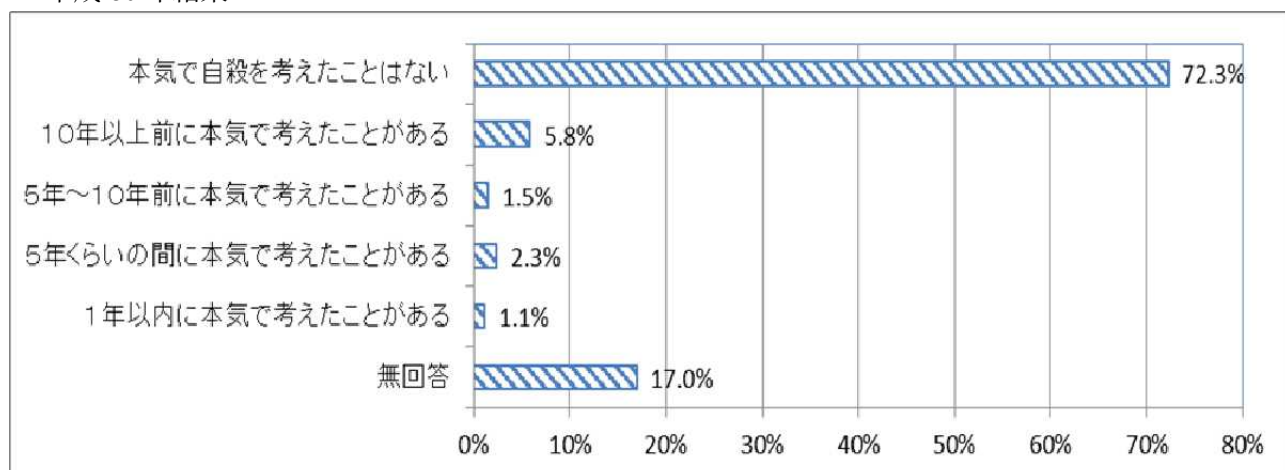
平成 30 年結果



自死遺族の支援に対する取組について「いずれも知らない」方が過半数を占めています。

問 あなたは、これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。

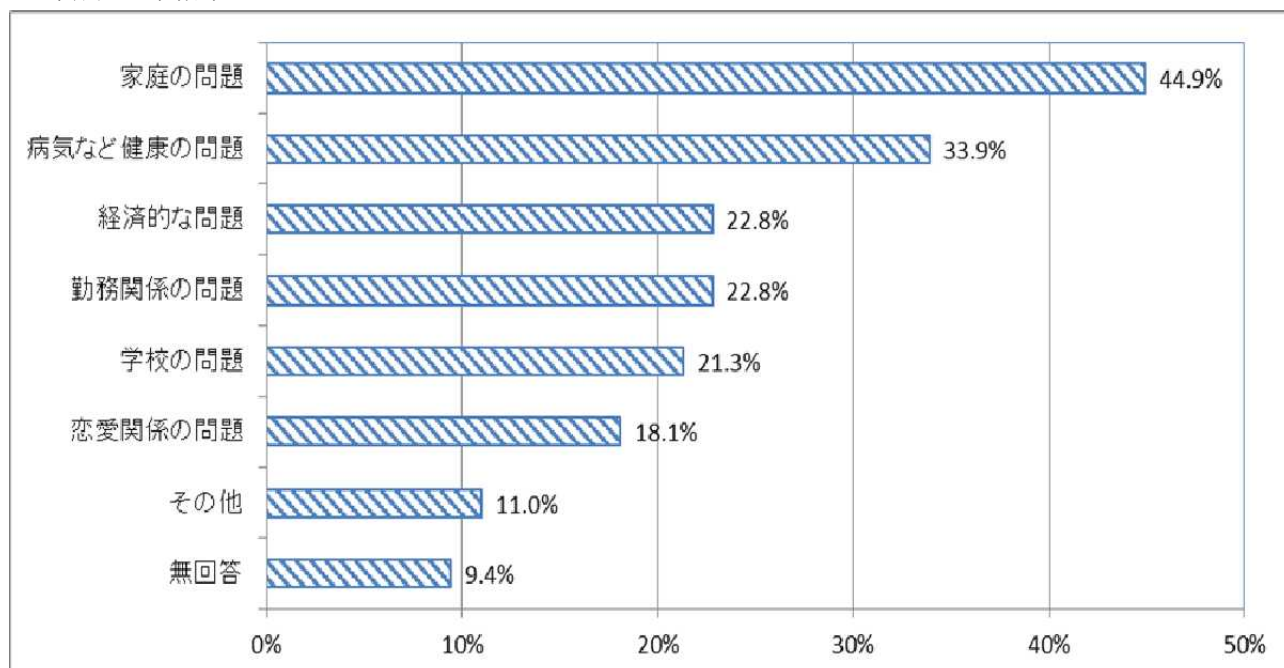
平成 30 年結果



7割を超える方が「本気で自殺を考えたことはない」とする一方、1割の方が本気で自殺を考えたことがあるとしています。

問 自殺をしたいと考えた理由や原因はどのようなことでしたか。

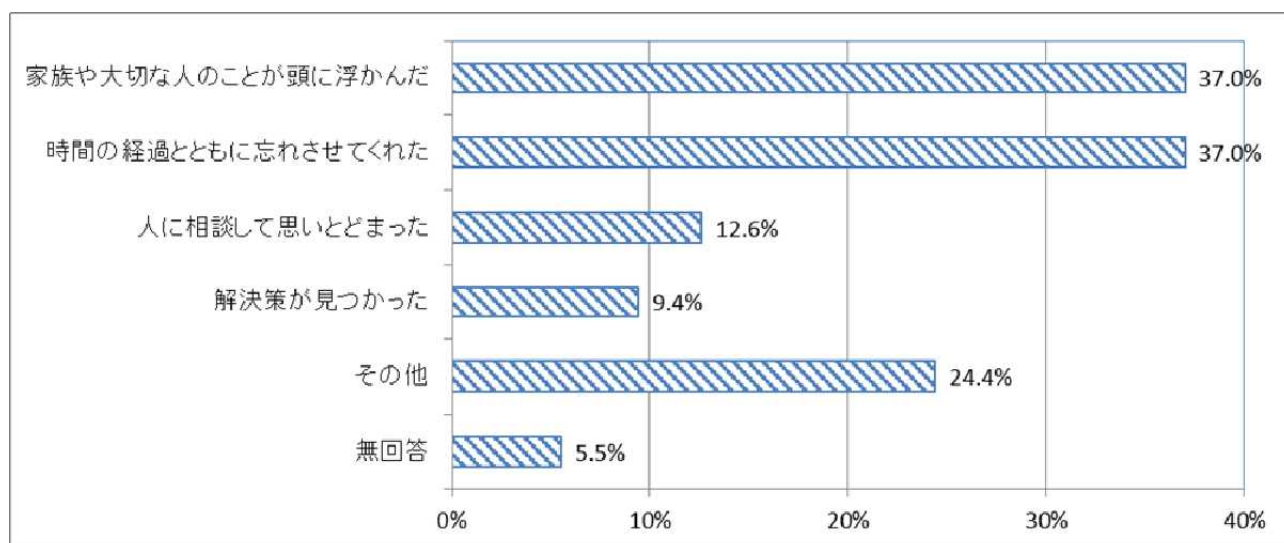
平成 30 年結果



自殺を考えた理由として最も多かった「家庭の問題」では、家族の不和のほか、子育て、家族の介護となっています。次いで「健康の問題」では、心の悩みのほか、自病の悩みとなっています。

問 自殺をしたいと考えを思いとどまった理由は何ですか。

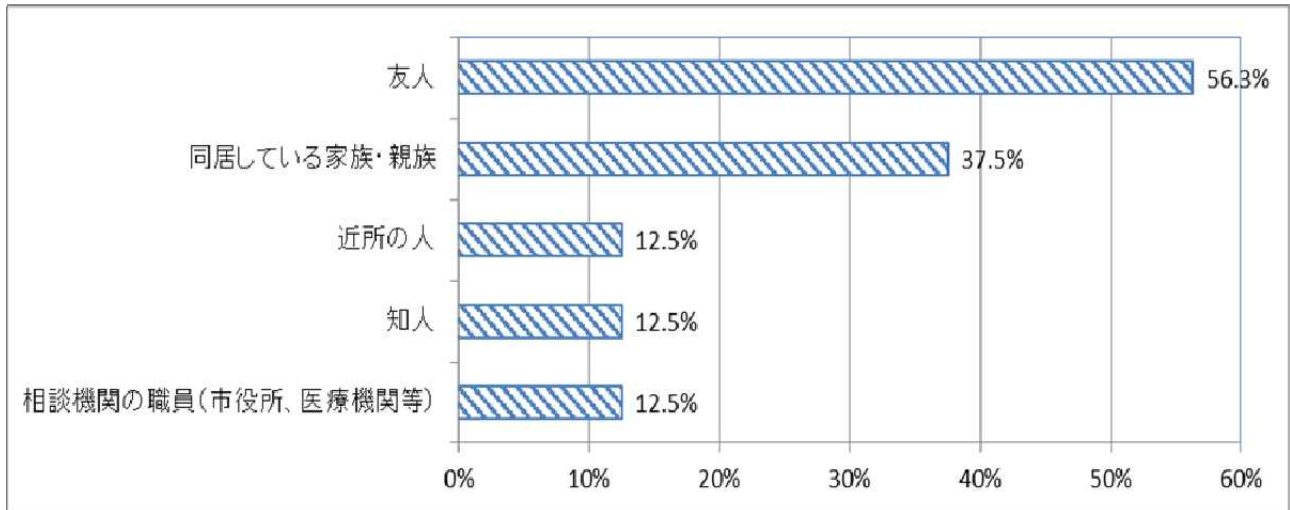
平成 30 年結果



「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」「時間の経過とともに忘れさせてくれた」がそれぞれ37%と最も多くなっています。「その他」では、「死ぬ決心がつかなかった」「死ぬのが怖かった」などの理由でした。

問 人に相談して思いとどまったと回答した方の中で、相談した相手はどなたでしたか。
(上位5回答を記載)

平成 30 年結果



相談相手としては、最も身近な「家族など」を抑えて、「友人」が過半数を占める状況となっています。

○自由記入の欄にあった意見・要望

自由意見には、390 件の回答がありました。分野別では、「近隣の人との関わり・支え合い」に関する意見が 240 件と最も多く、次いで「地域福祉活動」が 117 件、「市への意見・要望」が 80 件、「生活環境・防災」が 63 件となっています。

●自由意見

	分 野	件数
1	近隣の人との関わり・支え合い	240
2	地域福祉活動	117
3	市への意見・要望	80
4	生活環境・防災	63
5	高齢者	61
6	子ども・子育て	50
—	その他	50
合計		390

※ 複数の分野にまたがる意見もあるため、各分野の件数の和は合計と一致しません。

■主な回答の概要（紙幅の都合で省略・要約している場合があります）

①近隣の人との関わり・支え合い

主な意見
とにかく挨拶からだと思います。それから少しずつ話が弾むようになり、仲良くなり、いろいろと進んでいくと思います。
地域の方と気軽に挨拶ができ、話し合えることが大事なかなと思います。
ふだんは挨拶程度でも、困ったときや心配事が起きたとき、心から相談したり、できることは手伝ってあげられるような地域社会ならば、住みやすいと思います。
地域での支え合い、助け合いはとても大事なことです。特に近年、希薄になってきている人付き合いは、大事なことが実現しにくくなってきています。子供の頃から地域で活動する楽しさ、大切さを経験、体験することが必要であると感じます。
顔を合わせれば気楽に挨拶、会話ができる といいですね。子供の頃はそうでしたが、アパート住まいなどだと、なかなかそうはいかなくなってきています。他の地域から引っ越してきた人は、住んでいるところの情報（どこの病院がいいよとか）が分からないので、そういう話をできる人が近くにいると助かるなと思います。
地域のコミュニティに参加したいと思うも、仕事の都合で出られないことも多い。市報を読んで参加してみたいと思いながらも土日でなかったりする。野田に越してきて日が浅いので、たくさんの人とコミュニケーションを取りたいと考えています。
地域のつながりは大事だと思うのですが、その時の心情によっては、余り 接触したくないときもあります。来る者拒まず、去る者追わず、ただいつでも門が開いている場所があれば、気楽に相談ができるかと。

地域性なのか、人権尊重、プライバシー保護など、どこまで立ち入ってよいのか踏み込んでよいのか……。結局余り深入りしない方がベストなのではないかと思うときが多々あります。

②地域福祉活動

主な意見
私は自治会長経験者として、現在の地域で若者が自治会に興味を示さない人が多くいるように感じます。地域で助け合うには、自治会が必要と思うからです。地域で高齢化が進み、自治会役員の高齢が問題になっています。組織として若返りは必要ですが、野田でも若い人が市外に出て行く傾向にあると思います。若い人が住みやすい市政が必要と感じます。
自治会を含めてできる人がやれるときにやればいいと思う。自治会に入っていなくても、白い目で見られるようなことがあっては駄目だと思う。家庭にはいろいろな事情がある。誰かがやらなければいけないから、難しいがいつかはいろいろ手伝えたらと思う。
民生委員の方には大変だと思いますが、地域の活性化、介護に関して個人的に相談できるようにしてほしい。自治会の存在意義を積極的にPRし、地域を活性化する。
現在、ボランティアグループに入り、あるボランティア活動をしている。施設からは感謝され、喜んでくださっていて生きがいとなっているが、ボランティア活動が思うようには広がっていない。 身近な公民館や自治会館などでPRができた方がよいのかとも思う。ボランティア活動に対して特別視している住民の人もいるように思う。
シルバーリハビリ体操指導士になりました。地域の高齢の方々と一緒に介護予防体操をできたらと思います。近所の方と話をし、歩行能力を伸ばす運動等、家の方に教えて大変喜ばれました。無理をしないでやっているとのことでしたのでうれしく思います。
支え合い助け合いは必要だと思うが、ボランティアなどの負担が掛かるものばかりはよくないと思う。今、小中学校が土曜日まであり、交通ボランティアも土曜日まで出なければならず、負担に思っている。週5日制や月に一度だけ土曜授業にするなど、もう少し子供たちやそれに関わる人たちの負担を減らしてほしい。

③市への意見・要望

主な意見
各地域に相談者を配置し、市報等で周知するとともに、定期的会合を持ち、各地域の相談内容を市が吸い上げて対策を検討し、実行する。
地域の支え合いで今までの成功例を公表して、全員にお知らせする。少しずつでもできそうなことをする。
行政だけ、地域だけではうまく行かない。行政と地域が協力していかなければ、より良い生活が得られない。地域でお互いに見守り、何かあったときに、市の受皿があれば安心して生活していけると思うのですが……。
市政でしっかりと対応していただきたい。ボランティアとかNPOとかの考えは甘いのではないかと思います。

④生活環境・防災

主な意見
高齢になると足腰が弱くなってくるが、車ばかりに頼らないでできる限り自分の足で外出したい。それには、シルバーカートや車椅子を動かすことのできる歩道が必要に思います。ベビーカー、幼児、高齢者が安心して歩いて外出ができる環境の整備を切に願いたいと思います。
野田市に引っ越して5年未満ですが、電車を降りてからの公共交通機関の便の悪さにびっくりしています。車がない、乗れない高齢者はますます出不精になります。何とか、バスの便を増発、まめバスでなくてもいいです。
地球温暖化によって、最近自然災害が多発するようになりました。台風の強さが増し、集中豪雨が各地でランダムに起きる状況になりました。早急に避難場所の確認が必要かと思われます。野田市は利根川、江戸川と利根運河に囲まれていますので、水害対策が必要かと思われます。これらの予測される自然災害に対しても、近所のお互いの助け合いが必要かと思われます。
大きな災害が各地で発生しています。自分の身にいつ起こっても心の準備をと思っていますが、そのときになってみないと分かりません。災害時は、近所の助け合いが必要だと思います。せめて、自治会活動には日頃より協力したいと思っています。

⑤高齢者

主な意見
高齢化社会に向け、地域の人々がお互いに会話やコミュニケーションを取り、独居老人や、認知症の方々をみんなで助け合って健全な生活が営めるように地域で支援していく。
これから高齢化社会、昔は近所付き合いもあり、リタイヤ後も家族以外と会話することが多い。今は希薄であり、デイサービスに依存する。デイサービス以前に、活動の場ともしっかり仲間作り、簡単な就学支援、それも近くの地域で設けてほしい。
高齢になってくるとなかなか外出することが難しくなってくるので、身近なところにコミュニケーションの場があるといいなと思う。そういうところがあれば、災害のときでもスムーズに安全確認ができると思う。
まだまだ何かできる高齢者は多いと思います。行政がバックアップしながら活動を主導してもらうのも一案ではないでしょうか。子育ても安心できる地域との関わりがあれば、若い母親父親も追い詰められなくていいし、何より高齢者の生きがいや健康意識も高まり、結果節税になると思います。

⑥子ども・子育て

主な意見
私は子育て世代です。新しい宅地が増え、転入者も多く、地元の方は受け入れなど気苦労も多いと思います。自治会など広い心で受け入れていただき、楽しい祭りや活動、挨拶などをとおして野田の温かい人と人との交流を次の世代につなげてほしいです。
一人一人が仕事をしやすい環境を整えて、もっと子育てがしやすい環境をつくってほしい。保育所では、長期休みのとき、8時前から預けている人はたくさんいるので、学童もきちんと対策してほしい。
地域の支え合いはもちろん、子育てでも助け合いは大事だと思っています。子供はいろいろな方に育ててもらい、自分一人では無理だと感じます。ただこの時代・・・みんなで仲良くというより、各家庭での個性や親の考え方で大分違うので、深くお付き合いしない、できない現状だと思います。

産後うつのかケアは絶対に必要だと思います。自殺は地域の方の支え合いだけでは、支えきれません。家族に打ち明けられないのに、ましてや、地域の方が支えられるとは到底思えません。行政の支援が不可欠だと思います。

⑦その他

主な意見
障がいのある方と接する公共の場を増やし、誰もが当たり前に生活できる様子が見える環境を作る。幼稚園、学校、保育園等で受け入れ環境があれば、その周りにいた子供たちが大人になったとき、もっと普通の接し方ができるようになるのでは。
障がい者（自身）が安心して住める住宅がもっと増えればいいと思います。障がい者向けの団地は幾つかありますが、車椅子でも自由に外出できる建物を考えてほしい。他県の団地を見ていますが、住みやすくきれいで、心も明るくなり安心して生活できるような建物です。
外国人は、日本の文化、生活等に合わない人が多いみたいですので、難しい。
今回の小学４年生の女の子の虐待死については、本当に心が痛みます。関係された方々の非難も多くあると聞きましたが、今後同じような子供を出さないためにも、子供たちや先生方をしっかり支えていける仕組みの検討をお願いします。

【野田市地域福祉に関する福祉関係団体ヒアリング結果報告及び総括】

この調査は、福祉関係団体を対象に地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握し、「野田市地域福祉計画」を策定するに当たっての基礎資料とするために実施しました。

頂いた意見・要望等を現計画の「基本方針」に基づき、分類、整理しました。

主な内容は次のとおりです。

保健福祉推進のための「きっかけづくり」

- ・地域生活を円滑に進めるために「あいさつ」「声かけ運動」の推進

保健福祉推進のための「人づくり」

- ・ボランティア団体の高齢化や会員の減少が進む中、ボランティアの育成や確保とともに、学校や地域における福祉教育の充実

保健福祉推進のための「ネットワークづくり」

- ・住民同士が集う機会を増やす工夫とともに、情報交換や生活相談の支援

総合的・横断的なサービスの充実

- ・障がい者の入所施設や移動支援制度の充実
- ・高齢者の健康づくりのための施設の充実や指導者の育成
- ・子どものための充実した施設整備

効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

- ・障がいの特性に応じた情報提供や福祉制度の情報発信

福祉サービス利用者の相談体制の充実

- ・複合的な課題を抱える個人や世帯への包括的なサービスの提供や後見人制度の普及啓発

生活困窮者の支援

- ・8050 問題を始めとするひきこもり世帯への支援

バリアフリー社会の確立

- ・福祉のまちづくりパトロールの充実と継続的な管理の実施
- ・心のバリアフリーを基本目標とした啓発活動への引き 続きの取組

地域活動の活性化を通じた地域の活性化

- ・民間企業と連携したライフラインの整備や医療、教育、商業の各施設の充実

7 野田市の福祉を取り巻く課題

(1) 地域社会の状況変化に対応した保健福祉サービスの提供

少子高齢化が進行する中、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと推計されており、家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

このような中で、これまで保健福祉の需要拡大への対応に努めてきたところですが、更なる増大が見込まれることから、市民一人一人が適切な保健福祉サービスを享受できるよう、きめ細かな受け手に配慮した情報の提供や専門的な人材の育成、各種在宅サービスの充実、関係機関の充実したサービスの提供に向けた基盤整備や強化を継続的に図る必要があります。

特に、情報の共有化に向けた取組や、子育て支援施策による保育サービスの充実、高齢者や障がい者の在宅サービスや社会的孤立者、生活困窮者への支援、「誰もが健康でいきいきと生活する」ための疾病予防を含めた健康づくり等への取組が求められています。

また、必然的に保健福祉等の対象者が増加するとともに、要支援者の保健福祉サービスに対する要望の多様化が進む中で、効率的・効果的に各種施策を展開するために、ニーズを的確に把握し、市民の合意形成を前提に努めながら関係分野の連携を図り、総合的・横断的なサービスの充実を図る必要があります。

(2) 市民が求める保健福祉活動に対応した基盤づくり

本市の一部には、まだ農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が残っていますが、都市化や少子高齢化が進み、単身世帯や核家族が増加する中で、東武野田線（東武アーバンパークライン）の沿線周辺や宅地開発区域の周辺市街地では、ライフスタイルや価値観の多様化がますます進み、住民同士のコミュニケーションが希薄化して地域コミュニティが形成しにくくなっている地域があります。

このような中で、地域福祉や健康づくりを推進するためには、「地域で暮らす全ての人が福祉の担い手であり、受け手でもある」という考え方の基、「自助・共助・公助」の役割分担を各々理解した上で、着実に対応することが必要です。

これは、市民一人一人が「自分の健康や身の安全は自分で守る」という考え方に基づき、自分の健康や生活を守るための活動を行った上で、隣人等とお互いに支え合い・助け合い、地域連携による地域全体の健康づくりや防災活動を行うことを基盤に、行政が実施主体となる保健福祉施策の中で、生活満足度の高いまちづくりをしていく方針による施策が求められています。

そのためには、「あいさつ、声かけ運動」の実践や、高齢者や障がい者等に対する理解の推進、健康づくりに対する啓発活動等の『きっかけづくり』のほか、ボランティアの確保・育成、ボランティア活動の強化、子どもを含めたあらゆる世代に対する福祉教育など『ひとづくり』に対する取組が重要となります。

また、住民同士の人間的なつながりを広め、地域の課題などを話し合う機会や場を設けることや、地域で福祉活動を実施している団体間の情報交換を行うようなネットワークの構築が課題としてあります。

(3) バリアフリー社会の確立と地域の活性化

ノーマライゼーションの理念に基づき、「誰もが住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせ、あらゆる分野の活動に参加できる」ような社会であることを市民の誰もが願っています。

そのためには、保健福祉サービスの充実と同時に、行政を始め生活関連分野の関係者、地域住民が協力し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。交通機関や建物、道路施設等のハード面のバリアフリー化について、福祉のまちづくり運動や都市整備の進捗に合わせて引き続き推進していかなければなりません。

さらに、高齢者や障がい者等の要支援者に対する理解を深め、いつでもちょっとした介助や声掛けができるような、「心のバリアフリー」を進めるためのソフト面の取組が必要です。

また、災害や火災時の避難等に支援が必要となる要支援者の人たちにとって、地域住民の協力・支援が重要であることから、防災面のバリアフリー化について大きな課題となっています。

また、要支援者の人たちが、地域のあらゆる分野の活動に参加でき、それぞれが福祉の受け手であると同時に担い手として活躍し、いきいきと自立して生活できるような新たな地域活動の取組が求められています。

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）

本計画は、「野田市における社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公的サービスの連携を図るための指針」となり、「福祉の総合計画」と位置付けています。

そこで、福祉分野別の個別計画における施策を包括しつつ、地域に必要な福祉サービスのニーズに対応する施策を計画します。

（1）社会福祉事業の計画的推進

これまで、指摘されてきた行政の縦割り構造やサービス事業の重複等、社会福祉事業の財政面に影響する非効率的な推進課題について、今後とも全体的に効率的な事業の推進を図ることに努めていきます。

野田市における分野別の個別計画では、高齢者福祉の「野田市シルバープラン」、障がい者福祉の「野田市障がい者基本計画・野田市障がい福祉計画」、児童福祉では「野田市エンゼルプラン」、保健福祉から「野田市健康づくり推進計画 21」があり、その計画を受けた計画又は施策が存在します。

前計画において、分野別の施策を横断的に整理され、他の個別計画に位置付けられていない事業を効果的に資するため、本計画でも継続的に社会福祉事業全体を推進していくものとします。

（2）住民活動と公的サービスの連携の確保

野田市の福祉活動は、各地において様々な地域団体が活動を展開しております。

【主な活動団体】

・地区社協、民生委員、自治会、消防団、いきいきクラブ、子ども会、女性会、ボランティア等

核家族化や地域社会のつながりが希薄化していく傾向から、地域の課題が複雑化していく中で、地域住民のますます多様化していく福祉サービスのニーズに対し、全て一括した施策では対応しきれないことから、行政が地域住民や民間事業者などと協力・連携体制を確立することが必要不可欠となっており、これまで以上に相互のノウハウや人材等の活用を図り、総合的効率的なサービス提供等を構築することが求められています。

(3) 行政改革の中で施策の充実を図る視点

市民サービスの更なる向上を図るために、限られた財政の中で、可能な限り有効活用し最小限で最大の効果を上げるため、更なる行政改革の必要性が高まっています。

市の責任ではありますが、行政自ら行わなくても民間活力を生かした方が経済的・効率的に有利な事業や、社会変化に適応した市民ニーズに対応することが望まれる事業等については、民間の積極的な活用や地域住民の相互扶助による保健福祉サービスをより優先的に推進していくものとします。

2 計画が目指すもの

- 互いに認め合い理解し合うことでまちは輝く！
- 「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえた身近な地域での支え合い！
- 排除するのではなく誰もが希望を持てるまちへ

地域には、年齢や障がいの有無だけでなく、性別、容姿、出身地（国籍等）、趣味、特技、嗜好などが異なる多様な人々が生活し、様々な生活課題を抱えて暮らしています。

こうした人たちが、その特徴によって差別化され不利益を生じることは、安心したまちづくりに反することであり、少子高齢化が進む中では特に、個人の特性を認め互いに理解し合うことで地域やまちづくりを進めることが大変重要なことです。

これは、「自助・共助・公助」の役割を踏まえ、身近な地域での支え合い（地域福祉）をより一層推進することが求められていることとなります。

野田市では「地域福祉計画が目指すもの」として、「高齢者、障がい者などを福祉の一方的な受け手として排除するのではなく、これらの方々を含めた地域で暮らす人、全てが福祉の担い手であり、受け手であるという考え方の基、皆が共に手を携えて希望を持てるまちを目指していく」ことを位置付けています。

3 基本理念

福祉サービスの受け手のみならず、その担い手やふだんの生活に福祉を意識していない方まで、全ての方々が福祉の受け手になる可能性があり、「誰もが地域に自信と誇りを持ち、誰もが協働・連携して福祉を進め、誰もが安心して暮らすことのできる仕組み（セーフティネット）を構築する」ため、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、関係機関の横断的な連携強化を進め、保健・福祉・医療に係る施策の充実を図っていく必要があります。

野田市の総合計画では、将来都市像を「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」から本市の方向性を表現した「生き生きと健やかに暮らせる都市」について、「支え合いによる福祉のまちづくりの推進」を目指すこととしています。

そのため、本計画では「計画が目指すもの」を実現するため、3つの基本理念を掲げており、理念達成のための基本目標、基本方針とともに本計画（第3次改訂版）においても継承し、これまでの施策を更に継続発展していくものとします。

- (1) 誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり
- (2) 子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てるまちづくり
- (3) 市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり

(1) 誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり

地域に暮らす人々全てが「福祉」に関わっていることを認識することが重要であり、市民一人一人が地域社会を構成している一員としての役割を担うことです。

それは、年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、個性や能力の違いを認め合い理解し合うことから始まり、お互いの人権を尊重し守ることが重要となります。

そこで、誰もが住み慣れた地域のあらゆる活動に参加でき、いつまでも健康で安心した生活が営めるよう、市民や行政、地域がそれぞれの役割の中で継続的な相互支援を行うことが求められ続けます。

(2) 子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てるまちづくり

「誰もが住み慣れた地域いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を将来にわたり継続的に維持発展させるには、子どもの存在が欠かせないことではありますが、野田市の出生率が近年は減少傾向を示し、少子化対策が極めて重要な課題となっています。

「子ども・子育て支援」の施策が施行されるなど、家庭だけではなく地域による子育て環境づくりに努めているところです。

また、思春期における子どもたちの現在の環境は、共働きの家庭、離婚率及びひとり親家庭の増加のほか、インターネットの普及や非行の低年齢化等、社会問題の増加だけでなく複雑化した傾向がうかがわれます。

こうした状況から、子どもの健全育成には「子どもは親の背中を見て育つ」ことを再認識するとともに家庭はもちろん、学校、地域、行政等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携した取組が必要となっています。

また、地域において、子どもは未来を担う「宝」であることから、知育、体育、徳育のほか、これらの基ともなる食に関する教育として「食育」などを通じ、地域独自の歴史、伝統、文化等について継承していくことが求められています。

このような活動を通じて大人が見せる姿は、子どもが地域愛を育むことから、その子どもが地域参加をつなげていくこととなり、誰もが生活の場である地域に自信と誇りを持てる「シティプライド」のまち及び地域となることが、地域福祉を一層向上することにつながります。

（３）市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり

地域福祉の推進は、住民や社会福祉事業者等が主体となっていますが、行政が加わり地域社会の構成員としてお互いが参加・協力し合うことで、それぞれの機能が活かされ更に大きな力を生み出すこととなります。

地域連携は、お互いが自分の役割を務めながら協働し取り組むことで、いきいきと暮らしていける夢と希望を持てるまちづくりが期待でき、福祉推進の大きな力となります。

第3章 基本目標等

1 基本目標

(基本目標1) 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】

野田市は、全国の傾向と同様、少子高齢化や核家族化が進んでいますが、市民の間には、古くから隣近所の付き合いや慣習が残っている地域が多くあり、この風土に基づいた地区社協や自治会などによる地域活動、ボランティアやNPO法人などの活動が活発に行われています。

このように、東京など都市近郊地域のベッドタウンでありながら、昔ながらの風土が残る地域ですが、市民意識調査にもあるように、地域の課題に対する住民の相互の自主的な支え合い、助け合いがある程度必要であるとの回答が圧倒的であるように、地域交流や活動の充実に対する取組が更に求められています。

市民から求められるものは、近隣同士や機関・施設等がそれぞれお互いを支え合う連携の中で活動環境が育まれますが、その中心的な主体である市民自身が地域福祉への関心を高め、自覚とともに地域への積極的な参加や活動が不可欠となります。

市民の意識を高め醸成を図るには、求めるだけではなく「きっかけ」となる機会づくりを整えなくては広がりません。そのため、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等の任意団体が自主的及び自発的な地域福祉の活動に取り組めるよう、必要な情報や知識の提供から活動拠点となる場や機会の確保を支援していきます。

また、全ての市民があらゆる活動に自主的な参加ができるようにするには、地域ネットワークづくりが求められ、地域交流の場を活発に多くの機会を設ける必要があります。

本市では、活動団体に関わる「人づくり」に重点を置いており、地域福祉を推進するためボランティア活動の役割が大きくクローズアップされ、誰もが福祉サービスの担い手として活動に参加することで生きがいとなって日常生活を営むことができるような施策を図っていきます。

(基本目標2) 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

現在の福祉サービスは、子どもから高齢者、障がい者に至る全ての人たちが必要とするサービスを自ら選択して受けることができるようになっております。

しかし、適切なサービスを受けるには、利用者と事業者の対等な関係に成り立ち、利用者本位の考え方に立ったより質の高いサービスを、総合的かつ効率的に提供できるようにする必要があります。

そのためには、福祉サービスにおける情報提供や活用体制を充実させることが重要であり、連携強化を主体とした行政改革を図り、福祉関係機関・団体等との連携について更に強化していくことで、地域の生活課題や福祉ニーズに対応し、総合的な福祉サービ

スの充実に向け継続的に努めていくものとします。

特に障がい者・児に対する支援については、支援事業の一貫性や継続性が重要なことから、地域、保健、医療等と連携を図り対応を進めていきます。

サービス利用者のための権利を守るため、相談体制の充実や日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知については、近年特に詐欺などが横行する中これまで以上に努めることで市民の安全を確保していきます。

（基本目標３） 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

高齢者や障がい者を含め、全ての人が安心して暮らせるまち・地域とするには、バリアフリーのまちづくりを進めることが必要です。

バリアフリーに関しては施設等のハード面だけでなく、また行政だけでなく福祉及び生活関連機関や地域住民が協力の下で、ソフト面である心のバリアフリーを築き上げることが必要です。

障がいのある人や支援を必要とする人に対し、自然に声掛けや手助けができるような環境づくりのため、日常生活の中における意識高揚や準備が必要となってきます。

そのため例えば、災害時要支援者と呼ばれる災害時に支援が必要な方々と、地域における情報共有や防災訓練参加などを通して、安心のできる地域づくりへつなげるとともに、バリアフリー化の一助としても期待できることから、防災面からも早急に推進していくものとします。

これまでの施策にもありましたが、これまでの高齢者や障がい者が福祉の受け手だけでなく、担い手として生きがいを持って生活できるような地域活動が、今後更に求められています。

また、高齢者や障がい者などの支援を必要としてきた方々に向け、自立していきいきとした生活ができるよう、コミュニティビジネスの立ち上げと支援等を検討し、福祉活動を通じた地域活性化を図れるような実現に向けた対応を継続検討します。

（基本目標４） 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

自殺対策基本法における以下の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない野田市を目指します。

- （１）自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全てのかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施します。

- (2) 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施します。
- (3) 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的視点からのみならず、自殺の実態に即して実施します。
- (4) 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施します。
- (5) 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策における有機的な連携を図り、総合的に実施します。

2 基本方針について

(1) 保健福祉推進のための『きっかけづくり』

著しい社会情勢の変化に伴い複雑多様化する地域社会で、保健福祉ニーズに対応するためには、保健及び福祉の各分野が連携を図ることで各種の施策を充実させることが重要となっています。

市では、高齢者について精神的・社会的に自立して充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進しています。（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画」（野田市シルバープラン）等）子どもについては、子育て支援に対するサービスの充実を進めています。（「野田市エンゼルプラン」（「野田市子ども・子育て支援事業計画」）等）障がい者については、障がい者に対する理解を広めることで、共生社会の実現に努めます。（「野田市障がい者基本計画」及び「野田市障がい福祉計画」等）保健では、市民の健康増進を図りつつ、疾病予防などについては「自分や家族の健康は自分で守る」との意識改革を進める取組を行っています。（「野田市健康づくり推進計画 21」等）

このような中で、それぞれの生活課題が地域課題として顕在し、地域課題に取り組むには、行政だけの取組には限界があるなど、地域や市民の理解と協力がなければ最終的な解決には至りません。

市民にとっては、地域参加が欠かせないことになりますが、市民意識調査によると、「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」に次いで「参加方法が分からない」が多く、情報提供を含めた「きっかけづくり」が保健福祉の基盤づくりと考え取り組んできましたが、今後とも普及啓発事業等との整合性を図りつつ保健福祉の推進による幅広い市民参加が得られるよう努めます。

(2) 保健福祉推進のための『人づくり』

市民意識調査によると、ボランティアや NPO 活動、地域活動に期待することとして、「災害時の救援活動」との回答が半数以上を占め、地域とのつながりからお互いに支え合い助け合うことを求めていることが伺えます。

しかし、経済情勢の影響や高齢者に比べ時間的余裕のなさ、関心の低さ（市民意識調査）等、実際に地域活動として期待される世代が活動しにくい現実もあると思われます。

高齢者や障がい者等を始め、地域住民が持つ生活課題は複雑かつ多岐にわたり、今後とも少子高齢化の進行やひとり親家庭等の拡大が想定されることから、ますます課題増加による福祉ニーズの必要性が高まる傾向にあります。

このような課題に対応するためには、これまで務めてきた市民全体への保健福祉に対する理解を高めていく活動が更に必要であり、専門的な知識や経験者のノウハウはもちろん、それ以外の方を含めた各市民の具体的な担い手を確保していくことが必要になります。

したがって、地域の方々を中心とした市民ボランティアの参画が大きな力となることが期待され、参加した市民が様々な人や団体等と新たな連携を築くこととなり、支援のノウハウを学ぶことでこの経験を地域に反映し、支援の力として生かされること

が期待できます。

このように、野田市では「地域で暮らす人全てが福祉の担い手であり、受け手である」という考え方の基、専門知識やノウハウを持つ特別な人だけでなく、「自分にできることをできるだけやる」という気構えに意識を転換し、将来にわたる地域福祉の担い手を確保するため、あらゆる場面における「人づくり」を基盤づくりの一つとして位置付けます。

(3) 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

行政や市民、各種団体等で取り組む保健福祉分野の活動は、地域で生活課題を抱える者の支援に大きな役割を果たしてきました。

しかし、主に行政の機構上類似した事業が別々に実施されたり、対象者が限定されたことから真にサービスが必要としている者に行き届かないことがあります。

これまでも指摘がありましたが、それぞれ行政や地域での連携不足や情報共有の不足など、俗に「ヨコのつながりが希薄」と言われることが原因だと考えられます。

行政と市民、地域住民同士が情報の共有化を図っていくため、「ネットワークづくり」を地域福祉の推進の一つの柱と位置付け、過不足のない効率的なサービス提供等に努めていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活していく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複合化しています。

具体的には、中高年のひきこもりの子を後期高齢者の親が面倒を見るという 8050 問題や介護と育児が同時期に発生するダブルケアの課題などが社会問題になっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度のみでは解決が困難であり、制度、分野ごとに整備されてきた公的支援についても複合的に支援していくことが必要になります。

また、地域住民や地域の多様な主体が支え手や受け手という関係を超えて「我が事」として参画し、人同士はもちろんのこと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」が平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法でも求められています。

このような地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるなどの『包括的な支援体制の整備に係る事業』における体制の整備を進めていきます。

(5) 総合的・横断的なサービスの充実

現在、地域社会のニーズが多様化する中で、地域福祉においても「利用者本位のサービス」に対応する必要から、効果的かつ効率的に福祉サービスを提供するためには、従来の各分野の個別計画（児童福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画、保健

福祉計画等）を質的・量的に拡充するだけでは限界があります。

一方、各分野の個別計画はそれぞれ密接な関係にあることから、個別にサービスを提供するより関連する複数のサービス事業を一括、一体的に提供する仕方が効果的及び効率的な実施の検討ができると考えます。

このため、既存のサービスについて拡充・強化を図る場合、質的・量的及び専門性の向上だけでなく、他の分野との整合を今まで以上に留意する必要があります。また、複数の分野にまたがる施策については、対象者の個別ニーズの把握とともに需給バランスを考慮して効率的かつ効果的に施策が推進されるよう、「健康福祉センター」、「児童相談所」、その他の社会福祉施設等とも十分な連携を図りながら検討を進めていきます。

（６）効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

市民が求める保健福祉サービスを提供するには、市民のニーズを的確に把握するとともに、対象者である受け手の状況も配慮した情報提供の仕方等、実施されるサービスについての情報をあらゆる手段を通して市民に提供することで、知って理解していただくことが重要です。

今後、地域における生活課題について、個別の窓口や会議等において得られる情報を一括管理できるシステムを構築するとともに、市民がまちづくり等への地域参加をしやすく促すためにも個人情報の保護に配慮しつつ、地域福祉に関わる情報を積極的に提供していきます。

情報提供については、的確なニーズ情報の把握、対象者である受け手に分かりやすい内容とともに、容易に入手できるような方法やその在り方を研究して実現に努めていきます。

（７）福祉サービス利用者の相談体制の充実

地域における福祉サービスは、社会情勢の変化と住民ニーズの多様化に対応すべく、これまで様々な法制度等が大幅に改正され、よりきめ細やかなサービスが多数提供されるようになりました。

しかし、そのサービスは実際に必要となったときに初めて自らのこととして制度等を認識することが大半であることから、更なる相談窓口の充実を図るとともに身近で気軽に相談ができる総合的な体制が必要であることから整備を進めます。

（８）生活困窮者の自立支援

全国的な経済社会の構造的な変化等により、既存の制度では十分な対応が難しい経済的困窮者及び生活保護受給者、また社会的孤立者や複合的な課題を抱える市民等の生活困窮に至る傾向が高い層に対し、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものとして、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月）が施行されました。

野田市においても、その実態として総体的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努める必要があります。

また、安心してサービスが受けられるように関係機関相互の連携を強化し、医療・

介護扶助を継続的に実施します。

今後、現状を踏まえた生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。

(9) バリアフリー社会の確立

地域に暮らす全ての人にとって「いつまでも安心して暮らせるまち」を構築していくためには、「誰もが同じ目線で暮らす」ことが重要であり、そのためには行政を始め関係機関及び関係者、地域住民が協力し、バリア（それぞれの人の障壁）の解消に努めていく必要があります。

野田市では、平成9年から「福祉のまちづくり運動」として、障がい者や高齢者等が実際に利用度の高い施設等をパトロールし、障がい者・高齢者の視点から、歩道の段差等を点検することで、応急処置的に問題解決を図るなど、即効性に重点を置いて対応してきました。

障がい者基本計画では、バリアフリー新法施行により、駅及び駅前広場、道路、信号機、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

このようなハード面の取組に加え、高齢者や障がい者、妊産婦等の社会的弱者に対する意識改革を図り、心理的なバリア（障壁）を取り除くソフト面のバリアフリー化による共生社会が求められています。

また、防災面から、災害時に避難等の支援が必要な方（避難行動要支援者）に対し、「野田市避難行動要支援者支援計画」が策定されており、日常的な地域活動の情報活用や防災訓練等への積極的な参加を促すとともに、個人情報に配慮しつつ民生委員や福祉関係機関との連携の下、避難行動要支援者の対象者の情報登録（名簿等）を促進する等、防犯を含め暮らしの安全に対する取組から、福祉のまちづくり推進に努めます。

(10) 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

福祉への一般的な意識として、高齢者や障がい者など特定の人が受けるものとされてきましたが、これまでの社会福祉基礎構造改革の流れの中で、子育て支援から介護までと、誰もが人生の段階に応じて利用するものと位置付けが変わってきました。

このようなことから、「福祉でまちづくり」との考え方が生まれ、福祉の充実がまちの環境を充実させることとして、福祉活動の活性化が地域経済の活性化となる人の流入をもたらすことにつながるとしています。

野田市は、「地域に暮らす人全てが福祉の担い手であり受け手である」という考え方に立ち、地域の誰もがそれぞれできることを行うことで、地域福祉から社会全体が活性化に結び付くことを念頭に体制等のシステム構築を目指します。

(11) いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要で

す。

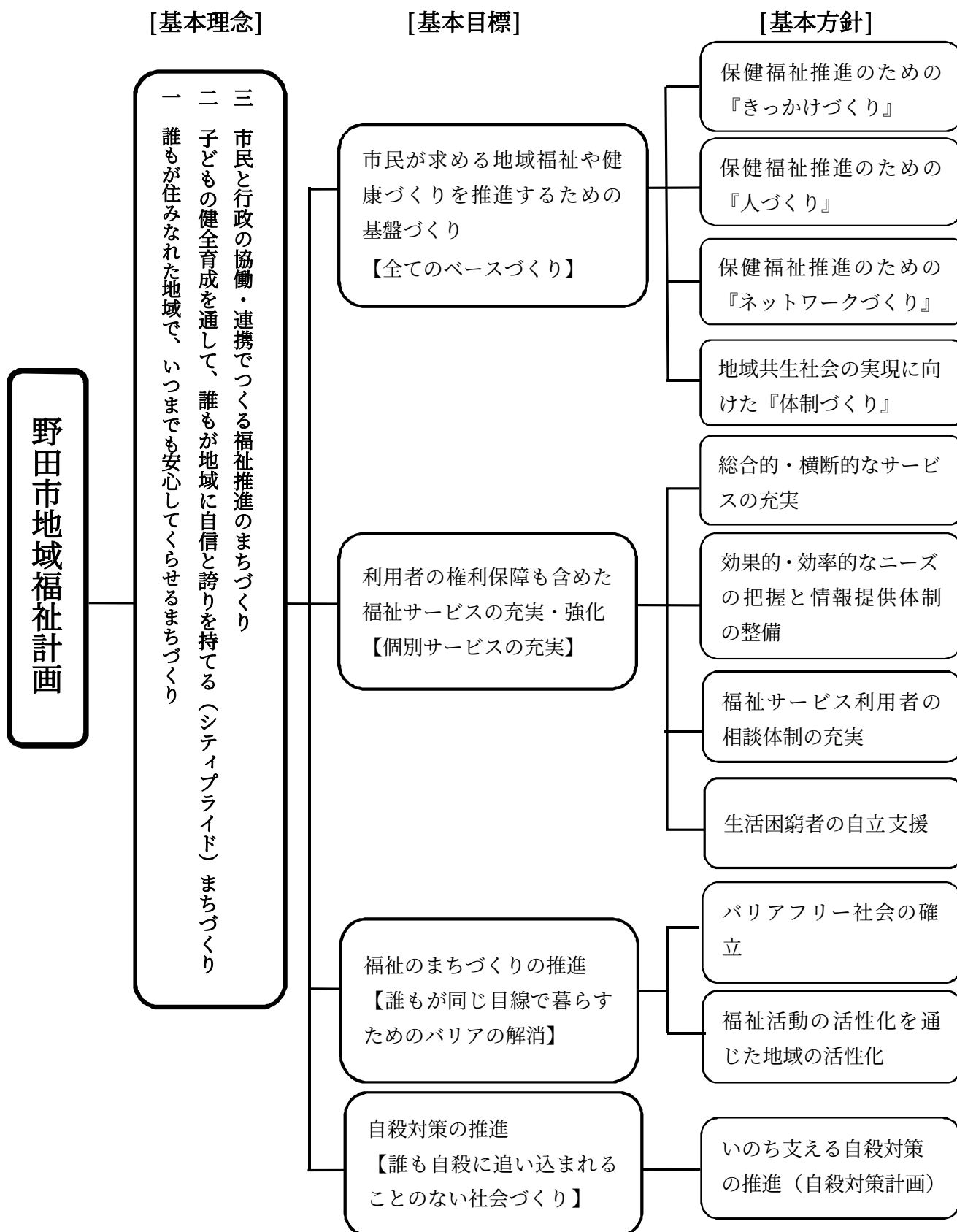
また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる社会づくりの推進に努めます。

第4章 計画の体系

【野田市地域福祉計画】



【各基本目標における関連事業】

〔基本目標1〕 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり
【全てのベースづくり】

○基本方針

○関連事業

保健福祉推進のための
『きっかけづくり』

- (1) あいさつ、声かけ運動の推進
- (2) 地区社会福祉協議会との共働
- (3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討
- (4) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚（シ）
- (5) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成（シ）
- (6) 公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進（障）
- (7) 食育の推進（エ）

保健福祉推進のための
『人づくり』

- (1) ボランティア情報の提供
- (2) ボランティアの育成
- (3) ボランティア活動の支援
- (4) 学校・地域における福祉教育の充実
- (5) 生きがい対策の充実（シ）
- (6) ボランティア活動の推進（シ）
- (7) 福祉教育等の推進（障）
- (8) ボランティア活動に対する理解の促進と支援（障）
- (9) 指導力の向上と研究の促進（障）
- (10) 児童の健全育成（エ）
- (11) 次代の親の育成（エ）
- (12) 家庭や地域の教育力の向上（エ）

保健福祉推進のための
『ネットワークづくり』

- (1) 地域福祉活動団体間の連携の強化
- (2) 地域の触れ合いの場づくり
- (3) 地域自治組織についての検討
- (4) 行政職員の地域活動への参加
- (5) 地域ケアシステムの確立（シ）
- (6) コミュニティ活動の促進（シ）
- (7) コミュニケーション支援体制の充実（障）
- (8) 子育て支援ネットワークづくり（エ）
- (9) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備（エ）

地域共生社会の実現に
向けた『体制づくり』

- (1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
- (3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

〔関連事業の凡例〕
（障）障がい者計画
（エ）エンゼルプラン
（子ども関連の計画）
（シ）シルバープラン
（高齢者・介護関連の計画）

〔基本目標２〕 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化
【個別サービスの充実】

○基本方針

○関連事業

総合的・横断的なサービスの
充実

- (1) 高齢者、障害者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討
- (2) 子どもの健全育成に係る施策の総合的推進
- (3) 住宅サービスの適切な提供
- (4) 施設サービスの適切な提供
- (5) 認知症高齢者に係る施策の推進（シ）
- (6) 家族介護等への対応（シ）
- (7) 介護保険制度の円滑な対応（シ）
- (8) 地域密着型サービスの適切な提供（シ）
- (9) 健康増進活動の促進（シ）
- (10) 疾病予防の促進（シ）
- (11) 介護予防の促進（シ）
- (12) 安心できる医療供給体制の構築（シ）
- (13) 利用者本位の生活支援体制の整備（障）
- (14) 住宅サービス等の充実（障）
- (15) 施設サービスの再構築（障）
- (16) スポーツ・文化芸術活動の振興（障）
- (17) 福祉用具の利用支援（障）
- (18) サービスの質の向上（障）
- (19) 専門職の育成・確保（障）
- (20) 専門機関の機能の充実と多様化（障）
- (21) 総合的な支援施策の推進（障）
- (22) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進（障）
- (23) 障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実（障）
- (24) 精神保健、医療施策の推進（障）
- (25) 母子家庭等の自立支援の推進（エ）
- (26) 保育サービスの充実（エ）
- (27) 子どもや母親の健康の確保（エ）
- (28) 思春期保健対策の充実（エ）
- (29) 小児医療の充実（エ）
- (30) 良質な住宅の確保（エ）
- (31) 良好な居住環境の確保（エ）
- (32) 安全・安心まちづくりの推進等（エ）
- (33) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（エ）
- (34) 「子どもの交通安全を確保するための活動の推進（エ）
- (35) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（エ）
- (36) 被害に遭った子どもの保護の推進（エ）
- (37) 児童虐待防止対策の充実（エ）
- (38) 立入検査や一時保護の充実、重大事例の検証における県との連携等（エ）
- (39) 障害児施策の推進（エ）
- (40) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（エ）
- (41) 仕事と子育ての両立（エ）

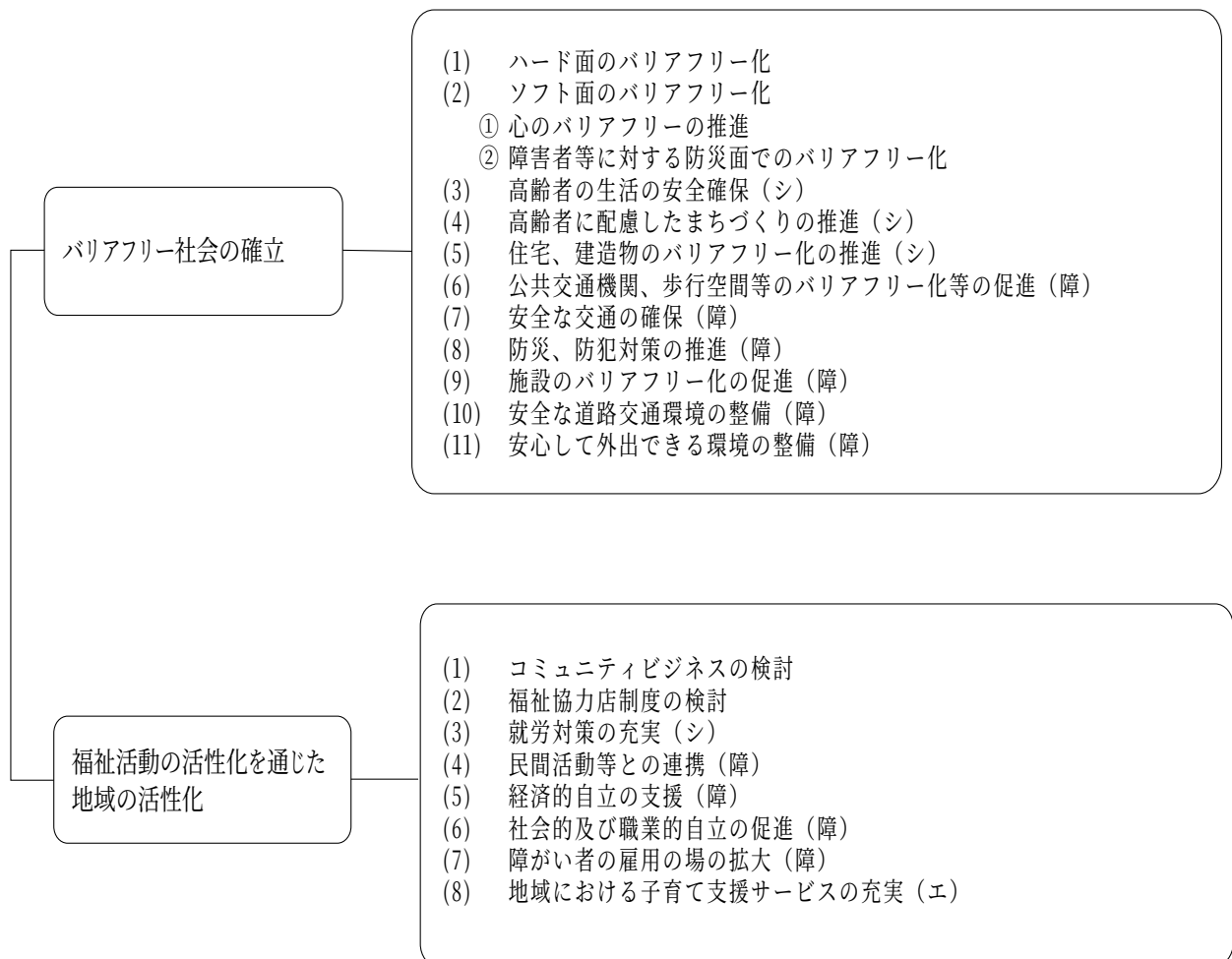


〔基本目標3〕福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

○基本方針

○関連事業



〔基本目標4〕 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

○基本方針

○関連事業

いのち支える自殺対策の推進

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援

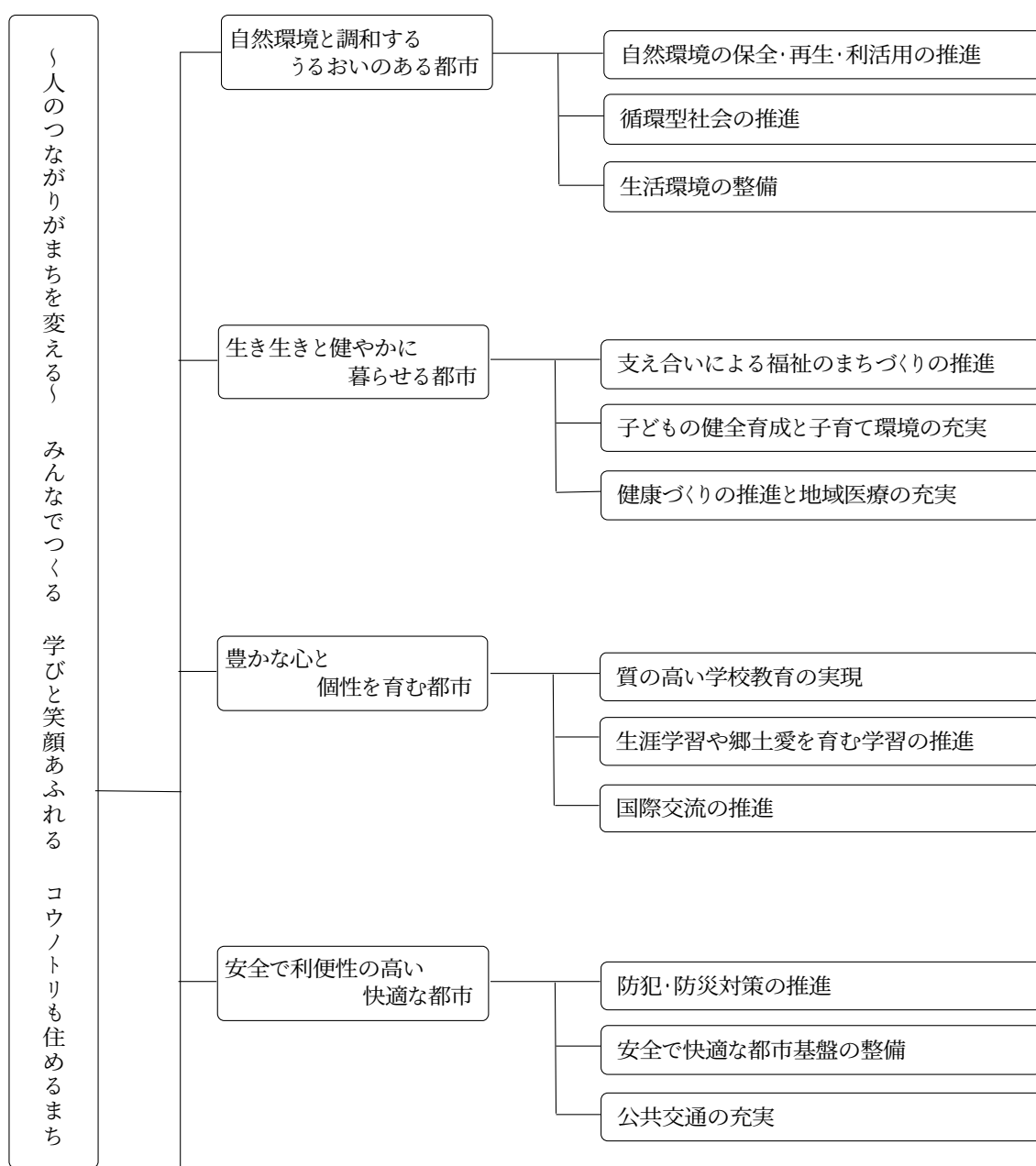
第5章 部門計画の体系

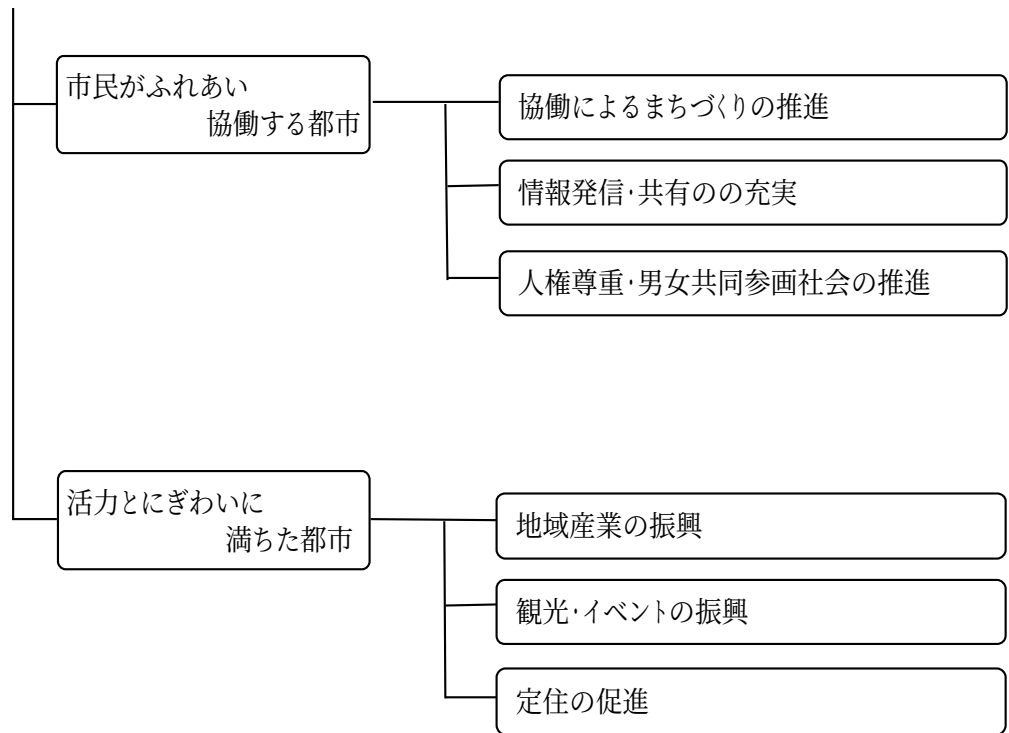
この章では、地域福祉計画に関連する各計画の具体的内容を、系統的に示しています。

1 野田市総合計画本編

平成15年の合併以降、徹底した市民参加により策定した新市の総合計画に基づき行財政運営を行ってきましたが、計画期間が平成27年度に満了となるため、平成28年度を初年度とする次期総合計画が策定されました。

<野田市総合計画>





2 野田市シルバープラン

[基本理念]

高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち

[基本目標]

高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

高齢者が安心して生活できる環境づくり

高齢者の権利が尊重されるまちづくり

[基本方針]

地域包括ケアシステムの確立

高齢者の健康づくりの推進

需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

民間活力を活用した多角的なサービスの提供

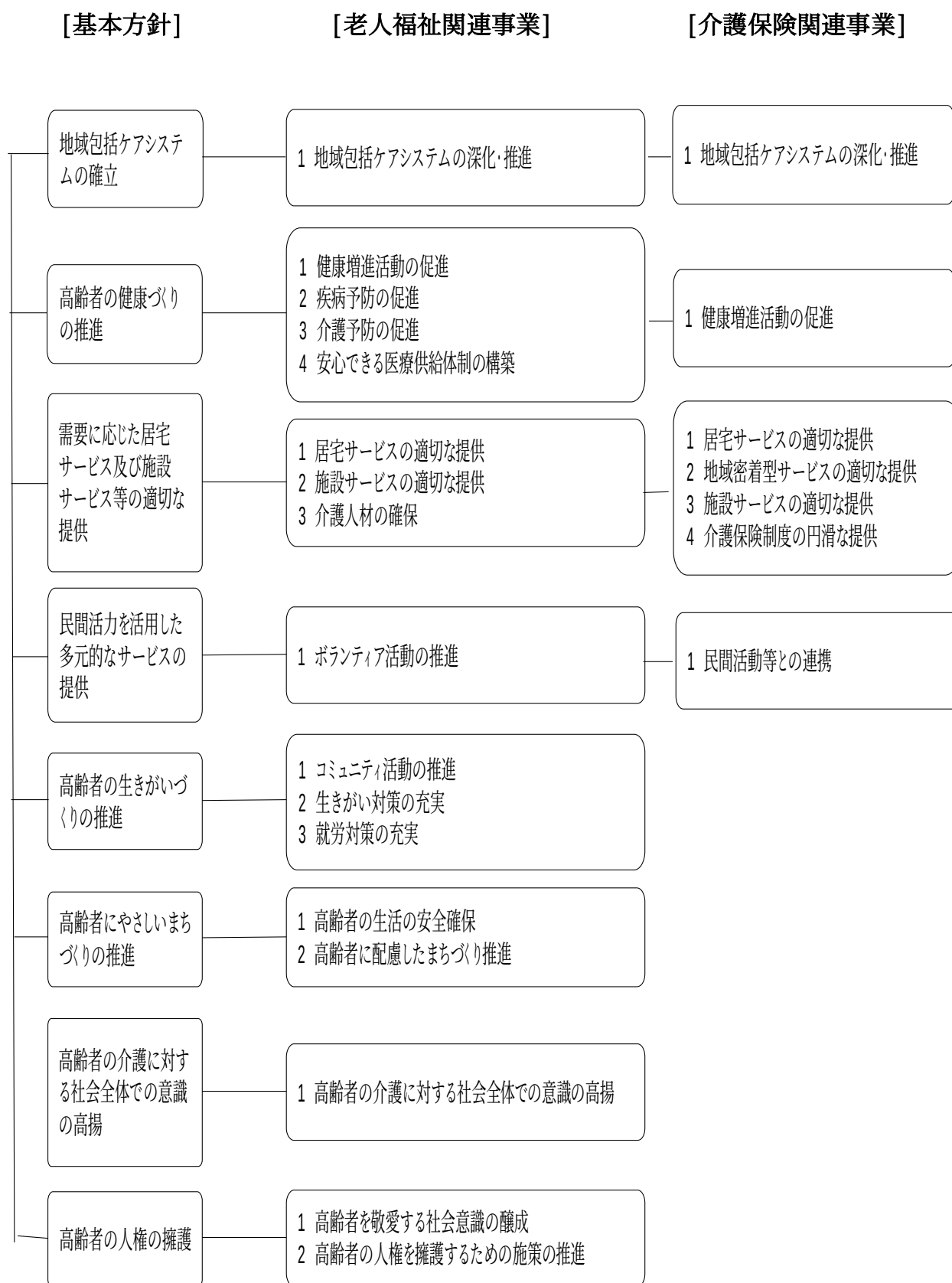
高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

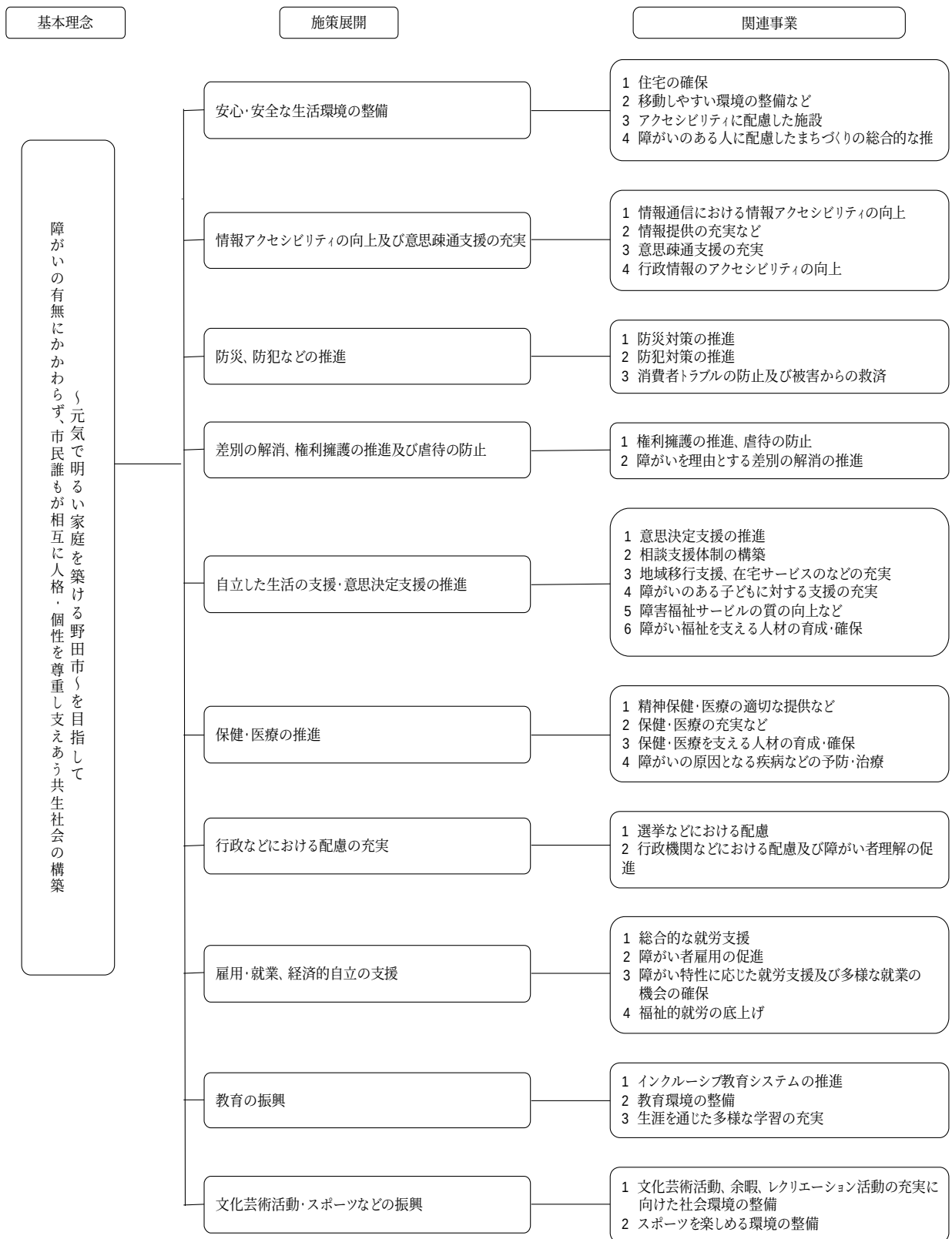
高齢者の人権の擁護

○野田市シルバープランの基本方針に基づく関連事業



3 野田市障がい者基本計画

○野田市障がい者基本計画の基本方針に基づく関連事業



4 野田市エンゼルプラン

[基本理念]

子どもが未来に希望を持ち「元気に明るく家族と暮らせるまち」野田

[基本目標]

全ての人が安心して
楽しく子育てができる
ように(家庭養育力の
回復・向上)

全ての子どもが毎日元
気に明るく健やかに学
び、成長できるように
(子どもの権利保障)

地域の宝(子ども)の
成長をみんなで支えら
れるように(子育て支
援力の向上)

[基本方針]

幼児期における学校教育
及び保育の充実

地域における子育て支援
の充実

母性並びに乳児及び幼児
等の健康の確保及び推進

子育てを支援する生活環
境の整備

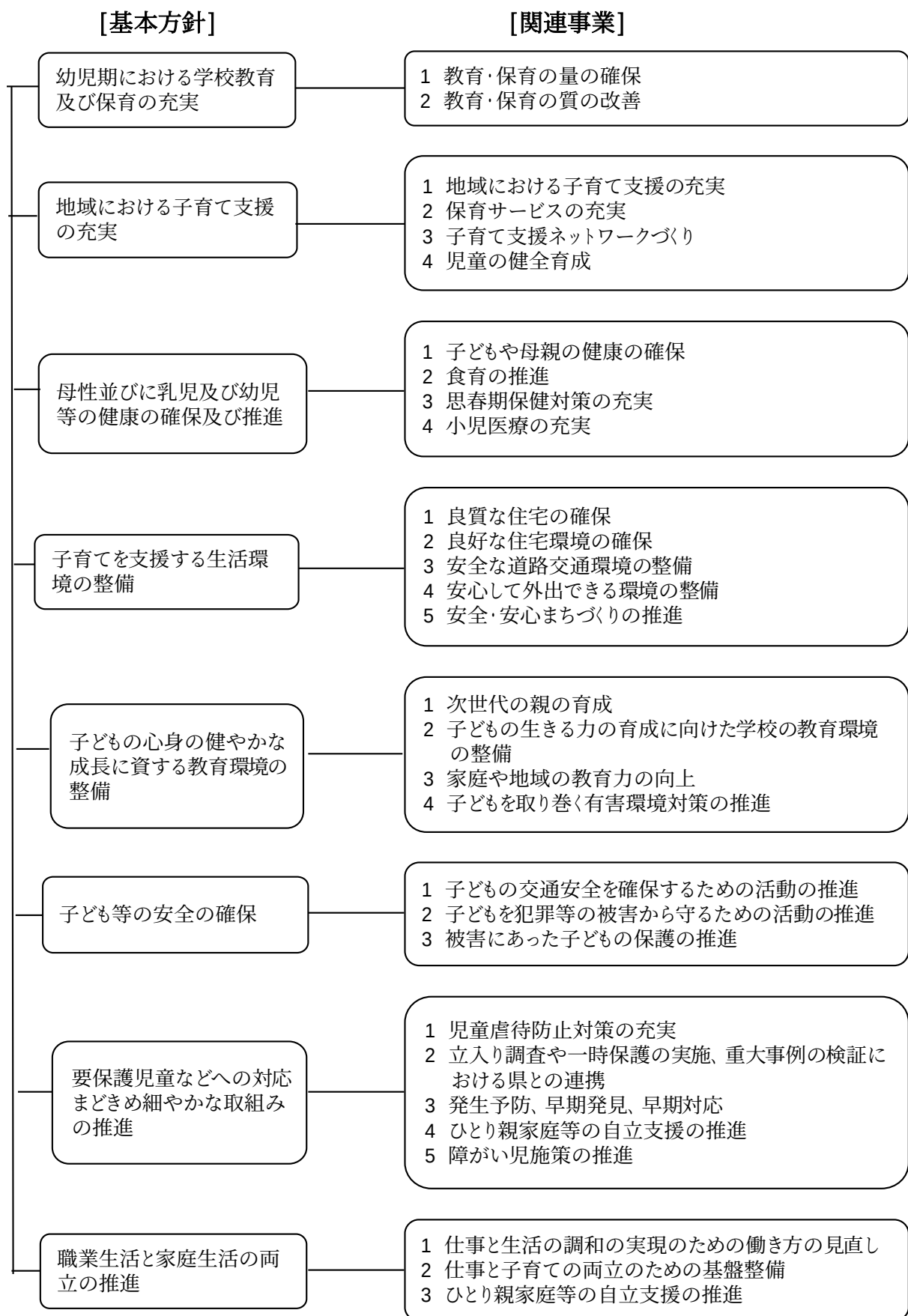
子どもの心身の健やかな
成長に資する教育環境の
整備

子ども等の安全の確保

要保護児童などへの対応
まどきめ細やかな取組み
の推進

職業生活と家庭生活の両
立の推進

○野田市エンゼルプランの基本方針に基づく関連事業

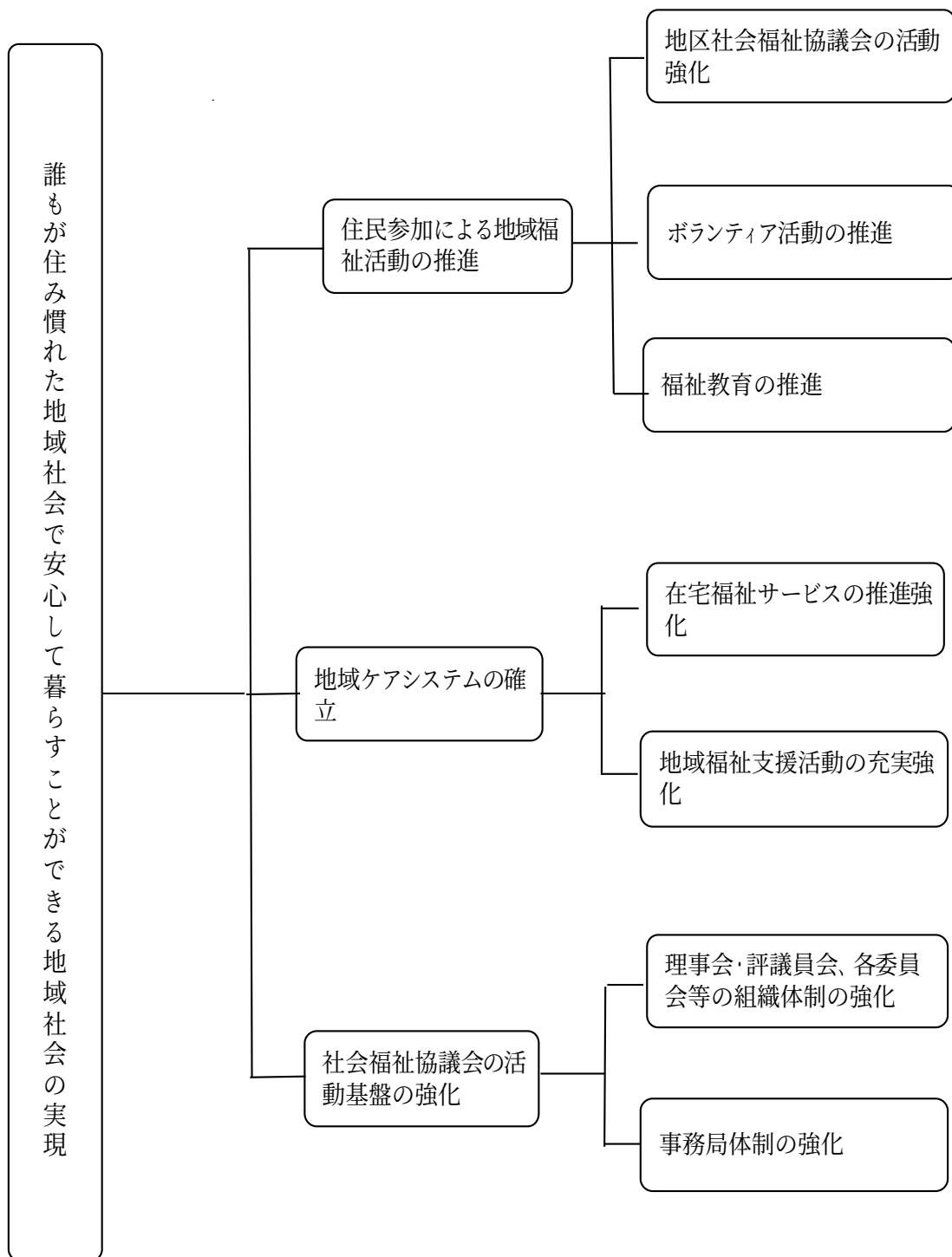


5 野田市地域福祉活動計画

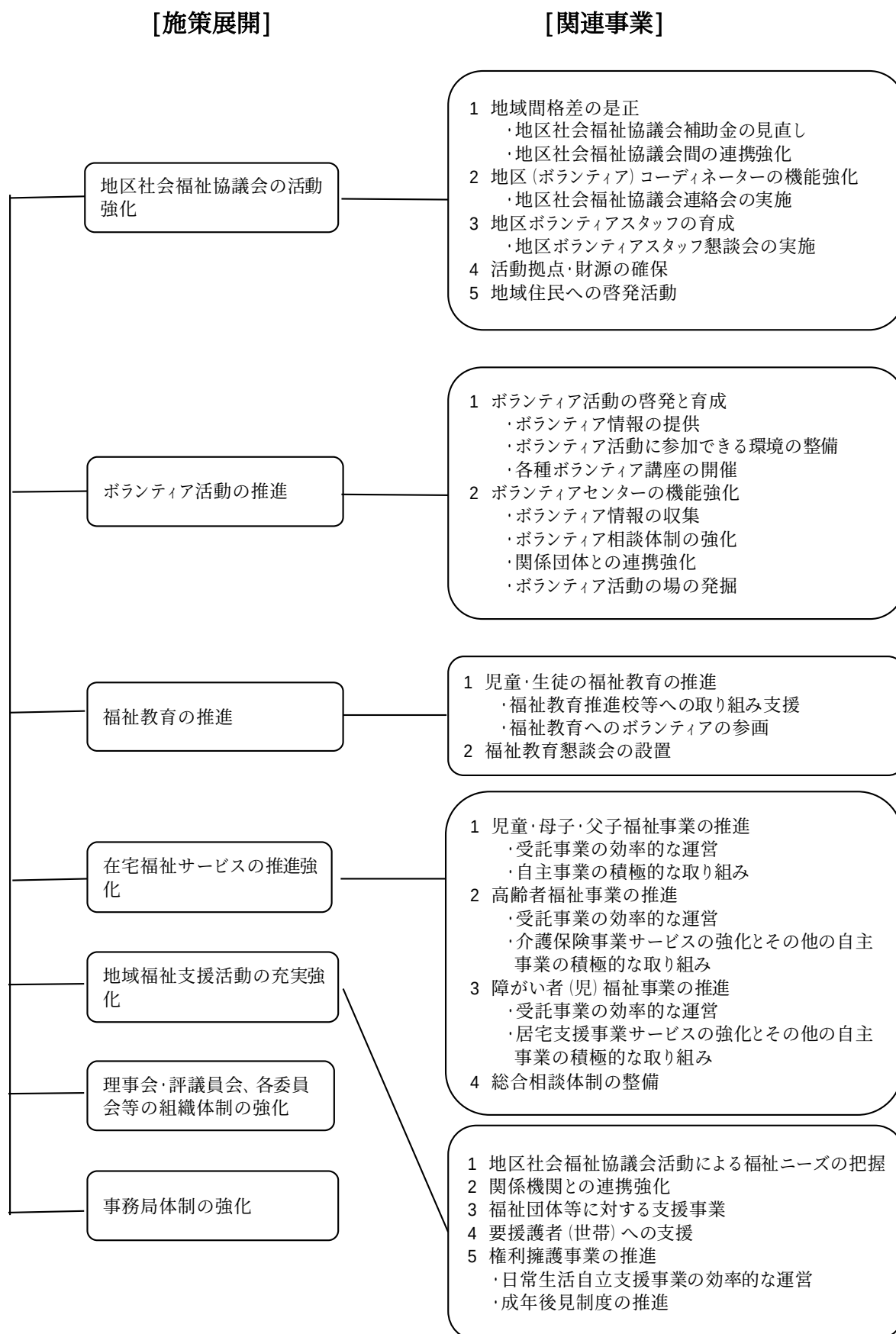
[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]



○野田市地域福祉活動計画の基本方針に基づく関連事業



第6章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築

本計画を実施して実現させるためには、達成度を評価することと、一定期間において計画を見直す必要があります。

野田市地域福祉計画審議会は、設置条例において計画の見直しや実施に関して必要な調査及び審議を行うことが所掌事務とされていることから、計画の進行管理と評価について、同審議会の活用を基本として進めていきます。

2 庁内関係部局との連携

計画の推進に当たっては、関係部局との協力・連携に努めつつ、対応していきます。

3 役割分担と連携

本計画を推進するには、市を始め社会福祉協議会及び福祉関係事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに市民一人一人が努力するとともに、協力し合うことが大切です。

（1）市の役割

市としては、福祉サービス利用者のニーズを把握することにより、公的サービスの一層の充実を図り、地域福祉活動に関わり、またかかわろうとする団体や市民に対し、適切な情報提供を行い、地域福祉に対する意識の醸成など、福祉を取り巻く環境づくりを支援します。

（2）福祉関係者の役割

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の役割は、地域の課題や福祉ニーズの把握に努めることであり、市民やボランティア団体などと連携し、福祉活動事業の推進に努めます。

また、福祉関係事業者については、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、業種を超えた連携等を含めたサービスの拡充に努めます。

（3）市民の役割

市民は、地域の人とのコミュニケーションを積極的にとり、地域活動や各種の行事・イベントへ自主的に参加し、地域の連携を図ります。

さらに、福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手でもあることを理解認識し、あらゆる活動に参加することが重要です。

II 各論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための 基盤づくり 【全てのベースづくり】

1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』

(1) あいさつ、声かけ運動の推進

地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」は、最初のちょっとした勇気やきっかけがないことで、できないのも「あいさつ」です。地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。

また、青少年の健全育成、防犯などの安全確保、高齢者の方々を狙ったオレオレ詐欺等の特殊犯罪の抑止、防止や一人暮らしの見守りを進めるためにも家庭、職場、地域など、あらゆるところで「あいさつ」や「声かけ」が日常的に、また継続的に行われる環境づくりが求められています。

そのため、挨拶や声掛けのきっかけとなるように「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開するため、これまで、市庁舎での懸垂幕の掲出、会議等の場を活用した、「あいさつ、声かけ運動」の趣旨説明や市職員にも率先して「あいさつ」を行うよう周知してまいりました。また、あおいそら運動推進委員会や自治会において、のぼり旗を作成するなどして「あいさつ、声かけ運動」を実施してきました。

今後とも、特に入学式や入社式が行われる毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、地道かつ着実に広げるため、継続的な活動として進めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会との共働

本計画は地域福祉に関し、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを趣旨としていることから、計画が策定されてすぐ事業が成り立つ性格ではないため市民生活に直接的な影響を及ぼすことが少なく、市民に本計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。

したがって、計画の基本的な理念や目標を市民全体で共有し、一丸となって地域福祉を進めるための「きっかけづくり」として、計画の周知広報活動は大きな意義を有すると考えられます。

このようなことから、各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。

(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討

市の情報提供として、市報、各種ガイドブック、ホームページ等によって行っていますが、限られたスペースの中に多数の情報を取り込み、専門用語を使用して作成することから分かりにくい場合があります。

また、各種事業名において専門的・画一的なものになりやすく、市民の興味を引きにくい場合も考えられます。

そのため、市民誰もが読みやすく理解できるような提供方法として、パンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、また、イラストを取り入れるなど工夫す

るとともに、市報もカラー化し、今までより写真等が見やすく、読みやすくなるよう実施してきました。

今後も、市からの情報発信が、様々な活動のきっかけになることが多いことを踏まえ、情報内容を市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めてまいります。

2 保健福祉推進のための『人づくり』

(1) ボランティア情報の提供

ボランティアに参加しやすい環境づくりとして、各種の情報提供（市役所・支所のロビー等掲示、社会福祉協議会の掲示、市HP活用等）を行ってきましたが、市民意識調査では、ボランティア活動に参加できない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がとれない」とする理由に次いで、「参加方法が分からない」（平成30年結果）などであり、ボランティアへの入り口として情報を得られやすくすることが重要な課題となっています。

そこで、情報提供としては野田市ボランティアセンター（社会福祉協議会）発行の「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し掲示するとともに、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」やホームページSNS等を活用し、ボランティア情報の提供及び周知を行ってきました。

また、野田市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設において広報活動（相談・あっせんを含む。）を行いました。

このような活動を更に活発化させることで、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

(2) ボランティアの育成

市民意識調査によるボランティアやNPO活動、地域活動への参加経験者は、調査対象者の約3割を占めており、ボランティア養成講座の受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれています。

しかし、情報不足やきっかけ不足により、必ずしも次のボランティア活動へとスムーズに入っていけない人が少なくないと言われています。

その人たちが、講座等で得た知識や経験を生かして、地域内で孤立せず継続的な活動が続けられるように、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティアの育成に努めていきます。

(3) ボランティア活動の支援

市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。

今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座

の開催、活動の場の提供などを実施します。

また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

(4) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）

福祉教育の推進について、学校教育の分野における重点目標に位置付け継続的に取り組んでいます。

地域の福祉活動を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域と連携し福祉活動や交流活動に取り組み、各種行事や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動等に参加できるような機会づくりが重要です。

これまで、市内小中学校及び県立高校について、千葉県社会福祉協議会から福祉教育推進校として指定を受け、地区社会福祉協議会と連携し、3年間を1サイクルとして、福祉教育の充実を目標に取り組んできました。

また、市内各小中学校においては、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組むほか、関宿総合公園体育館において、障がい者とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることで、地域福祉の推進に寄与することを目的に、「おひさまといっしょに」に参加しました。

今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒が交流の場への参加促進に努め、福祉教育を積極的に推進します。

3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

(1) 地域福祉活動団体間の連携の強化

地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。

しかし、話合いや情報交換を行う機会が少なく、連携や情報の共有不足から地域活動に支障を来すこともあります。

また、少子化の影響により子ども会等、個別の福祉関係団体の活動自体に支障が出る傾向が強まっており、団体自体の育成や活動の充実が求められてきました。

このような状況において、地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されており、各種の事業活動を通じ協力・連携が取られていることから、地区社協の活動をより充実させることで地域福祉における団体間の連携強化を図っていきます。

(2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）

都市化や核家族化の進展は全国的な傾向となっていますが、本市においても同様なことから、希薄化する人間関係に対して、地域からは誰もが気軽に立ち寄ることができ、同じ立場や世代の異なる人など住民同士が交流できる場所や機会の確保が求めら

れてきました。

そこで、地区社協では「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施していますが、各年齢層間の触れ合い促進のために、更なる機会の確保に努めてまいります。

また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」、「障がい者釣大会」、「サンスマイル」等の行事を支援し、障がい者との交流機会の創出に努めており、その他、保育所では高齢者との伝承遊びや園芸菜園の耕作等を年間行事に取り入れて交流を図っていることから、今後とも継続的な実施を推進していきます。

触れ合いの場としては、地域の身近にある既存の社会資源を有効に活用し、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、交流を深めることができるような場所を地域の実情に即した形でつくり出すことが重要です。

そのため、触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。

(3) 地域自治組織についての検討

地域福祉活動を進めるに当たり、地区社協を一つの単位として活動されています。

より一層の地域福祉の推進を図るには、行政と住民が相互に連携し、自治会、地区社協等と連携し、防犯・防災対策等を充実させる仕組みを検討することが重要です。

そのため、地域の潜在力を発揮する仕組みの充実としては地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。

引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。

(4) 行政職員の地域活動への参加

市職員は、地域に戻れば一市民であることに変わりありません。そのため、積極的に地域活動へ参加することで、地域の情報共有や適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど、有意義であることが考えられます。

また、地域活動がより活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから、計画の周知を進める中で職員に対する地域活動への積極的な参加を継続的に要請していきます。

4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

社会福祉法第106条の3第1項第2号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ、支援機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。

(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号では、「生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するために、相互に有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間^{はざま}にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。

(3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行う NPO 等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

1 総合的・横断的なサービスの充実

(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討

高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅情報の提供や支援制度を促進していきます。

現在、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成17年8月1日施行）」を実施しており、ひとり親家庭等、DV被害女性世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社を活用した入居保証を行っています。

それとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。

今後、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう宅建協会等に働き掛けを行うとともに、事業の周知・広報に努めていきます。

また、福祉サービスの地域ネットワークによる見守り、緊急時の対応等による「居住の継続」についても支援する方策を検討します。

(2) 地域での孤立死等への対策

地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がいのほかに生活困窮、精神的な問題、家庭の事情等様々なケースがありますが、孤立していることで地域において暮らしにくくなることも考えられます。このような状況は、地域周辺にも影響を与え安心して暮らせるまちとして個々人が受け止めて考え理解する必要がある、地域全体が連携してそれぞれの役割を生かした対応が求められます。

野田市では、近隣の助け合う風習や、一人暮らし高齢者世帯への訪問による見守り活動が実施されている地域もありますが、地域から孤立した生活者は多く存在し、全国的にも増加傾向となっています。

そこで、地域の自治会や民間事業者等の協力を得て、孤立死につながりやすい人を見つける手掛かりや人との関わりを拒否する人、また地域住民の異変情報提供に関する協定書により、地域においてさりげなく見守ることで適切な支援へつなげ、孤立死防止対策を地域福祉の向上に寄与し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に講じています。

また、手引書による役割として、協定を締結した民間事業者等は、日常の業務の範囲内において、地域住民に関して何らかの異変を察知した場合、速やかに野田市に連絡し、連絡を受けた野田市は、民生委員児童委員に連絡します。野田市と民生委員児

童委員は、速やかに状況を確認し、支援等が必要と判断された場合には、関係機関と協議して必要な支援を行うものとしています（ただし、緊急性があるときは、速やかに警察署、消防署に連絡）。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の単身世帯だけでなく、家族同居世帯の全員が亡くなる事案が発生するなど、在宅の障がい者世帯や子育て世帯、ひとり親家庭、生活困窮者などが、地域で孤立する恐れがあります。地域での孤立化を防止するためには、日頃から住民同士の結び付きが最も重要なことから、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に近隣で助け合う地域の輪につながるよう支援するとともに、これまで以上の対策として、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。

（３）子どもの健全育成に係る施策の総合的推進

妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談についてワンストップで継続的に対応できる拠点として、平成２７年１０月に「子ども支援室」を設置しました。

「子ども支援室」は、妊産婦全員の情報を把握し、母子保健、子育て支援、発達支援など、ライフステージを通じて切れ目なく相談に応じることで妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、適切な支援につなげていきます。また、妊娠期からの支援により、産褥期^{さんじょくき}による児童虐待のリスク軽減も図っていきます。

また、児童虐待は複雑化、深刻化するとともに、増加傾向にあることから、児童虐待への実効性のある総合的対策を推進するため、それまで児童虐待の主担当であった児童家庭課児童相談係を令和元年１０月１日から子ども家庭総合支援課として格上げし、実務者会議の抜本的見直しと個別支援会議の充実を図っており、要保護児童対策地域協議会の関係機関が、早期発見・早期対応に共通認識を持ち、的確に取り組めるよう努めています。

児童虐待は、様々な問題が複雑に絡み合うことから、要保護児童及びその保護者に関する関係機関との情報交換を行い、その他要保護児童への適切な対応を図るために、野田市要保護児童対策地域協議会で全てのケースについて進行管理を行っています。

また、平成２６年度には所在が確認できない児童の早期把握のための関係機関との連携システムを構築し、その履行に確実に取り組んでいます。

さらに、児童虐待防止の啓発活動の一環として、毎年１回市内小中学校の児童、生徒からポスターを募集し、ポスター展を開催しています。

また、啓発活動といたしまして、通年で公用車、民間事業所の車両は児童虐待防止推進月間である１１月に児童虐待防止に関するステッカー等を装着するほか、全国児童相談所共通ダイアル「１８９」のチラシをポスティングによる全戸配布いたしました。また、毎月行われている各地区民生委員児童委員協議会の定例会に出席をさせていただき情報共有を図るなど、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図る啓発活動を継続してまいります。

子どもの健全育成を推進するためには、家庭・学校・地域や関係団体等、その他あらゆる組織との連携協力により、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく体制が大切です。

そのため、地域全体の理解と共通認識を形成する必要があり、地道な活動の積み重

ねが求められることから、「あいさつ、声かけ運動」を展開していく中でも地区社協や自治会などの地域団体と連携して、特に子どもたちへの対応を積極的に取り組んでいきます。

不登校、いじめ、友人関係など、子どもの悩みや不安に対する相談体制の充実にも直接的な関係者だけでなく、実情に即しながら包括的な対応に努めます。

また、地域ぐるみによる子どもの健全育成に必要な、地域ごとに子どもを巻き込んだ事業の実施や、交流の場所（居場所）の確保を推進するため、地区社協や自治会、関係団体等の地域連携を基に整備検討が進められるよう支援に努めます。

2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

（1）効果的・効率的なニーズの把握

公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議や懇談会等の場で出された意見等については、担当者が書き留めた後で、各関係部署へ報告してきました。一方、近年メール等の普及により多くの要望等が寄せられるようになり、より一層のスピーディかつ過去の経緯を踏まえた適切で包括的な対応が求められています。そこで、相談や苦情・要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能な内容とするシステムを導入し、市民本位のサービス提供を、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。

①障がいのある人の相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所同士の連携と、相談事業所間を調整、取りまとめを行う機関として、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携強化を図ることにより、効果的・効率的なニーズの把握を図ります。

②野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、平成28年11月から野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改め、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいます。協議会の中に、就労支援部会・子ども部会・相談支援部会・権利擁護部会を設置し、地域のニーズの把握に取り組んでいます。

③障がい者虐待防止センター

障がいのある人への虐待について、相談、届出、通報を受け付けています。

（2）誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化

①市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築

市のホームページについては、情報収集及び内容を把握考慮し、常時最新の行政情報の提供及び検索や情報の入手がしやすくなるよう、コンテンツの充実を図っており

ます。今後も、「総合ポータルサイト」の構築に向けて、障がい者を含む全ての人が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に取り組んでまいります。

②福祉マップの作成

障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる、日常生活に関わりのある公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブックやマップに掲載できるよう関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。

③転入者への担当民生委員の紹介

本市への転入者に対し、「くらしの便利帳」や「ごみの出し方・資源の出し方」等を配布し市の行政情報を提供していますが、地域の細かな情報や困りごとへの対応を図ることが求められていました。

特に障がいのある方や、小さい子どものいる家庭における支援希望の転入者に対し、相談者として民生委員（児童委員）を紹介しています。

また、改選の翌年には民生委員名簿を全戸配布しています。

今後とも、民生委員の個人情報保護との整合に配慮するとともに、地域への氏名周知について、より良い方策を検討協議していくものとします。

3 福祉サービス利用者の相談体制の充実

（1）成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発

高齢社会や知的、精神の障がい者福祉の観点から、判断能力が低下し自己決定が困難な人の権利や財産を守るとともに自立した社会生活を支援することが必要であり、その対応目的として「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の制度等があることから、周知広報活動が求められてきました。

現在は、東部地区地域包括支援センター、南部・福田地区地域包括支援センター、北部・川間地区地域包括支援センター、関宿地区地域包括支援センターや平成30年度には、中央地区地域包括支援センターを設置し、高齢者の成年後見制度等の相談対応に努めています。

野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っています。

心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。

今後は、福祉情報に関するポータルサイトの構築と併せ、制度や事業の周知を更に進めていきます。

(2) 苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）

福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対して、これまで野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見やすい場所に苦情解決システムの周知用チラシを掲示するなど、苦情解決に努めてきました。

また、社会福祉協議会に福祉サービス苦情相談員として、社会福祉協議会が提供する福祉サービスの苦情に対する受付窓口を設置するとともに、案内チラシを配布し制度の周知を図っています。

今後、福祉情報に関するポータルサイトの構築と併せ、制度や事業の周知に努め利用の促進を図ります。

(3) 地域包括支援センターの活用

地域における総合的な介護予防システムの確立を目指すために、市内を四つの日常生活圏域に分けて、各圏域に地域包括支援センターを整備しました。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、要支援者や二次予防事業対象者を対象に、介護予防ケアマネジメントの実施、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などのケアマネジャー支援を行っており、今後とも継続した支援を行ってまいります。

4 生活困窮者の支援

(1) 日常生活の支援

生活困窮者への支援として、野田市における総体的貧困率や生活保護世帯の生活実態を把握することが必要であり、その実情に応じた生活保護費等の給付制度の適正な運用に努めることが重要です。

野田市では、「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業（平成 17 年 8 月 1 日施行）」を実施しており、主に生活困窮につながる様々な状況世帯を対象に、条件に見合わない理由による市内民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに、市民税非課税の世帯に対しては、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援し、また離職による生活困窮者等の住宅に対して、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。

今後は、生活に困窮する世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた既存の生活支援事業を継続するとともに、生活困窮者への様々な面による適正な支援について、必要な施策とともに支援体制の強化を図っていくものとします。

また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるように、関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。

(2) 自立に向けた支援

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とし、平成 25 年度及び平成 26 年度において生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しました。

平成 27 年 4 月から施行される生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ってまいりました。

また、複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行ってまいります。

(3) 学習支援事業

平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。その後、対象者を経済的な理由のみならず、全中学生を対象に拡大するとともに、平成 30 年度からは、小学 3、4 年生も対象にし、「子ども未来教室」として実施しております。

今後も、引き続き実施していきます。

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくり等が必要になります。

今後、住民の理解促進を図りながら、必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立

(1) ハード面のバリアフリー化

野田市の「福祉のまちづくり運動」は、高齢者や障がい者の利用頻度の高い道路のバリアフリー整備について、福祉の予算として確保した上でできることから対応していく市独自の事業活動として平成9年に「福祉のまちづくり元年」として位置付け高齢者、障がい者、警察、市職員等で構成したパトロール隊による「福祉のまちづくりパトロール」を、拠点区域（公共施設）を中心とする半径500メートル圏内を対象に実施しました。

また、平成25年度からは半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大して実施し、30年度までに利用頻度の高い路線は完了しました。

そこで、当初に実施した路線は、既に20年以上が経過したこと、また、日常的に利用頻度の高い商業施設周辺での実施要望があることから、令和元年度からは、公共施設や商業施設を中心に、再度、半径500メートル圏内を対象に実施しています。

今後も、野田市独自の活動を引き続き推進していきます。

公共施設のバリアフリーについては、交通バリアフリー専門部会の意見を伺いファシリティマネジメント基本方針及び野田市公共施設等総合管理計画を進めていきます。

駅施設においては、バリアフリー新法に基づく「野田市移動円滑化基本構想」で重点整備地区として設定した東武野田線「愛宕駅周辺地区」について「愛宕駅西口駅前広場」の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせ駅のバリアフリー化を推進していきます。

また、道路等のバリアフリー化に限らず、施設内部の様々な障壁を取り除く必要があることから、施設管理者の事業者等に対し、施設内のバリアフリー化について必要な措置を講じる責務を規定した「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知とともに、市及び事業者等の関係機関で組織する「福祉のまちづくり運動推進協議会」の啓発活動を通じて、関係者が一体となってバリア解消を目指していきます。

(2) ソフト面のバリアフリー

① 心のバリアフリーの推進

バリアフリーのまちづくりを進めることは、ノーマライゼーション社会の実現につながる重要な事業活動です。物理的（ハード面）な障壁への対応は改善されつつありますが、心理的障壁を除去（心のバリアフリー）するためには、誰もが障がいについて理解し、思いやりの心を持つことが何よりも重要だと考えられます。

そのため、障がいのある人が日常生活の中で困っていることや手助けの方法等について理解することが、最初に行動を起こすためのきっかけづくりとして大きな意味を

持つと言えます。

本市は、これまで福祉のまちづくりフェスティバル（市民ふれあいハートまつりと同時開催）において、障がい者・高齢者等の視線による疑似生活体験、視覚障がい者用パソコンの紹介や当事者団体による活動報告、発表などを行い、啓発に努めています。

また、障がい者を手助けする場合の適切な方法等について、当事者団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。

② 障がい者等に対する防災面でのバリアフリー （野田市避難行動要支援者支援計画等）

本市では、これまで障がい者や高齢者などを災害時要援護者として位置付け、地域において災害時要援護者の把握や、支援体制づくりを進めていくため、自治会等への説明を継続的に行い、合意形成を図ることで災害時要援護者台帳の作成を進めてきました。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿の整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで、避難支援団体等への名簿情報の事前提供が可能とされたことから、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項について地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者支援計画を策定しました。

これまで自治会、自主防災組織の協力をいただいて作成してきた災害時要援護者台帳等を最大限に生かしつつ、法に基づく名簿の整備を進めるとともに、避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。

その他、「障がい者のための防災ハンドブック」を作成し、障がい者団体を通じ配布するとともに、障がい手帳交付時に窓口に置いて配布をしています。

2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

（1）コミュニティビジネスの検討

地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を生かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。

これまで野田市では、障がい者（児）の雇用の場の創出という課題を、「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。

また、国（経済産業省）でも、コミュニティビジネスの創出推進に取り組んでおり、コミュニティビジネスに関する調査研究、ホームページやメールマガジンによる情報提供、交流会・シンポジウムの開催などを行い、2004 年（平成 16 年）、2006 年（平成 18 年）、2008 年（平成 20 年）にコミュニティビジネス事例集を発行し、65 団体の活動事例について情報提供しています。

今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究するとともに、まずは地域的な課題の

把握及び整理から、その課題を解決するために必要なものは何か、どのような支援を市ができるのか発展的な可能性などを研究推進していきます。

（２）福祉協力店制度の検討

野田市では、現在障がい者団体連絡会の「やさしい街マップ」の作成過程において、コンビニや商店等に協力していただいた各種の情報を得ています。

このような取組及び情報は、企業や店舗等が福祉活動に積極的に取り組んでいく機会の創出や、啓発活動としても非常に有効なことと思われます。

また、福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等を福祉協力店として登録し、その活動内容についての情報を「やさしい街マップ」と効果的に連携して市民に提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら制度の在り方などについて、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。

第4章 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に増加して3万人を突破し、その後平成23年まで14年間連続して3万人を超える状態が続きました。このような状況の下、我が国の自殺対策は、平成18年6月に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は先進諸国よりも高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定されることとされました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

(3) 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

(4) 計画の数値目標

平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市の当面の目標値として、2015年（平成27年）

の年間の自殺死亡率 19.2 を 2026 年（令和 8 年）までにおおむね 30% 程度、減少させることを目標とします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

2015 年（平成 27 年） ⇒ 2026 年（令和 8 年）
19.2（30 人） ⇒ 約 13.4（21 人）

2 野田市における自殺の現状

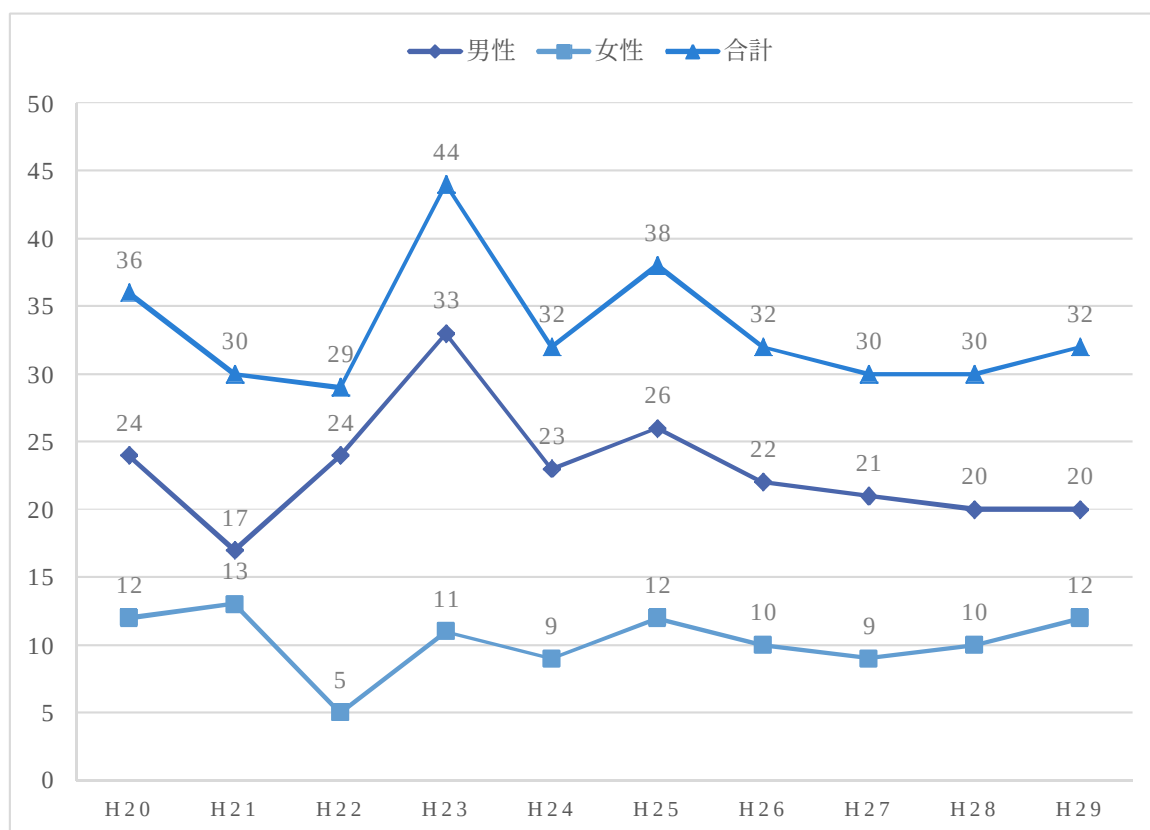
（1）自殺者数の推移

野田市の自殺者数は、増減を繰り返しながら徐々に増加し、平成 23 年をピークに減少し、ほぼ横ばいで推移しています。性別では、男性の自殺者数は、女性の約 2 倍となっています。

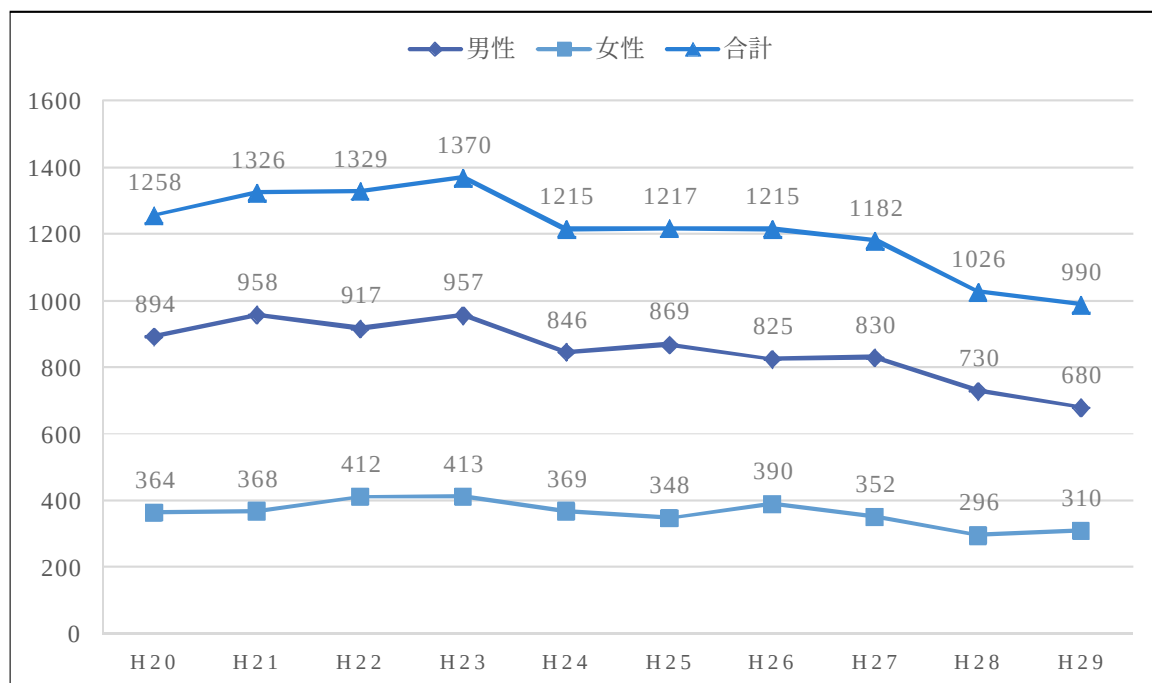
千葉県の上殺者数も、平成 23 年の 1,370 人をピークにその後は緩やかに減少しています。

全国の上殺者数は、3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年に 3 万人を下回り、それ以降は年々減少しています。

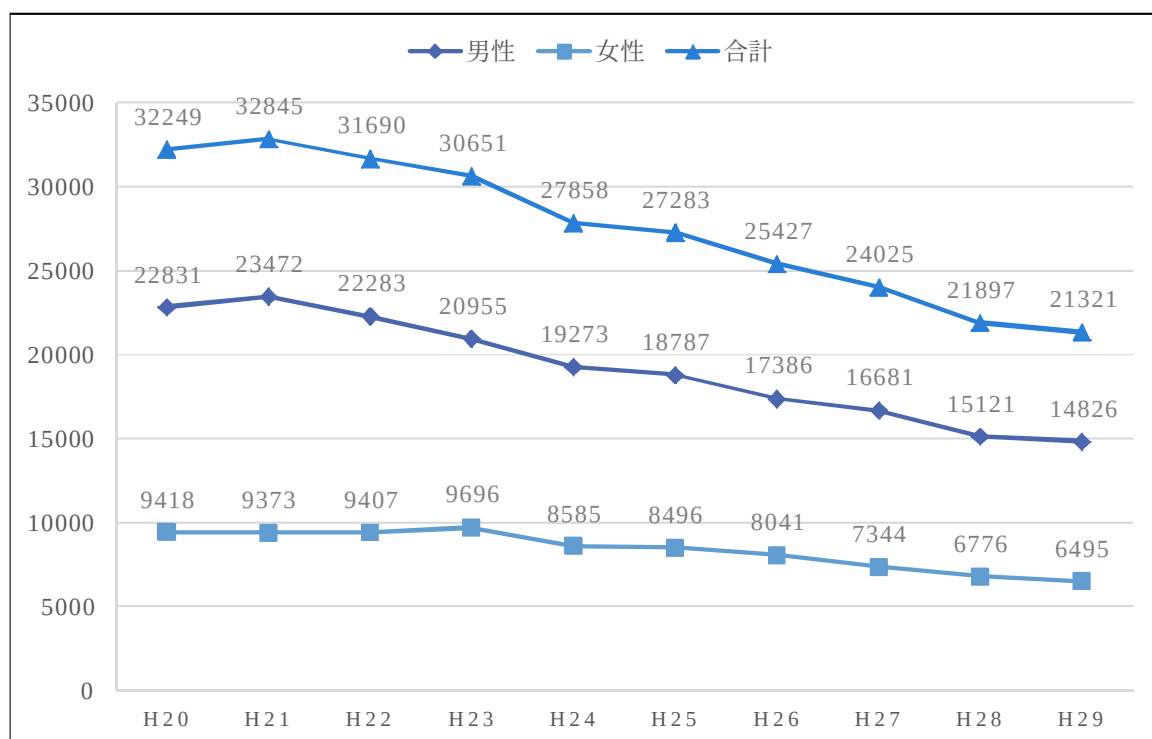
1) 野田市（H20 年～H29 年）



2) 千葉県 (H20 年～H29 年)



3) 全国 (H20 年～H29 年)

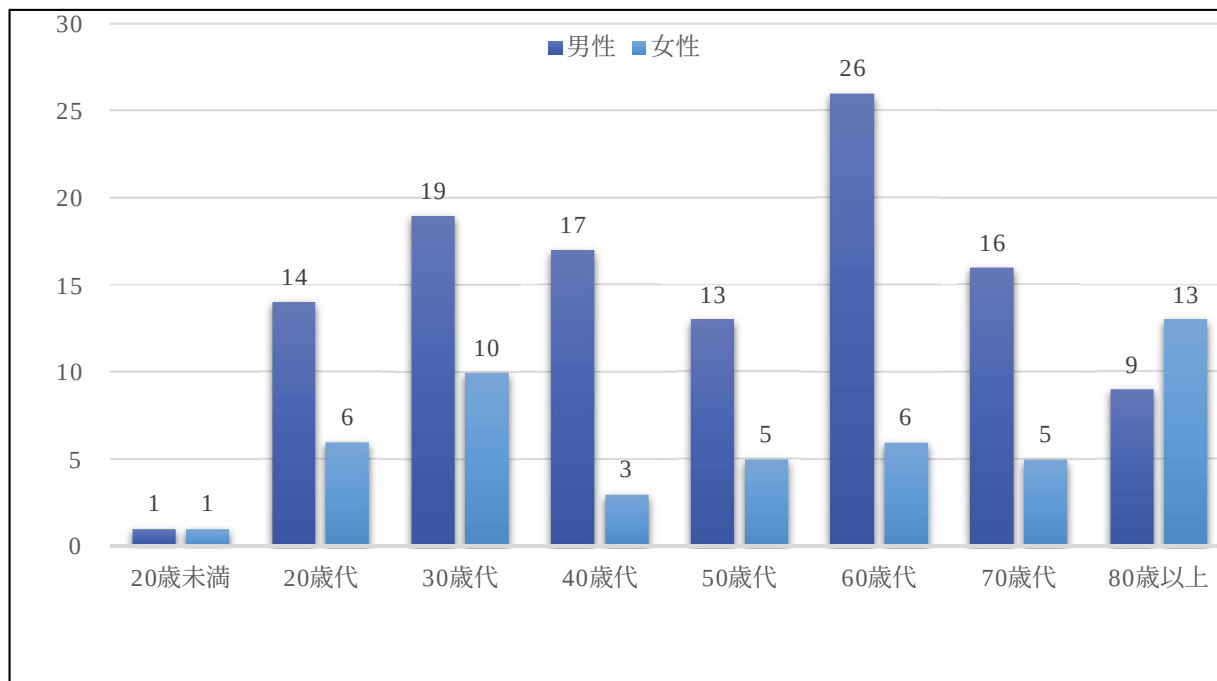


(2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較

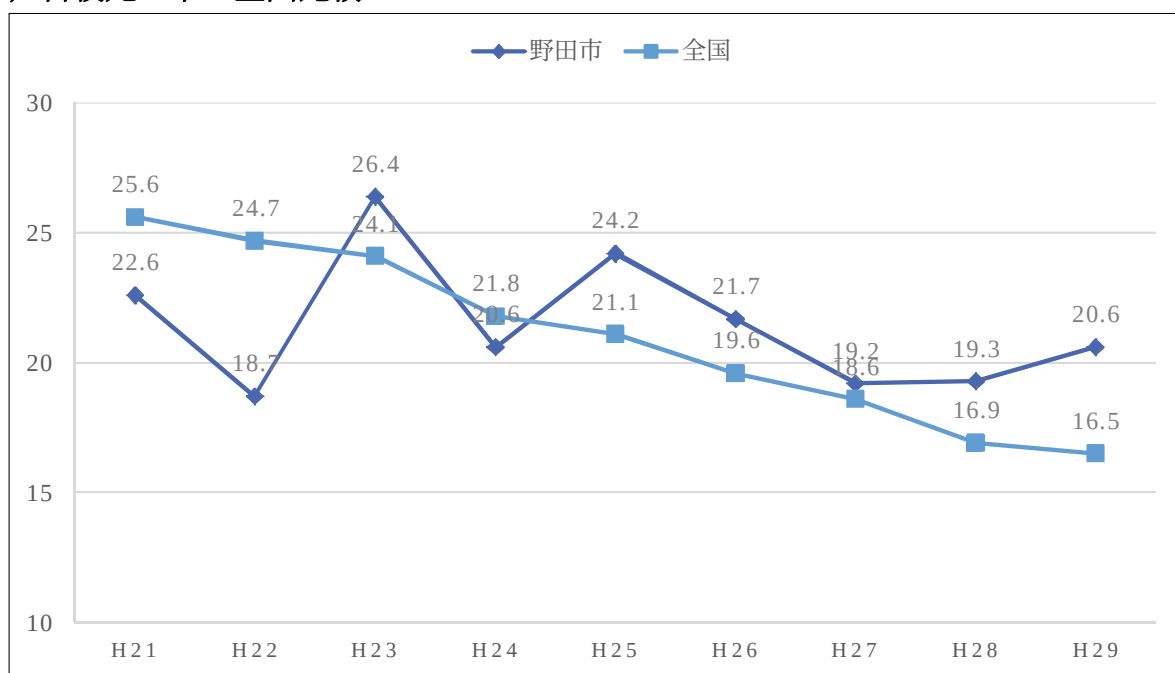
年齢別自殺者数を見ると、男性では 60 歳代、30 歳代、40 歳代の順で多く、女性では、80 歳以上、30 歳代が多い状況です。

野田市の自殺死亡率を全国と比較すると、おおむね全国よりも低い自殺死亡率で推移していましたが、平成 25 年から全国よりも高い水準で推移しています。

1) 年齢・性別自殺者数（野田市 H25 年～H29 年の合計）



2) 自殺死亡率の全国比較



(3) 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間に
いて自殺者数が多い上位 5 区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。

本市では、これら上位 5 区分を、市として支援が優先されるべき対象群として、重
点的に支援を進めてまいります。

野田市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H25 年から H29 年までの合計））

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位：男性 60 歳以上 無職同居	27	16.5%	41.8	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み （疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位：男性 20～39 歳 無職同居	15	9.1%	111.0	①【30 代その他無職】ひきこもり＋ 家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観 →うつ状態→自殺
3 位：女性 60 歳以上 無職同居	14	8.5%	13.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位：男性 60 歳以上 有職同居	13	7.9%	29.4	①【労働者】身体疾患→介護疲れ→ アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金→介 護疲れ→うつ状態→自殺
5 位：女性 20～39 歳 無職同居	10	6.1%	29.3	DV 等→離婚→生活苦→子育ての悩 み→うつ状態→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2018）」

※ 順位は自殺者数の多さに基づく。

※ 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※ 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

※ 上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のう
ちの主なものを記載した。

3 野田市の自殺対策における取組

野田市の自殺の実態を分析した結果や、国から提供された「野田市の自殺の特徴」を踏まえ、生きる支援の取組として以下の4つの基本施策と3つの重点施策を推進します。

(1) 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

① 地域におけるネットワークの強化

生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。また、様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報共有を推進します。

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、情報共有するなど、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整備します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした養成講座等を開催することで、地域の担い手・支え手となる人材を育成していきます。

① ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

また、ボランティアセンターに登録し活動する市民団体や、日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼び掛け、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

基本施策3 市民への啓発と周知

相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。そのため、市民との様々な接点を生かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には広報媒体や公共施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

① リーフレット等の作成と配布

納税や保険料の支払、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続や相談のための窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

② 地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。

③ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知

9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。

④ 高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載

高齢者や障がい者向けしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る取組を進めます。

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。

② 適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。

③ 子育て世帯に対する支援

保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。

④ 児童家庭に対する支援

児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。

⑤ 支援者への支援

- ・ **介護者への支援**：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。
- ・ **市職員への支援**：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。
- ・ **教職員への支援**：教職員向けの研修を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど、教職員への支援を図ります。

(2) 重点施策

本市では、平成25年から29年の5年間で、164人（男性115人、女性49人）が自殺で亡くなっています。そのうち75人は60歳以上と、およそ2.2人に1人という高い割合を高齢者が占めています。また、原因・動機別では「健康問題」、「経済・生活問題」の順となっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。そのため、そうした問題を抱えたときの対処方法や助けを求めることのできる相談・支援先について正確な情報等を、あらかじめ知っておくことが、いざという時に役に立ちます。

こうしたことを踏まえて本市では、「高齢者」、「生活困窮者」に関わる自殺への取組に加えて、「子ども・若者」を対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

※自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル（2018）」においても、野田市において、今後、重点的に取り組むべき課題として「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」に関わる自殺への取組が推奨されています。

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、配偶者を始めとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域でのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まるおそれもあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050 問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側が共に疲弊してしまい、最悪の場合は共倒れの危機につながることを懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的な支援）の啓発と実践を共に強化していく必要があります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援先へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその家族が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。今後は、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを進めていきます。

① 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

② 支援者への「気づき」の力を高める

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー養成研修の実施や受講の推奨を行います。

③ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

④ 高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談できるよう、介護者同士の交流の場を確保し、情報交換を行ったりすることにより、介護者の負担軽減を図ります。

重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

本市における、過去5年間（平成25年から29年まで）の自殺者164人のうち、経済・生活問題が原因・動機としてあげられた者は41人となっています。

自殺の危険性が高い者は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある者もいると考えられます。また、生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

こうした状況を踏まえて厚生労働省は、平成28年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。本通知においては、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援を展開することが重要」とし、そうした取り組みの実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」とされております。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連携に向けては、国を挙げての取組が進められており、本市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

① 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

② 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進

本市における、過去5年間（平成25年から29年まで）の20歳未満の自殺者数は、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。また、自殺死亡率は全国の平均値よりも低い状況にあります。

しかし、本市は、子ども・若者向けの対策を重点施策の一つとして位置付けることにしました。それは、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機でありそうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けてもらうことは将来の自殺リスクの低減につながり得ると考えられるからです。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、子どもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法では、第 17 条第 3 項において、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育または啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOS の出し方に関する教育」の推進）

さらに、平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の一つに追加され、学校における SOS の出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの貧困対策や、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、子供の居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性がうたわれました。

このように、子ども・若者に対する自殺対策は、現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれることのない社会を作っていく上で極めて重要な取組です。そのため本市では、子ども・若者に対する自殺対策を市の重点施策の一つに加え、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

① 子ども・若者向けの相談支援の推進

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

② 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校で SOS の出し方に関する教育を実施します。

(3) 生きる支援の関連施策

No	事業名	「生きる支援」事業内容	担当課
1 地域におけるネットワークの強化			
1	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	市民生活課
2	市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民生活課
3	地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	介護支援課
4	高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	介護保険課
5	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	生活支援課
6	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	子ども家庭総合支援課
7	障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	障がい者支援課
8	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	障がい者支援課

2 自殺対策を支える人材の育成			
9	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	生活支援課
10	一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	生活支援課
11	ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	生活支援課
12	青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	青少年課
13	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	児童家庭課
14	ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	児童家庭課
3 市民への啓発と周知			
15	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	生活支援課
16	図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	興風図書館
17	老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
18	中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課
19	関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者支援課

20	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	市民生活課
21	人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げるにより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
22	男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げるにより、住民への情報周知や啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課
23	育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	学校教育課
24	教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	学校教育課
25	青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	青少年課
26	青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	青少年課
27	ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	障がい者支援課
4 生きることの促進要因への支援			
28	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	広報広聴課
29	法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	広報広聴課
30	交通事故相談	交通事故のもめごとや示談の進め方、損害賠償の請求など相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	広報広聴課

31	認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	介護保険課
32	えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人とがつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	介護保険課
33	認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	介護保険課
34	敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
35	避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
36	福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会をすることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	高齢者支援課
37	家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	高齢者支援課
38	徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	高齢者支援課
39	訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課

40	合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
41	体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	高齢者支援課
42	配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
43	家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	高齢者支援課
44	ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
45	緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
46	介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
47	養護老人ホームへの措置入所	65 歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課
48	複合老人ホーム野田市楽寿園の運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	高齢者支援課
49	岩木小学校老人デイサービスの運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	高齢者支援課
50	いきいきクラブ連合会の技術支援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	高齢者支援課

51	介護相談員派遣事業	介護相談員（民生委員）の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者支援課
52	母子健康手帳交付	妊娠届と母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター 子ども支援室
53	子ども相談	妊娠期から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター 子ども支援室
54	野田市乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む）	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
55	各種健診（乳幼児）	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
56	寝たきり老人訪問 歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認できることから、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
57	健康相談	健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	保健センター
58	24時間救急医療体制	通常時間外で応急処置が必要な方のために、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースに対応できるようにする。	保健センター
59	うつ病に関する知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談、健康教育、こころの健康に関する講演会等を通して、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、知識の普及啓発を図る。	保健センター

60	市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	収税課
61	市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	営繕課
62	消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	市民生活課
63	避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があるため、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	防災安全課
64	人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
65	女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	人権・男女共同参画推進課
66	D V相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
67	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課

68	育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課
69	教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	学校教育課
70	学校職員安全衛生管理事業	学校職員（支援者）の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	学校教育課
71	学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。	学校教育課
72	給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	学校教育課
73	教育・いじめ相談（対象：小中学校の児童生徒）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	指導課
74	教育・いじめ相談（対象：青少年）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	青少年課
75	つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
76	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	児童家庭課
77	学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
78	子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課

79	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	児童家庭課
80	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
81	養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
82	ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
83	母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
84	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
85	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課
86	母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童家庭課

87	児童家庭相談事業 (家庭児童相談)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
88	児童家庭相談事業 (児童虐待防止対策)	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
89	児童福祉施設入所事務(母子生活支援施設、助産施設)	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
90	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課
91	育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	子ども家庭総合支援課
92	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	生活支援課
93	民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	生活支援課
94	障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	障がい者支援課
95	障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	障がい者支援課
96	障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて当人や家族等の支援を行う。	障がい者支援課

97	障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がい者当事者による相談業務を実施する。	障がい者支援課
5 児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育			
98	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまう子どももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	指導課
99	いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象に SOS の出し方に関する教育を実施する。	指導課

野田市地域福祉計画

【第3次改訂版】

発	行	野田市
編	集	野田市保健福祉部生活支援課
		〒278-8550 野田市鶴奉7－1
		TEL 04-7125-1111（代表）
		http://www.city.noda.chiba.jp/

パブリック・コメント手続の実施について

1 募集の趣旨

本市では、平成27年3月に策定した野田市地域福祉計画【第2次改訂版】を社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公共サービスの連携を図るための指針として位置付け、地域住民や、自治会・地区社会福祉協議会・ボランティア・NPOといった社会福祉事業者等、そして行政がお互いに地域社会の構成員として参加・協力し合い、互いに優れたところを活かしながら協働して、地域福祉の推進を目指して取り組んでまいりました。

この度、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項や自殺対策の計画を盛り込んだ野田市地域福祉計画【第3次改訂版】(素案)がまとまりましたのでお知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂くため、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案

野田市地域福祉計画【第3次改訂版】(素案)

4 政策等の案等の入手方法

◆市ホームページ内「パブリック・コメント」からダウンロード

◆文書閲覧

- ・市役所1階 生活支援課(担当課)
- ・市役所1階 行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階 行政資料コーナー
- ・各公民館(中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬)
- ・各図書館(興風、南、北、せきやど)
- ・生涯学習センター

5 意見の募集期間

令和元年11月27日(水曜日)から令和元年12月26日(木曜日)まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市地域福祉計画」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 保健福祉部生活支援課 宛て ※12月26日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所1階 生活支援課 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日及び日曜日を除く）
	◇意見投函箱 ○市役所1階 総合案内 ○いちいのホール1階 関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日及び日曜日を除く） ○各公民館、各図書館、生涯学習センター 受付時間：各施設とも開館時間内 （休館日を除く）
◇ファクシミリの場合	04-7123-1095（FAX 番号）
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。

8 意見を提出する書式

意見提出用紙を用意していますのでご利用ください。

なお、野田市地域福祉計画【第3次改訂版】(素案)に対する意見と書いて、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問合せ先

保健福祉部生活支援課

電話 04-7125-1111 内線 2116、2119